

令和7年度

補正予算案の主要施策集



【計数整理の結果、異同を生ずることがある。】

I. 「医療・介護等支援パッケージ」 2

- 「医療・介護等支援パッケージ」（医療分野） 2
 - 医療機関・薬局における賃上げ・物価上昇に対する支援 3
 - 施設整備の促進に対する支援 5
 - 福祉医療機構による優遇融資等の実施 6
 - 生産性向上に対する支援 8
 - 病床数の適正化に対する支援 9
 - 出生数・患者数の減少等を踏まえた産科・小児科への支援 10
- 「医療・介護等支援パッケージ」（介護分野） 11
 - 介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善に対する支援 12
 - 介護事業所・施設のサービス継続に対する支援 13
 - 介護テクノロジー導入・協働化・経営改善等に対する支援 16
 - 訪問介護・ケアマネジメントの提供体制確保に対する支援 17
- 「医療介護等支援パッケージ」（障害福祉分野） 22
 - 障害福祉分野における賃上げ・テクノロジー導入等に対する支援 23
- 福祉医療機構による優遇融資の実施、社会福祉法人の連携・協働の推進 27
- 医療・介護分野等へのマッチング支援の強化のためのハローワークの体制整備 29

II. 物価上昇を上回る賃上げの普及・定着に向けた支援等 30

- 最低賃金引上げに対応した業務改善助成金による中小企業等の賃上げ支援 30
- 生活衛生関係営業者の物価高騰への対応に向けた価格転嫁の取組支援等 31
- 非正規雇用労働者等が働きながら学びやすい職業訓練の実施 33

III. 医療・介護の確保、DXの推進、「攻めの予防医療」の推進等 34

- 医師偏在是正に向けたリカレント教育の実施や医師のマッチングへの支援等 34
- 特定行為研修修了者の養成・ナースセンターの活用等による看護師確保の推進 36
- ドクターヘリの運航維持、国民保護事案発生時等における救急・災害医療体制の確保 40
- 周産期医療の連携体制、希望に応じて安全な無痛分娩が選択できる体制の構築 43
- 介護支援専門員の確保・資質向上や介護人材の確保・育成、定着に向けた取組支援 44
- マイナ保険証の利用促進に向けた取組 57
- 全国医療情報プラットフォームにおける、電子カルテ情報共有サービス、電子処方箋、公費負担医療制度等のオンライン資格確認、予防接種のデジタル化等の推進 58
- 診療報酬改定DXの取組の推進 66
- 自治体検診における医療機関等との連携の推進 67
- 医療安全の向上・物流DXの推進に資する医薬品・医療機器等製品データベース構築 68
- 医療機関等におけるサイバーセキュリティ対策の強化 69
- 整合的かつ効率的な審査支払機能の運用に向けた国保総合システムの改修 70
- 介護情報基盤の整備や介護テクノロジー開発企業等への支援等に向けた取組の強化 71
- 生涯を通じた歯科健診を行う環境整備の推進 74
- 科学的根拠に基づくがん検診の受診率向上に向けた取組の推進 75
- 女性の健康総合センターを中心とした女性特有の健康課題への対応の推進 76
- 実績のある移植実施施設への支援等による移植医療対策の推進 77

IV. 創薬力強化に向けたイノベーションの推進、医薬品等の安定供給確保や品質・安全性の確保等 78

- 革新的医薬品等実用化支援基金の造成による創薬環境の整備 78
- 後発医薬品製造基盤整備基金の造成による後発医薬品企業の品目統合等に向けた設備投資等の支援 79
- 医薬品卸業者に対する継続的な安定供給のための支援 80
- ファースト・イン・ヒューマン（FIH）試験実施体制の整備 81
- 再生医療等の臨床研究支援等に係る基盤の体制整備・強化 82
- がん・難病の全ゲノム解析における情報基盤の構築、研究の推進 83
- 革新的医療機器の創出に向けた産業振興拠点の強化 84
- AIを活用した創薬に向けたプラットフォームの整備 85
- 臨床研究中核病院における国際水準の治験・臨床試験対応能力の強化 87
- 抗菌薬等や人工呼吸器の国内在庫の確保等に向けた体制整備への支援 88
- 海外依存度の高い原薬等の供給リスク低減に向けた支援 90
- バイオ後続品の国内生産体制整備計画に対する支援 93
- 血漿分画製剤の確保対策 94
- 薬剤師等を活用した市販薬の濫用防止対策の推進、薬物対策 95

V. 次なる感染症危機等に備えた体制強化、国際保健への戦略的取組等 97

- 国立健康危機管理研究機構の機能強化 97
- プレパンデミックワクチン、感染症危機対応医薬品等（MCM）の確保等 98
- CBRNEテロ対策として必要な医薬品の備蓄強化 101
- 関係国際機関等への拠出を通じたユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）等の推進 102

VI. 包摂的な地域共生社会の実現等 110

- 自治体の認知症施策推進計画の策定支援等 110
- 生活困窮者等に対する自立支援の機能強化 111
- 平成25年から実施した生活扶助基準改定に関する最高裁判決への対応 120
- ケースワーカーの業務負担軽減の推進、デジタル技術の活用等 123
- 成年後見制度と権利擁護支援等の連携強化 125
- 地域との連携・協働を図るモデル事業による互助機能の強化 128
- シルバー人材センターによる高齢者就業機会確保に向けた体制整備支援 130
- 自殺対策の強化、困難な問題を抱える女性の地域移行支援の推進 131
- 地域における戦没者の慰霊・戦争体験者の記憶継承の推進 134
- 災害からの復旧・復興に対する支援、医療施設等の耐災害性強化 135
- DWATの養成等による災害時の福祉支援体制の強化 143
- B型肝炎訴訟の給付金等の支給 144

【○「医療・介護等支援パッケージ」(医療分野)】

令和7年度補正予算案 10,368億円

施策名:医療・介護等支援パッケージ(医療分野)

① 施策の目的

- 経済状況の変化等に対応するため、救急医療を担うといった医療機能の特性も踏まえつつ、診療に必要な経費に係る物価上昇への的確な対応や、物価を上回る賃上げの実現に向けた支援を行う。
- また、現下の物価上昇を含む経済状況の変化により、地域医療構想の推進のための施設整備等が困難な医療機関に対する支援を実施する。
- さらに、物価上昇の影響を受けた医療機関の資金繰りを的確に支援するため、(独)福祉医療機構による優遇融資等を着実に実施する。
- 賃上げを下支えし、人手不足にも対応するため、業務効率化・職場環境改善に資するICT機器等の導入・活用などの生産性向上に率先して取り組む医療機関を支援する。
- 病床数の適正化を進める医療機関に対しては、医療機関の連携・再編・集約化に向けた取り組みを加速する観点から、地域の医療ニーズを踏まえ必要な支援を実施する。
- 出生数減少等の影響を受けている産科施設や小児医療の拠点となる施設への支援も実施する。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③ 施策の概要

- ア 賃上げ・物価上昇に対する支援【5,341億円(賃上げ1,536億円・物価上昇3,805億円)】
- イ 施設整備の促進に対する支援【462億円】
- ウ (独)福祉医療機構による優遇融資等の実施
【804億円(優遇融資を行うための(独)福祉医療機構の財政基盤安定化等・資本性劣後ローンの融資財源)】
※ 別途、優遇融資の融資財源は財投要求を行う
- エ 医療分野における生産性向上に対する支援【200億円】
- オ 病床数の適正化に対する支援【3,490億円】
- カ 出生数・患者数の減少等を踏まえた産科・小児科への支援【72億円】

④ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

医療従事者の賃上げ支援を実施することや物価上昇局面においても医療サービスを円滑に実施するための支援等を行うことで、地域に必要な医療提供体制を確保する。

【○医療機関・薬局における賃上げ・物価上昇に対する支援】

※医療・介護等支援パッケージ

医政局医療経営支援課
(内線2640)
医薬局総務課
(内線4264)

施策名:ア 医療分野における賃上げ・物価上昇に対する支援

令和7年度補正予算案 5,341億円

① 施策の目的

医療機関や薬局における従事者の処遇改善を支援するとともに、物価上昇の影響に対して支援することで、地域に必要な医療提供体制を確保する。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③ 施策の概要

経済状況の変化等に対応するため、救急医療を担うといった医療機能の特性も踏まえつつ、診療に必要な経費に係る物価上昇への的確な対応や、物価を上回る賃上げの実現に向けた支援を行う。

(交付額) 医療従事者の処遇改善支援、診療に必要な経費に係る物価上昇対策の合計
[補助率10/10]

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



- I 医療機関や薬局は都道府県に交付申請する際に申請に必要な内容を申請し、都道府県が当該内容を適当と認めれば国に所要額を交付申請
- II 国は都道府県に所要額を交付決定し、都道府県が医療機関や薬局に支給
- III 都道府県が国に実績報告を行い、国は交付額を確定して都道府県に通知

※ 病院に対しては国からの直接執行を予定

⑤ 施策の実施スケジュール

予算成立後、速やかに実施

⑥ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

医療機関や薬局の処遇改善・物価上昇への支援を行うことで、地域に必要な医療提供体制を確保する。

【○医療機関・薬局における賃上げ・物価上昇に対する支援】

施策名：ア 医療分野における賃上げ・物価上昇に対する支援【交付額】

＜病院＞

【基礎的支援】

1床あたり	支援額
賃金分	8.4万円
物価分	11.1万円（※）

※全身麻酔手術件数又は分娩取扱数（分娩取扱数にあつては3を乗じた数）が800件以上、2,000件以上の病院（救急車受入件数3000件未満に限る）にあつては、それぞれ1施設2,000万円、8,000万円を加算。救急加算との併給不可。

【救急に対応する病院への加算】

1施設あたり	救急車受入件数 1件以上1,000件 未満	救急車受入件数 1,000件以上	救急車受入件数 2,000件以上	救急車受入件数 3,000件以上	救急車受入件数 5,000件以上	救急車受入件数 7,000件以上
救急加算額	500万円	1,500万円	3,000万円	9,000万円	1.5億円	2億円

※1 三次救急病院にあつては救急車受入件数にかかわらず1億円を加算し、上記のうち1億円未満の加算は適用しない。

※2 別途、病床数適正化支援、施設整備等支援及び産科・小児科支援や、食費・光熱費等に対して「重点支援地方交付金」による支援が行われる。

＜有床診療所＞

1床 あたり	支援額
賃金	7.2万円
物価	1.3万円
合計	8.5万円

＜医科無床診療所・歯科診療所＞

1施設 あたり	支援額	
	医科無床 診療所	歯科診療所
賃金	15.0万円	15.0万円
物価	17.0万円	17.0万円
合計	32.0万円	32.0万円

＜保険薬局＞

1施設 あたり	支援額 (1法人あたりの薬局数に応じて傾斜配分)		
	～5店舗	6～19店舗	20店舗～
賃金	14.5万円	10.5万円	7.0万円
物価	8.5万円	7.5万円	5.0万円
合計	23.0万円	18.0万円	12.0万円

＜訪問看護ST＞

1施設 あたり	支援額
賃金	22.8万円
物価	(介護より)
合計	22.8万円

【○施設整備の促進に対する支援】

令和7年度補正予算案 462億円

※医療・介護等支援 パッケージ
 医政局地域医療計画課
 (内線2550)

施策名:イ 施設整備促進支援事業

① 施策の目的

・現下の物価高騰を含む経済状況の変化により施設整備が困難となっている医療機関に対する支援を行うことにより、地域における地域医療構想を推進するとともに、救急医療・周産期医療体制を確保する。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③ 施策の概要

・医療提供体制施設整備交付金、医療施設等施設整備費及び地域医療介護総合確保基金（I-1）の交付対象となる新築、増改築等を行う医療機関に対して、㎡数に応じた建築資材高騰分等の補助を行う。
 (概要)整備計画を進めており、国庫補助事業の交付対象となる医療機関等を対象として、施設整備を進めるために必要な給付金等を支給する。
 (交付額)(市場価格-補助事業単価)×国負担分相当

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【国が都道府県事業を支援する場合】



- I 医療機関は都道府県に交付申請する際に申請に必要な内容を申請し、都道府県が当該内容を適当と認めれば国に所要額を交付申請
- II 国は都道府県に所要額を交付決定し、都道府県が医療機関に支給
- III 都道府県が国に実績報告を行い、国は交付額を確定して都道府県に通知

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

足元の経営状況の急変等に直面している医療機関等へ必要な財政支援を行うことで、地域に必要な医療提供体制を確保する。

【○福祉医療機構による優遇融資等の実施】

令和7年度補正予算案 564億円

医政局医療経営支援課
(内線2672)

施策名:ウ 福祉医療機構による優遇融資への支援

① 施策の目的

物価高騰の影響を受けた医療機関等の資金繰りを支援するための無利子・無担保等の優遇融資を行う(独)福祉医療機構の体制を整備する。

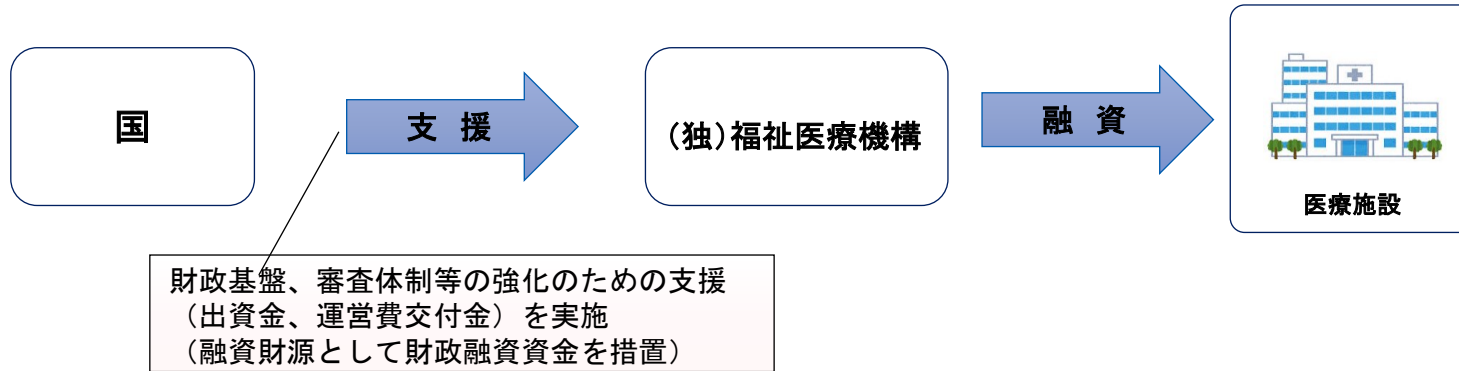
② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③ 施策の概要

優遇融資を実施する(独)福祉医療機構に対して、速やかな貸付の実行や適切な債権管理を行うための機構の財政基盤及び審査体制等の強化を図るための支援を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

物価高騰の影響を受けた医療機関等が事業を継続できるよう資金繰り支援を行うことにより、地域の医療サービスの安定的な提供体制を確保する。

【 ○福祉医療機構による優遇融資等の実施】

施策名:ウ 福祉医療機構による資本性劣後ローンの創設

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

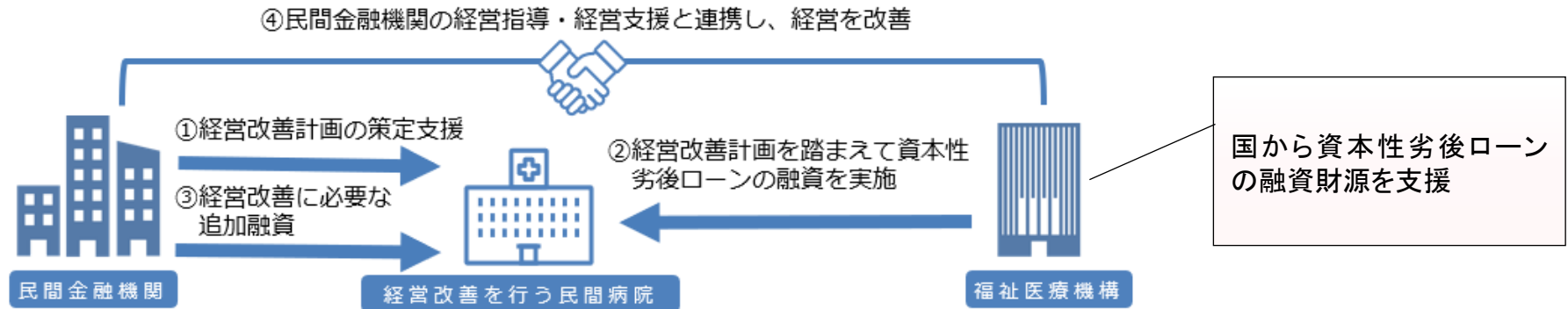
① 施策の目的

物価高騰の影響を受け、債務超過等により必要な新規融資を受けられなくなっている民間病院に対して資本性劣後ローンを実行する(独)福祉医療機構の融資体制を整備する。

③ 施策の概要

(独)福祉医療機構の融資メニューに地域で必要な医療機能を有していながら、債務超過等により必要な新規融資を受けられなくなっている民間病院の財政状況を改善させ、民間金融機関からの融資再開につなげるための資本性劣後ローンを創設する。必要な融資が実施されるよう、(独)福祉医療機構に対して融資財源の支援を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

資本性劣後ローン融資により債務超過が解消し、財務(BS)が改善されるため、民間金融機関の融資が再開される。併せて民間金融機関と連携した経営改善を行うことで、地域医療の維持に寄与する。

【○生産性向上に対する支援】

施策名:エ 医療分野における生産性向上に対する支援

① 施策の目的

業務効率化・職場環境改善に資する取組を支援し、医療分野の生産性向上を図り、医療人材の確保・定着に繋げる。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③ 施策の概要

業務効率化・職場環境改善に関する目標値を設定し、進捗管理を行う「業務効率化推進委員会(仮称)」を設置し、業務効率化・職場環境改善に資するICT機器等の導入等の取組を行う病院に対して必要経費を支援し、医療分野の生産性向上を図る。

交付額: 1病院あたり1億円(上限)

【生産性向上に資する取組のイメージ】

- ICT機器の導入による業務の効率化
 - ・ スマートフォンによるカルテ閲覧・情報共有、インカム、IWB等の導入 ⇒ DX化による情報伝達の効率化
- 取組を行う病院への医療勤務環境改善センターによるサポート体制強化

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



- I 医療機関は都道府県に交付申請し、都道府県は国に所要額を交付申請
- II 国は都道府県を通じて医療機関に所要額を交付決定(補助率4/5)し、都道府県が医療機関に交付
- III 医療機関は都道府県に実績報告(概ね3年後)
- IV 都道府県が国に実績報告を行い、国は交付額を確定して都道府県に通知

⑤ 施策の実施スケジュール

予算成立後、速やかに実施

⑥ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

業務効率化・職場環境改善に取り組む病院への財政支援を行うことで、職場内の生産性向上を図り、医療人材の確保・定着に繋げ、地域に必要な医療提供体制を確保する。

【〇病床数の適正化に対する支援】

令和7年度補正予算案 3,490億円

※医療・介護等支援 パッケージ
医政局地域医療計画課
(内線4095、2665)

施策名:オ 病床数の適正化に対する支援

① 施策の目的

・効率的な医療提供体制の確保を図るため、医療需要の変化を踏まえた病床数の適正化を進める医療機関は、診療体制の変更等による職員の雇用等の様々な課題に対して負担が生じるため、その支援を行う。

② 対策の柱との関係

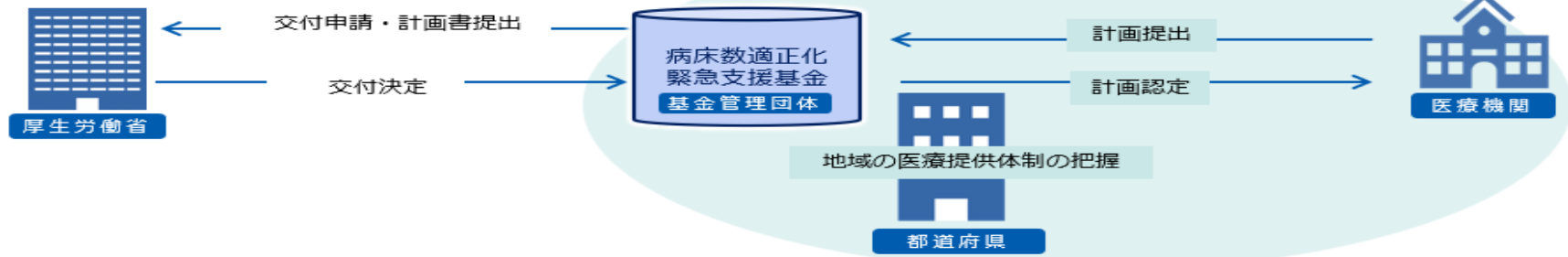
I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③ 施策の概要

・「病床数適正化緊急支援基金」を創設し、医療需要の変化を踏まえた病床数の適正化を進める医療機関への支援を行う。
(概要) 医療需要の変化を踏まえた病床数の適正化を進める医療機関を対象として財政支援を行う。
(交付対象・交付額) 病院(一般・療養・精神)・有床診:4,104千円/床 (ただし、休床の場合は、2,052千円/床)

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

(イメージ図)



- ・ 医療機関は基金管理団体等に計画提出を行う際に病床削減数を申請し、基金管理団体等が計画認定する
- ・ 基金管理団体等は医療機関に所要額を支給する (10/10)

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

医療需要の変化を踏まえた病床数の適正化を進める医療機関へ必要な財政支援を行うことで、医療機関の連携・再編・集約化に向けた取組を加速するとともに、地域に必要な医療提供体制を確保する。
人口減少等により不要となると推定される、約11万床(※)の一般病床・療養病床・精神病床といった病床について、地域の実情も踏まえ、2年後の新たな地域医療構想に向けて、不可逆的な措置を講じつつ、調査を踏まえて次の地域医療構想までに削減を図る。

※一般病床及び療養病床の必要病床数を超える病床数約5万6千床並びに精神病床の基準病床数を超える病床数約5万3千床を合算した病床数(厚生労働省調べ)。

※約1.1万床については令和6年度補正予算による病床数適正化支援事業により措置済み。

施策名:力 産科・小児科医療機関等に対する支援

① 施策の目的

出生数や患者数の減少が進行するなかでも、地域で子どもを安心して生み育てることができる周産期医療及び小児医療体制を確保する。

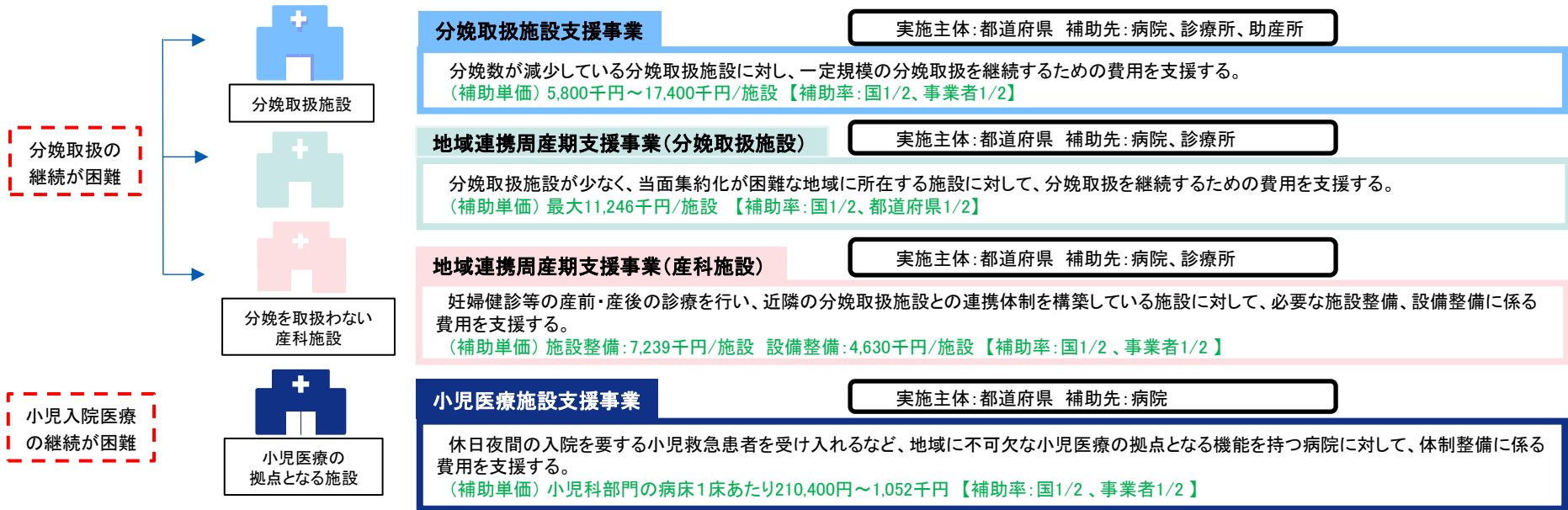
② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③ 施策の概要

- ・ 地域で安心安全に出産できる体制確保に向けた取組を支援する。
- ・ 地域で救急を含めた小児入院医療が実施できる体制確保に向けた取組を支援する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

産科施設や小児科医療機関を取り巻く厳しい経営環境を踏まえ、施設の連携・集約化・重点化を含めた必要な支援を行い、地域で子どもを安心して生み育てることができる小児周産期医療体制の確保を図る。

施策名: 医療・介護等支援パッケージ(介護分野)

令和7年度補正予算案 2,721億円

① 施策の目的

- 国民のいのちと暮らしを守り、安心して医療・介護・福祉サービスを受けられる体制を整備するため、「医療・介護等支援パッケージ」を緊急措置する。
- 介護分野においては、
 - ・ 他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和8年度介護報酬改定において、必要な対応を行うこととし、報酬改定の時期を待たず、人材流出を防ぐための緊急的対応として、賃上げ・職場環境改善の支援を行う。
 - ・ 介護事業所・施設が、物価上昇の影響がある中でも、必要な介護サービスを円滑に継続するための支援等を行う。
 - ・ ICT等のテクノロジーの導入や経営の協働化、訪問介護・ケアマネジメントの提供体制の確保に向けた取組を支援する。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○	○				○			

③ 施策の概要

ア 介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業

- ・ 介護従事者に対して幅広く月1万円の賃上げ支援を実施し、生産性向上や協働化に取り組む事業者の介護職員に対して月0.5万円を上乗せ。
- ・ 併せて、介護職員の職場環境改善を支援。人件費に充てた場合、介護職員に対して月0.4万円の賃上げに相当。

※いずれも半年分 1,920億円

イ 介護事業所・施設のサービス継続支援事業

- ・ 物価上昇の影響がある中でも、必要な介護サービスを円滑に継続できるように、訪問系サービスの訪問・送迎に必要な経費、災害発生時に必要な設備・備品、介護保険施設の食料品の購入費等を支援。

※この他、施設の大規模修繕等に対する支援を実施 510億円

ウ 介護テクノロジー導入・協働化・経営改善等支援事業

- ・ 介護記録ソフト等の介護テクノロジーの導入・定着や、経営の協働化、経営改善を支援するとともに、これらの支援を行う都道府県相談窓口等の機能強化を図り、伴走支援を充実。

220億円

エ 訪問介護・ケアマネジメントの提供体制確保支援事業

- ・ 経験年数が短いホームヘルパーへの同行支援や、中山間地域等における通所介護事業所の訪問機能追加、訪問介護事業所のサテライト(出張所)の設置、居宅介護支援(ケアマネ)事業所の人材確保、シャドウワーク等の業務負担軽減、協働化等を支援。

71億円

④ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

「医療・介護等支援パッケージ」の実施により、介護分野において、必要な人材確保、円滑なサービス継続、効率的かつ安定的な介護サービス提供が可能となる。

**施策名:ア 介護分野における物価上昇・賃上げ等に対する支援
(介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業)**

令和7年度補正予算案 1,920億円

※医療・介護等支援パッケージ

① 施策の目的

- 〇介護分野の職員の処遇改善については、累次の取組を講じてきた結果、介護職員の賃金は改善してきたものの、他産業とはまだ差がある状況。
- 〇介護分野の人材不足が厳しい状況にあるため、他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和8年度介護報酬改定において、必要な対応を行うこととし、報酬改定の時期を待たず、人材流出を防ぐための緊急的対応として、賃上げ・職場環境改善の支援を行う。支援については、持続的な賃上げを実現する観点を踏まえて実施する。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○	○							

③ 施策の概要

- ①介護従事者に対して幅広く賃上げ支援(※1)を実施。
- ②生産性向上や協働化に取り組む事業者(※2)の介護職員に対して賃上げ支援を上乗せ。
- ③併せて、介護職員について、職場環境改善に取り組む事業者(※3)を支援(介護職員等の人件費に充てることも可能)。

(※1) 処遇改善加算の対象サービスについては加算取得事業者、対象外サービス(訪問看護、訪問リハ、ケアマネ等)については処遇改善加算に準ずる要件を満たす(又は見込み)事業者が対象。

(※2) 処遇改善加算の取得に加え、以下の要件を満たす事業者。

- ア) 訪問、通所サービス等
→ ケアプランデータ連携システムに加入(又は見込み)等。
- イ) 施設、居住サービス、多機能サービス、短期入所サービス等
→ 生産性向上加算 I 又は II を取得(又は見込み)等。

(※3) 処遇改善加算を取得の上、職場環境等要件の更なる充足等に向けて、職場環境改善を計画し実施する事業者(要件は、令和6年度補正予算の「介護人材確保・職場環境改善等事業」と同様)。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

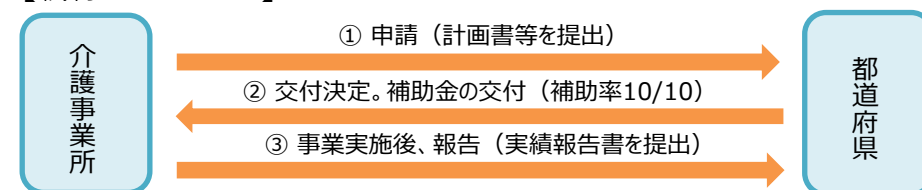
(1) 支給要件・金額

- ①介護従事者に対する幅広い賃上げ支援 1.0万円
- ②協働化等に取り組む事業者の介護職員に対する上乗せ 0.5万円
- ③介護職員の職場環境改善の支援

※人件費に充てた場合、介護職員に対する0.4万円の賃上げに相当

(2) 対象期間: 令和7年12月～令和8年5月の賃上げ相当額を支給

【執行のイメージ】



(注) サービスごとに交付率を設定し、各事業所の総報酬にその交付率を乗じた額を支給(国10/10で都道府県に支給。併せて交付額算出のための国保連システム改修費用及び国・都道府県の必要な事務費等も確保)

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- 〇 介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援を実施することで、介護サービス提供に必要な人材確保につながる。

令和7年度補正予算案 278億円

※医療・介護等支援パッケージ

【○介護事業所・施設のサービス継続に対する支援】

施策名：イ 介護事業所等に対するサービス継続支援事業

① 施策の目的

- 物価上昇の影響がある中でも、介護事業所・施設が、必要な介護サービスを円滑に継続できるよう、将来的に必要なとなる設備・備品の購入費用等に対する補助を行う。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○	○							

③ 施策の概要

- 物価上昇の影響がある中でも、介護事業所・施設が、必要な介護サービスを円滑に継続できるよう、介護事業所・施設のサービス類型・規模等を踏まえ、
 - ・ 特に長距離移動が求められる訪問系サービス等においては、訪問・送迎など移動に伴い必要となる経費、
 - ・ 大規模災害の発生時には、介護事業所・施設への避難も想定されることから、介護事業所・施設について、衛生用品や備蓄物資、ポータブル発電機など災害発生時に必要な設備・備品などの購入費用等に対する補助を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

- (1)実施主体
都道府県
- (2)補助上限額
- 介護事業所・施設(訪問介護、通所介護、施設系を除く):1事業所あたり20万円
 - 訪問介護、通所介護事業所:
規模(訪問回数等)、提供形態に応じて上限額を区分(※)し、
訪問介護 1事業所あたり20万円、30万円、40万円、50万円
通所介護 1事業所あたり20万円、30万円、40万円
 - 施設系(特養、老健、介護医療院等):定員1人あたり6千円
- (※)訪問介護は延べ訪問回数(200回以下、201回以上~2000回以下、2001回以上)で区分(30万円、40万円、50万円)。ただし、移動経費に着目し、集合住宅併設型は20万円とする。
通所介護は延べ利用者数(300人、600人)で20万円、30万円、40万円の3区分とする。
- (3)補助率
国:3/4、都道府県:1/4(都道府県事務費は国:10/10)
- (4)補助対象
介護事業所・施設

- (5)補助対象経費(例)
- [介護サービスを円滑に継続するための対応]
- ア. 訪問・送迎の移動の経費などサービス提供の継続に必要な経費
 - イ. ネッククーラー、冷感ポンチョ、熱中症対策ウオッチ
 - ウ. 業務用スポットエアコン、サーキュレーター、断熱カーテン など
- [大規模災害等への備え]
- 平時のサービス提供にあたって使用することも可能とするが、災害発生時に使用可能な状態で維持するものとする。
- ア. 飲料水、食料品等の備蓄物資(ローリングストックの初期費用)
 - イ. ポータブル発電機、ポータブル電源・蓄電池
 - ウ. 衛生用品、医療用品
 - エ. 簡易浄水器、冷房機、暖房機、簡易トイレ
 - オ. その他災害への備えとして必要と認められる経費



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- 介護サービスの円滑な継続を支援することにより、介護サービスの維持を図る。

施策名:イ 介護施設等に対するサービス継続支援事業

令和7年度補正予算案 210億円

※医療・介護等支援パッケージ

① 施策の目的

介護保険施設等は、入所者の栄養・心身の状況等を考慮した食事を提供する必要があるが、物価上昇の影響がある中でも、食事提供というサービスを円滑に継続するための支援を行う。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○	○							

③ 施策の概要

介護保険施設等が、物価上昇の影響がある中でも、食事提供というサービスを円滑に継続できるよう、介護保険施設等の規模等を踏まえ、食料品等の購入費等に対する補助を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

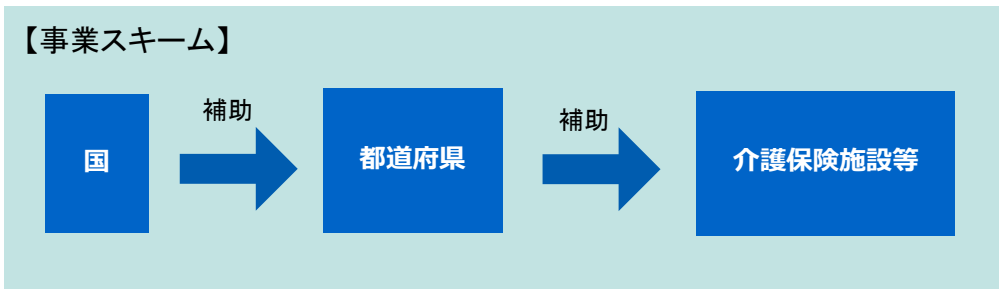
(1)実施主体
都道府県

(2)補助上限額
定員1人あたり1.8万円

(3)補助率
国:10/10 (都道府県事務費 国:10/10)

(4)補助対象
介護老人福祉施設(地域密着型含む)、介護老人保健施設、介護医療院、
短期入所生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム

(5)補助対象経費
食材料費



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

・介護サービスの円滑な継続を支援することにより、介護サービスの維持を図る。

施策名:イ 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金等

① 施策の目的

・都道府県・市町村が、計画的かつ「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づく取組と一体的に行う老朽化した高齢者施設等の改修・大規模修繕等の取組等を支援し、物価上昇の影響がある中でも、防災・減災対策が推進される環境を整備する。

② 対策の柱との関係

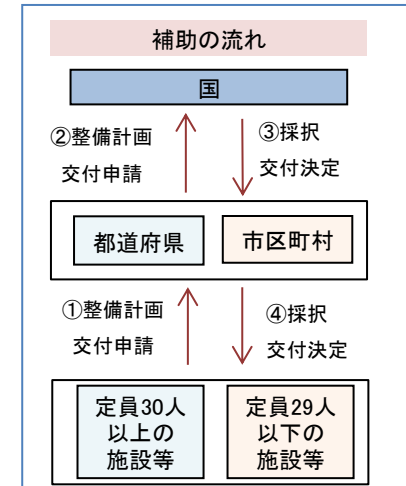
I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○	○				○			

③ 施策の概要

・広域型施設において、「第1次国土強靱化実施中期計画」に関する取組と一体的に実施する大規模修繕等や、小規模な高齢者施設の改修・大規模修繕等に必要となる経費等を支援する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

対象施設等	基準単価	補助率	実施主体	
定員30人以上の特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護医療院、軽費老人ホーム、養護老人ホームの大規模修繕(※)	・社会福祉連携推進法人等の社員等が運営するもの	61,600千円	国 1/2 自治体 1/4 事業者 1/4	都道府県 指定都市 中核市
	・「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づく取組を行うもの	29,260千円	国 1/3 自治体 1/3 事業者 1/3	
定員29人以下の小規模施設の改修工事・大規模修繕等(※)	・特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、ケアハウス	15,400千円	定額補助	市区町村
	・養護老人ホーム、都市型軽費老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、(看護)小規模多機能型居宅介護事業所等	7,730千円		
介護施設等環境改善事業(介護保険事業費補助金)	・北海道管内の入所・居住系の高齢者施設等	2,000千円	国 1/2 自治体 1/4 事業者 1/4	自治体



※:大規模修繕には、耐震強化のための天井等の非構造部材の落下防止対策等を含む。

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

老朽化した高齢者施設等の改修・大規模修繕が進むことにより、保全経費や維持費用等の抑制や国土強靱化対策の一層の推進が図られ、利用者・介護職員の生命・財産の保持や地域における安定的かつ継続的なサービス提供が促進される。

施策名:ウ 介護テクノロジー導入・協働化・経営改善等支援事業

※医療・介護等支援パッケージ

① 施策の目的

- ・介護サービス需要の増加への対応や介護人材の確保が喫緊の課題となっており、サービス提供の存続にも関わる重要な問題である。特に小規模法人を中心に、従来の方法や単独では必要な人材確保が難しい法人も多く、経営の効率も悪くなるという悪循環に陥りがちである。
- ・また、「省力化投資促進プラン」(令和7年6月13日)において、2040年に▲20%以上の業務効率化を図る必要があるとされており、生産年齢人口が減少していく中、計画的かつ継続的に職場環境改善・生産性向上のための介護テクノロジー等の導入を図っていく必要がある。
- ・こうした状況を踏まえ、介護現場の生産性向上の取組や、経営の協働化・大規模化等を通じた職場環境改善に取り組む介護サービス事業者に対する支援を行うとともに、これらの支援を行う都道府県相談窓口等の機能強化を図り、伴走支援を充実させる。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○	○							

③ 施策の概要

- ・生産性向上の取組を通じた職場環境改善を推進するため、介護事業所において介護テクノロジー等を導入する費用及び地域全体で導入する費用の補助を行う。また、小規模事業者を含む事業者グループが協働して行う職場環境改善等の取組など協働化等の支援を行うとともに、経営改善の支援に係るモデル的な事業を実施する。あわせてこれらに要する都道府県等の伴走支援の強化等を実施する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

(1) 生産性向上の取組を通じた職場環境改善

① 生産性向上に資する介護テクノロジー等の導入

- ・見守り機器・介護記録ソフト・インカムについては、業務時間削減効果が確認されているため集中的に支援。特に、小規模事業者も含めこれらのテクノロジーがより広く事業者へ普及するよう支援。そのため、介護テクノロジー等の導入にかかる費用を補助するとともに、導入等と一体的に実施する業務改善にかかる費用(※)を補助(※)介護記録ソフトの導入前後の定着を促進する費用やWi-Fi環境整備費用も含む。

② 地域全体で生産性向上の取組を普及・推進する事業の実施

- ・地域の複数事業所における機器の導入に向けた研修や、地域のモデル施設の育成など、都道府県等が主導して面的に生産性向上の取組を推進
- ・都道府県等が主導して、ケアマネ事業所と居宅サービス事業所の間でのケアプランデータ連携システム等の活用を地域で促進し、データ連携によるメリットや好事例を収集

(2) 小規模事業者を含む事業者グループが協働して行う職場環境改善など協働化等の支援、経営改善支援モデル事業の実施

- ① 人材募集や一括採用、合同研修等の実施、事務処理部門の集約、協働化・大規模化にあわせて行う老朽設備の更新・整備のための支援等に加え、福祉医療機構(WAM)による経営分析などを行うための費用を補助することにより、経営改善支援モデル事業を実施
- ② 福祉医療機構における介護施設等の経営サポート事業の体制強化を実施(事業スキーム：国 → WAM(実施主体)、運営費交付金の交付)

(3) 都道府県等による伴走支援等の実施

- ・小規模事業所等に対するICT導入や協働化等の伴走支援等が着実に実施されるよう、必要な都道府県等の体制を整備

【事業スキーム】



【実施主体】

都道府県 (都道府県から市町村への補助も可)

【負担割合】

- (1)①、(2)①・・・国・都道府県4/5、事業者1/5
- (1)②、(3)・・・国・都道府県 10/10
- ※国と都道府県の負担割合は以下の通り
- (1)①、(2)①・・・国4/5、都道府県1/5
- (1)②・・・国9/10、都道府県1/10、(3)・・・国 10/10

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- ・生産性向上の取組や経営の協働化・大規模化等を通じた職場環境改善を推進することにより、介護人材の確保や介護サービスの質の向上に繋げていく。

施策名:エ 訪問介護等サービス提供体制確保支援事業

令和7年度補正予算案 56億円

※医療・介護等支援パッケージ

① 施策の目的

- 〇 訪問介護等サービスについては、長引く人手不足や燃料代の高騰などにより、厳しい状況にある。
- 〇 こうした状況を踏まえ、都道府県・市町村が事業所の規模・形態や地域の実情に応じた最適な支援策を柔軟に実施できるよう、訪問介護等サービス提供体制の確保に向けた総合対策を行う。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○	○							

③ 施策の概要

- 〇 地域において、利用者へ必要なサービスを安定的に提供できるよう、ホームヘルパーへの同行支援や常勤化への支援、協働化・大規模化の取組支援など、事業所規模や地域の特性に合わせた支援を行うほか、下記の支援を新たに行う。
 - ① 訪問介護におけるタスクシェア・タスクシフトを推進するため、都道府県等が行う訪問介護事業所と地域の多様なリソースとの協働モデルの構築や業務の役割分担ルールの策定等の支援
 - ② 訪問介護事業所が存在しない中山間地域等に所在する通所介護事業所等の役割の多機能化(訪問機能の追加)を推進するため、訪問機能の導入に向けた伴走支援や初期費用の助成、導入後の一定期間の支援
 - ③ 中山間地域等において、地域の需要に応じた柔軟な人員配置が可能なサテライト(出張所)の設置を促進するため、サテライトの設置に向けた伴走支援や初期費用の助成、設置後の一定期間の支援

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

実施主体:都道府県・市区町村

補助率:国:2/3、都道府県・市区町村:1/3

※中山間・離島等地域における取組(①のイ及びウ、②のウ、③のイ及びウ)については、国:3/4、都道府県・市区町村:1/4

【事業スキーム】



<p>①人材確保体制構築支援事業 補助対象経費 (例) ア. 研修体制づくりの支援 イ. 採用活動の支援 ウ. 経験年数が短いヘルパーへの同行支援 エ. 周辺事業所の休廃止等に伴うかかり増し経費の支援</p>	<p>②経営改善支援事業 補助対象経費 (例) ア. 経営改善の支援 イ. 常勤化の促進の支援 ウ. 協働化・大規模化の取組の支援 エ. 広報活動に関する支援</p>
---	--

③地域の体制づくり支援事業(拡充)
補助対象経費:以下の取組に必要な経費

- ア. 訪問介護におけるタスクシェア・タスクシフトの推進支援(5.9億円)
- イ. 通所介護事業所等の多機能化(訪問機能の追加)の推進支援(11億円)
- ウ. 訪問介護事業所のサテライト(出張所)設置の推進支援(12億円)

⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- 〇 訪問介護等サービスの人材確保・経営改善や地域における在宅介護の提供体制づくりの取組を支援することで、在宅介護サービスの持続的・安定的な提供体制の確保が図られる。

施策名:エ 訪問介護等サービス提供体制確保支援事業

地域の体制づくり支援事業(訪問介護におけるタスクシェア・タスクシフトの推進支援)

※医療・介護等支援パッケージ

① 施策の目的

- 〇 訪問介護におけるタスクシェア・タスクシフトを全国的に推進することで、介護人材の負担軽減と地域における持続可能なサービス提供体制の維持・強化を図る。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○	○							

③ 施策の概要

- 〇 訪問介護におけるタスクシェア・タスクシフトを推進するため、都道府県等が行う訪問介護事業所と地域の多様なリソースとの協働モデルの構築や業務の役割分担ルール策定等の取組を支援する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

〇補助対象経費:以下の取組に必要な経費

- ・ 家政婦(夫)との協働モデルの構築と研修受講要件緩和(総合事業)の検討
- ・ 地域ボランティア・学生等とのマッチング支援(人材バンクの整備等)
- ・ 業務の役割分担ルールの策定や実証事業の実施
- ・ 先進的な共生型生活支援体制の構築に資する調査研究
- ・ ケアマネ事業所や包括支援センターとの連携体制の構築等

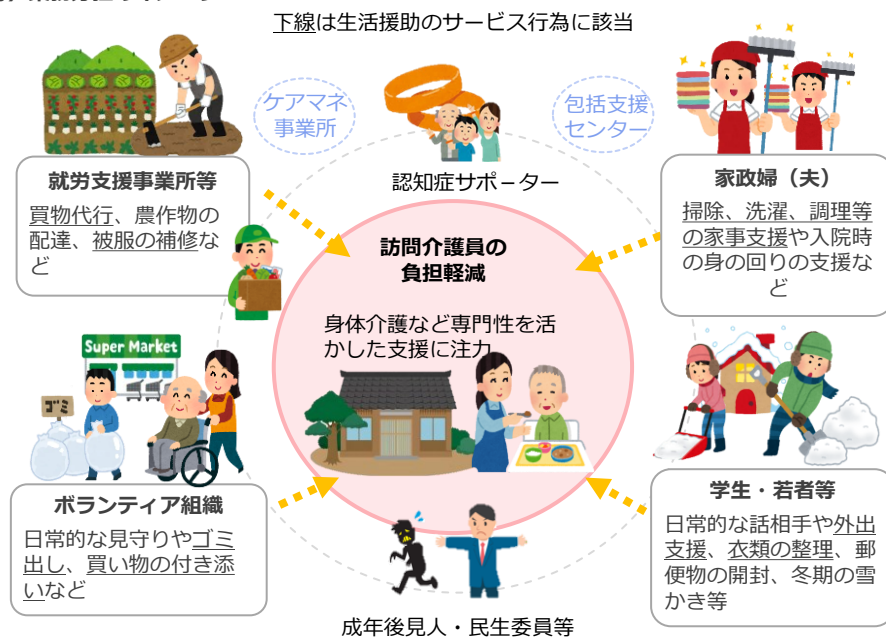
〇実施主体:都道府県・市区町村(社会福祉協議会や福祉人材センター等への委託可能)

〇補助率:国:2/3 都道府県・市区町村 1/3

【事業スキーム】



(参考) 業務分担のイメージ



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- 〇 地域の多様なリソースを地域の支援体制に組み込むことで、介護人材の負担軽減と地域における持続可能なサービス提供体制の確保が図られる。

施策名:エ 訪問介護等サービス提供体制確保支援事業

地域の体制づくり支援事業(通所介護事業所等の多機能化(訪問機能の追加)の推進支援) ※医療・介護等支援パッケージ

① 施策の目的

- 訪問介護事業所が存在しない中山間地域等に所在する通所介護事業所等に対して、役割の多機能化(訪問機能の追加)を支援することで、安定的な訪問介護サービスの提供体制の確保を図る。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○	○							

③ 施策の概要

- 訪問介護事業所が存在しない中山間地域等に所在する通所介護事業所等の役割の多機能化(訪問機能の追加)を推進するため、訪問機能の導入に向けた伴走支援や初期費用の助成、導入後の一定期間の支援を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

○補助対象経費

- ・ アドバイザー配置に係る費用(人件費等)
- ・ 訪問機能追加に必要な初期費用(備品購入費、広告費等)
- ・ 経営安定までの定額補助費用

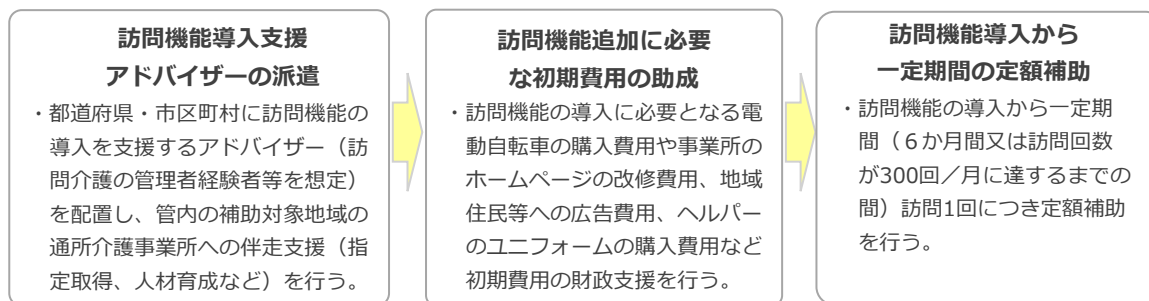
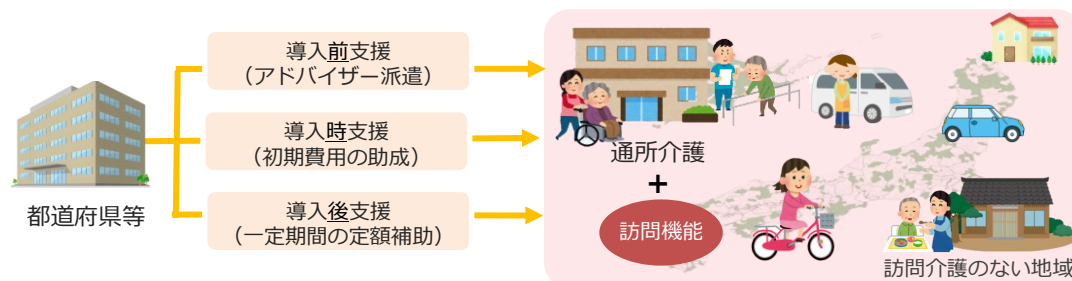
○補助の対象

訪問介護事業所が1か所もない、または必要なサービス提供が困難な状況(提供回数や移動距離等を勘案)にある地域に所在する、通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所

○実施主体:都道府県・市区町村

○補助率:国:3/4 都道府県・市区町村 1/4

【事業スキーム】



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- 人口減少が進む中山間地域における在宅介護のインフラを迅速に再構築することで、将来にわたって安定的な訪問介護サービスの提供体制の確保が図られる。

施策名:エ 訪問介護等サービス提供体制確保支援事業

地域の体制づくり支援事業(訪問介護事業所のサテライト(出張所)設置の推進支援)

※医療・介護等支援パッケージ

① 施策の目的

○ 地域の需要に応じた柔軟な人員配置が可能となるサテライトの設置を促進することで、介護ニーズが限定的な中山間・人口減少地域等における訪問介護サービスの提供体制の維持・確保を図る。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○	○							

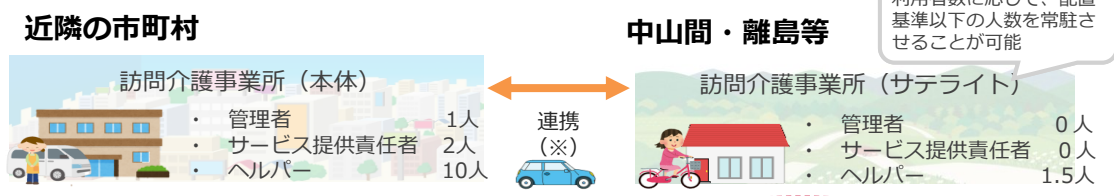
③ 施策の概要

○ 中山間地域等において、地域の需要に応じた柔軟な人員配置が可能なサテライト(出張所)の設置を促進するため、サテライトの設置に向けた伴走支援や初期費用の助成、設置後の一定期間の支援を行う。

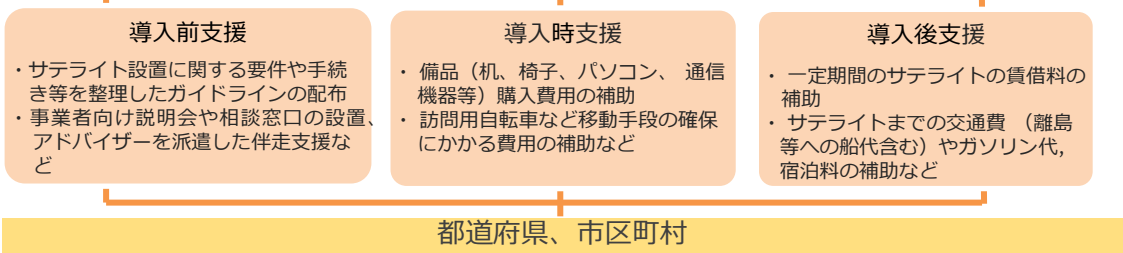
④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

- 実施主体: 都道府県、市区町村
- 具体的な補助要件や補助内容等
(導入前支援)・・・ 制度の周知や設置に向けた伴走支援
(導入時支援)・・・ 設置にかかる初期費用の助成
(導入後支援)・・・ 一定期間のランニングコストの助成など
- 補助率及びスキーム
補助率: 国:3/4 都道府県・市区町村 1/4

【事業スキーム】



- ※設置要件**
- ✓ 利用申込みにかかる調整、サービス提供状況の把握、職員に対する技術指導等が一体的に行われること
 - ✓ 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されること。必要な場合に随時、主たる事業所や他の出張所等との相互支援が行える体制にあること。
 - ✓ 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること
 - ✓ 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められること
 - ✓ 人事、給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われること



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

○ サテライト設置を促進することで、中山間・人口減少地域における訪問介護サービスの提供体制の維持・確保が図られる。

施策名:エ 地域のケアマネジメント提供体制確保支援事業

① 施策の目的

- ・ケアマネジャーの役割の重要性が増大している一方で、ケアマネジャーの人数は減少傾向にあり、高齢化も進んでいることから、今後、介護サービスを受けられない高齢者が発生する恐れがある。
- ・令和6年12月にとりまとめられた、「ケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会」中間整理においても、法定業務以外の業務への対応について、地域の取組を促進する方策の検討や、「潜在ケアマネジャー」の実態把握や復職等の促進について盛り込まれたところ。
- ・そのため、利用者のために質の高いケアマネジメントを実現する観点から、ケアマネジャーがケアマネジメント業務に注力することができるよう、業務負担を軽減しつつ、なり手を確保していくことを目的とする。

② 対策の柱との関係

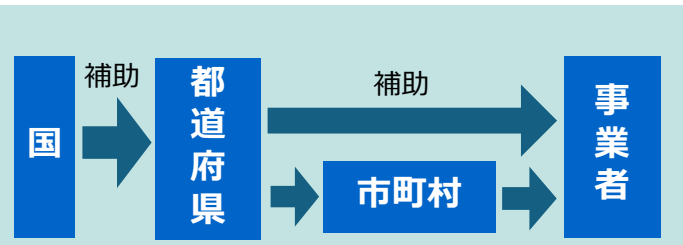
I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○	○							

③ 施策の概要

- ・地域の高齢者に対して適切なケアマネジメントが提供されるよう、地域の特性に応じたケアマネジャーの人材確保体制の構築やタスクシフト支援、事業所規模や地域の特性に合わせた経営改善支援を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

実施主体：都道府県
負担割合：国：2 / 3、都道府県 1 / 3



<p>①介護支援専門員人材確保支援事業</p> <p>○補助対象経費 (例)</p> <p>ア. 中山間・離島等地域における採用活動</p> <p>イ. 「潜在ケアマネジャー」の実態把握や事業所とのマッチング、復職後の相談対応や環境整備の支援 等</p>	<p>②介護支援専門員業務負担軽減支援事業</p> <p>○補助対象経費 (例)</p> <p>ア. 事務職員の採用や研修の支援</p> <p>イ. 公共的な団体による業務の受け皿創設支援</p> <p>ウ. シャドウワークに関する相談窓口の設置</p>	<p>③居宅介護支援事業所経営改善支援事業</p> <p>○補助対象経費 (例)</p> <p>ア. コンサルの派遣による、加算の新規取得や職員の待遇改善、大規模化・協働化等の経営改善支援</p> <p>イ. 利用者確保のための広報活動支援</p>
--	--	---

⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- ・ケアマネジャーの人材確保・業務負担軽減・事業所の経営改善の取組を進めることで、地域における持続的・安定的なサービス提供体制を確保する。

【○「医療・介護等支援パッケージ」(障害福祉分野)】

施策名:医療・介護等支援パッケージ(障害福祉分野)

① 施策の目的

- 障害福祉分野の人材確保が厳しい状況にあるため、他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和8年度障害福祉サービス等報酬改定において、必要な対応を行うこととし、報酬改定の時期を待たず、人材流出を防ぐための緊急的対応として、賃上げの支援を行う。
- ロボットやICT等のテクノロジーの導入を支援する。
- 人材確保や生産性向上等に取り組む障害福祉サービス事業所に対するワンストップ型の支援体制を確保する。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③ 施策の概要

ア 障害福祉分野における
賃上げに対する支援

- ・足下の賃上げの状況等を踏まえ、令和8年度障害福祉サービス等報酬改定における対応の一部の前倒しとして、障害福祉従事者に対する幅広い賃上げ支援

439億円

※この他、障害児支援人材の賃上げ支援として183億円（こども家庭庁計上）

イ 障害福祉分野の介護テクノロジー
導入支援事業

- ・障害福祉現場の職員の介護業務の負担軽減、労働環境の改善、業務効率化に向けた、ロボットやICT等のテクノロジーの導入の支援

6.0億円

ウ 障害福祉分野における人材確保・生産性向上
サポート促進事業(都道府県等実施分)

- ・人材確保や生産性向上等に取り組む障害福祉サービス等事業所に対するワンストップ型の支援体制の確保

5.6億円

エ 障害福祉分野における人材確保・生産性向上
サポート拠点整備事業(国実施分)

- ・都道府県レベルでの総合的な支援体制の整備を促すとともに、生産性向上に係る効果的な取組・手法の全国展開

3.3億円

④ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

障害福祉分野の職員の賃上げや人材確保・生産性向上の支援等を行うことで、障害福祉サービスの提供に必要な介護人材確保に繋がる。

施策名:ア 障害福祉分野における賃上げに対する支援

① 施策の目的

- 障害福祉分野の職員の処遇改善については、累次の取組を講じてきた結果、福祉・介護職員の賃金は改善してきたものの、他産業とはまだ差がある状況。
- 障害福祉分野の人材不足が厳しい状況にあるため、他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和8年度障害福祉サービス等報酬改定において、必要な対応を行うこととし、報酬改定の時期を待たず、人材流出を防ぐための緊急の対応として、賃上げの支援を行う。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

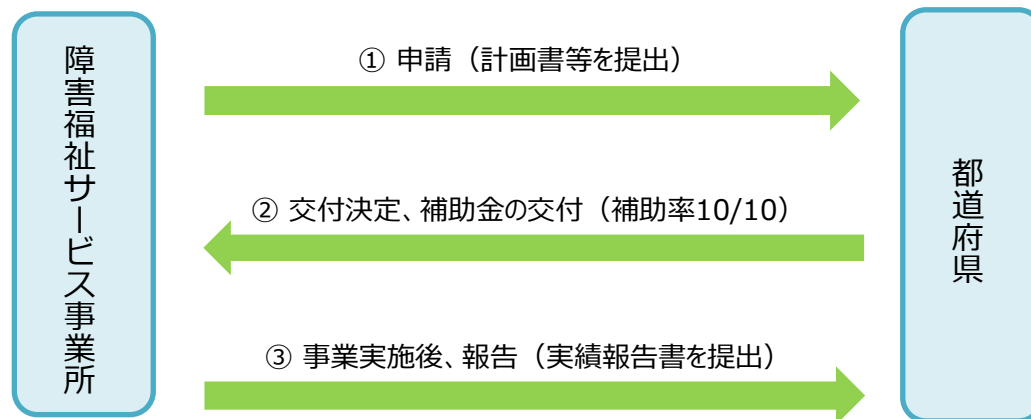
③ 施策の概要

- 障害福祉従事者に対して幅広く賃上げ支援(※)を実施。
(※)処遇改善加算の対象サービスについては加算を取得し取組を推進する(又は見込み)事業者、対象外サービス(計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援)については処遇改善加算取得事業者に準ずる要件を満たす(又は見込み)事業者が対象

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

- (1)支給要件・金額
障害福祉従事者に対する幅広い賃上げ支援 1.0万円
- (2)対象期間:令和7年12月～令和8年5月の賃上げ相当額を支給

【執行のイメージ】



(注)サービスごとに交付率を設定し、各事業所の総報酬にその交付率を乗じた額を支給
(国10/10で都道府県に支給。併せて交付額算出のための国保連システム改修費用及び国・都道府県の必要な事務費等も確保)

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- 障害福祉分野の職員の賃上げ支援を実施することで、障害福祉サービス提供に必要な人材確保につながる。

施策名:イ 障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業

① 施策の目的

利用者の安心安全な生活の確保を図りつつ、障害福祉現場の職員の介護業務の負担軽減、労働環境の改善、業務効率化を推進するため、介護ロボットやICTのテクノロジーを活用し、障害福祉現場の生産性向上を一層推進する。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③ 施策の概要

障害福祉現場の職員の介護業務の負担軽減、労働環境の改善、業務効率化を推進するため、ロボットやICT等のテクノロジーの導入に係る経費等を補助する。これにより、生み出した時間を身体介護等の業務に充て、障害福祉サービスの質の向上にも繋げていき、障害福祉現場の生産性向上を一層推進していく。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

○介護ロボット

日常生活支援における、移乗介護、移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション、入浴支援、機能訓練支援、食事・栄養管理支援のいずれかの場面において利用する介護ロボット
※見守り・コミュニケーションについては、通信環境等の整備費用も対象

○ICT

- ①情報端末(タブレット端末など)、②ソフトウェア(開発の際の開発基盤のみは対象外)、③AIカメラ等(防犯、虐待防止、事故防止など、利用者の安心安全のために活用するカメラ)、④通信環境機器等(Wi-Fi、ルーターなど)、⑤保守経費等(クラウドサービスなど)

○介護テクノロジーのパッケージ型導入支援

- ・介護ロボット・ICTを複数組み合わせる場合に必要経費
- ・見守り機器の導入に必要な通信環境を整備するための経費

【導入支援の対象施設・事業所】

- ・障害者支援施設、グループホーム、居宅介護、重度訪問介護、短期入所 他(介護ロボット)
- ・障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、一般・特定相談支援事業所(ICT)

【補助率】

1. 施設等に対する導入支援: 国1/2 都道府県・指定都市・中核市1/4 事業者1/4
2. 都道府県等による導入促進(体験会・研修会): 国1/2 都道府県・指定都市・中核市1/2

【実施主体】都道府県、指定都市、中核市、民間団体

【事業スキーム】



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

障害福祉事業者が介護ロボット・ICTを複数組み合わせる導入し、生産性向上による働きやすい職場環境の実現を推進することで、安心・安全な障害福祉サービスの提供に寄与する。

施策名:ウ 障害福祉分野における人材確保・生産性向上サポート促進事業(都道府県等実施分)

① 施策の目的

- 人材確保や生産性向上に関する業種の特徴を踏まえたきめ細やかな対応や支援策の充実、全国的なサポート体制を整備する。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③ 施策の概要

- 都道府県等が、事業所支援等を行うためのサポートセンターの設置等を行う場合に必要な事務費等を補助し、障害福祉サービス等事業所や市町村に対するワンストップ型の支援体制の確保を図る。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

補助対象経費

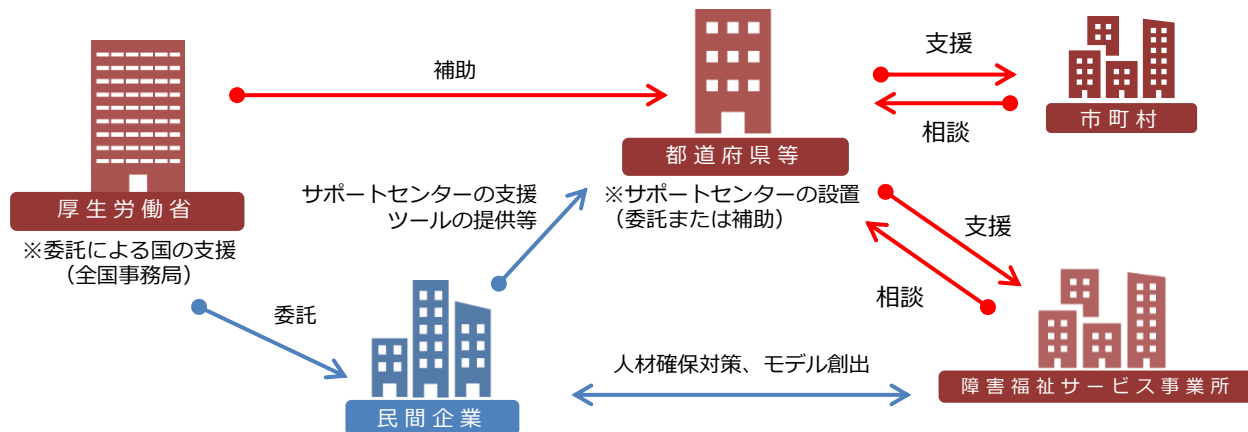
都道府県等が実施する
(1)人材確保支援(2)生産性向上支援(3)経営改善支援等に要する費用

補助率

国 9 / 10、都道府県・指定都市・中核市 1 / 10

実施主体

都道府県、指定都市、中核市



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

ICT活用等により業務量の縮減を行う事業所の増加(令和8年度:50%、令和11年度:90%以上)
都道府県ワンストップ窓口設置数の増加(令和8年度:10以上、令和11年度:全都道府県)

【○障害福祉分野における賃上げ・テクノロジー導入等に対する支援】

施策名:エ 障害福祉分野における人材確保・生産性向上サポート拠点整備事業(国実施分)

① 施策の目的

- 人材確保や生産性向上に関する業種の特徴を踏まえたきめ細やかな対応や支援策の充実、全国的なサポート体制を整備する。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③ 施策の概要

- 人材確保や生産性向上等についての都道府県レベルでの総合的な支援体制の整備を促すとともに、全国レベルでの支援の実施や、生産性向上に係る効果的な取組・手法の全国展開を進める。

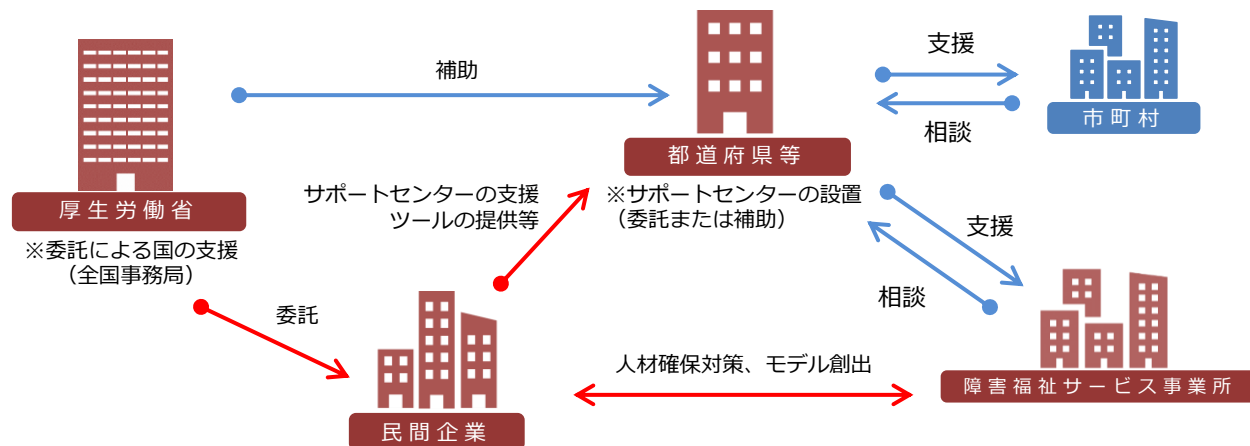
④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

対象経費

- (1) 都道府県等のサポートセンターへの支援
- (2) 全国的な人材確保への支援
- (3) 障害福祉分野における生産性向上のモデル創出に要する費用

実施主体

国(民間法人へ委託予定)



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

ICT活用等により業務量の縮減を行う事業所の増加(令和8年度:50%、令和11年度:90%以上)

都道府県ワンストップ窓口設置数の増加(令和8年度:10以上、令和11年度:全都道府県)

【〇福祉医療機構による優遇融資の実施、社会福祉法人の連携・協働の推進】

令和7年度補正予算案 105億円

社会・援護局福祉基盤課
(内線2862、2866)

施策名: 福祉医療機構による優遇融資への支援

① 施策の目的

物価高騰の影響を受けた福祉施設等の資金繰りを支援するための無利子・無担保等の優遇融資を行う(独)福祉医療機構の体制を整備する。

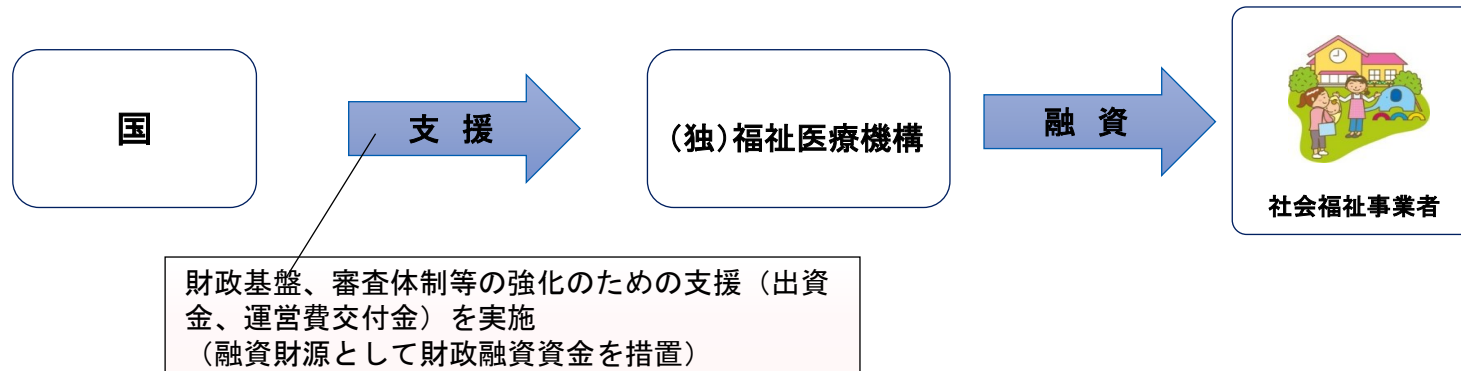
② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③ 施策の概要

優遇融資を実施する(独)福祉医療機構に対して、速やかな貸付の実行や適切な債権管理を行うための機構の財政基盤及び審査体制等の強化を図るための支援を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

物価高騰の影響を受けた福祉施設等が事業を継続できるよう資金繰り支援を行うことにより、地域の福祉サービスの安定的な提供体制を確保する。

① 施策の目的

社会福祉法人の地域の福祉ニーズへの対応力の強化や、経営基盤の強化のため、法人間の連携・協働を促進する必要がある。地域の福祉ニーズへ応えられるよう、都道府県又は市町村が主体となって行う社会福祉法人等が連携・協働化を進めるきっかけとなる取組を支援するとともに社会福祉連携推進法人による福祉ニーズに応じた先駆的な取組への支援を行う。

② 対策の柱との関係

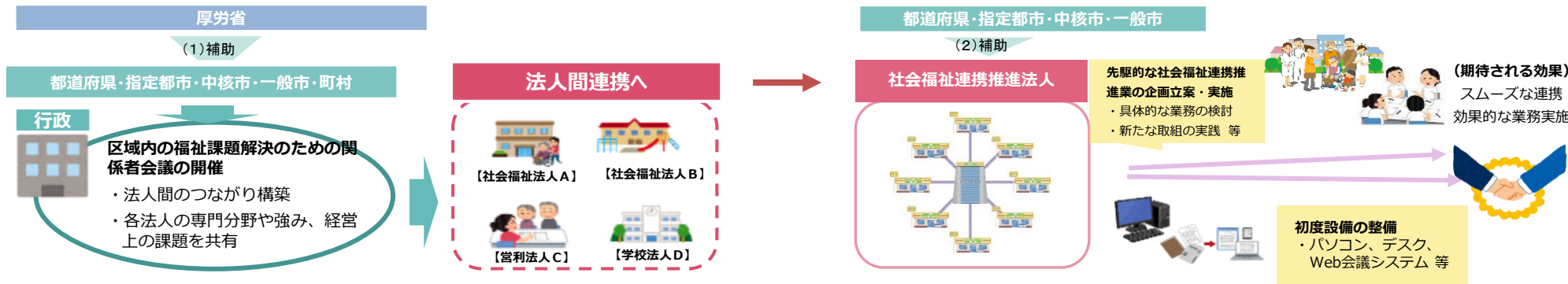
I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③ 施策の概要

- (1) 都道府県又は市町村が主体となり、福祉ニーズの把握及びその対応の検討を目的とした関係者会議の開催に係る経費
都道府県又は市町村が主体となり、地域における福祉ニーズの把握及びそれに対する対応策を検討する会議を開催し、対応策の検討を通じた社会福祉法人等の法人間のつながりの構築を支援する。
- (2) 社会福祉連携推進法人による福祉ニーズに応じた先駆的な社会福祉連携推進業務の企画立案・実施
社会福祉連携推進法人が、企画会議の実施や地域のニーズ調査等により先駆的な社会福祉連携推進業務を検討し実施する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

- 補助スキーム：国→都道府県・指定都市・中核市・一般市・町村
- 補助率：定額



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

社会福祉法人の連携・協働を一層促進することにより、地域の福祉ニーズへの対応力を強化し、国民一人一人が生きがいや役割を持つ包括的な地域共生社会を実現する。

施策名: 人材確保対策総合推進事業

① 施策の目的

地方の生活インフラを支える医療・介護・保育等の分野における人材確保のため、ハローワークによる医療・介護・保育等の人材不足分野への積極的な人材確保支援を実施するための体制整備を図る。

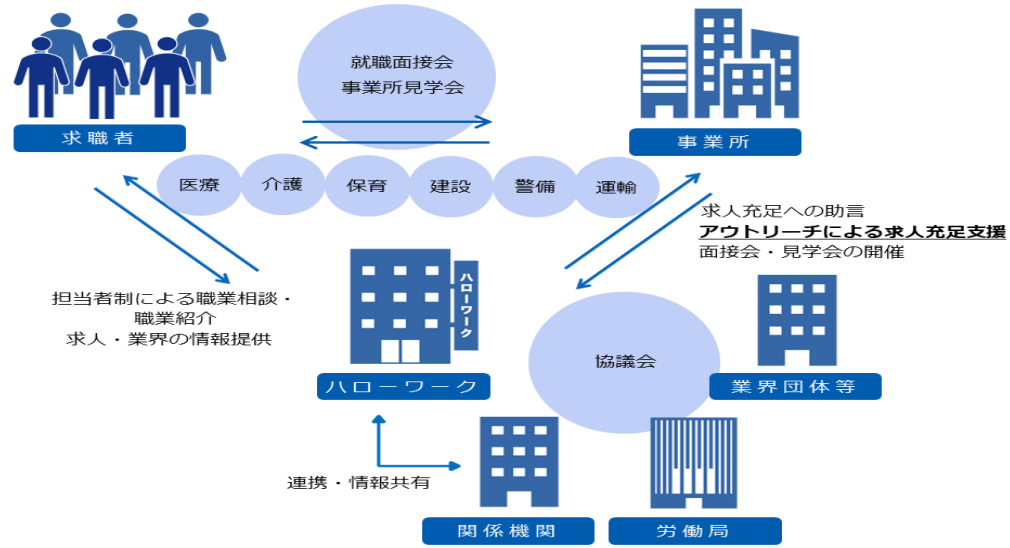
② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③ 施策の概要

人材確保対策総合推進事業について以下を実施する。
 (1) 人材確保支援の総合専門窓口となる「人材確保対策コーナー」の5箇所増設(119箇所→124箇所) ※5箇所のうち3箇所は医療・福祉分野専門コーナー(仮称)
 (2) アウトリーチによる事業所への求人充足支援強化のための就職支援コーディネーターの増員(15人) ※新規

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

地方の生活インフラを支える医療・介護・保育等の人材不足分野について、人材確保対策コーナーの増設及び事業所に対するアウトリーチ支援の強化によるハローワークのマッチング機会の拡充を通じ、人材確保と雇用管理改善を促進する。

施策名:最低賃金の引上げに向けた環境整備を支援する業務改善助成金

① 施策の目的

最低賃金の引上げに向けた環境整備を図るため、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引上げを図る中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた取組を支援する。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
		○							

③ 施策の概要

生産性向上に資する設備投資などを実施し業務改善を行うとともに、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げる中小企業・小規模事業者に対し、その業務改善に要した経費の一部を助成する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【助成対象】

- ・中小企業事業者であること
- ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること
※令和7年9月5日～令和7年度地域別最低賃金の発効日の前日までの申請分は、事業場内最低賃金が、令和7年度改定後の地域別最低賃金未満まで対象

【助成上限額】(カッコ内は事業場規模30人未満の事業者)

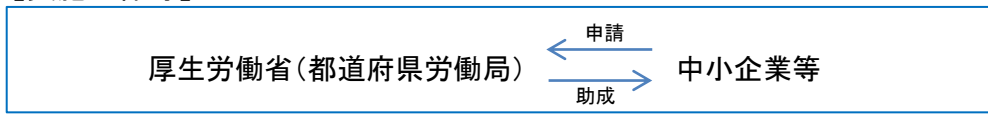
(単位:万円)

引き上げる労働者数	引上げ額			
	30円	45円	60円	90円
1人	30(60)	45(80)	60(110)	90(170)
2~3人	50(90)	70(110)	90(160)	150(240)
4~6人	70(100)	100(140)	150(190)	270(290)
7人以上	100(120)	150(160)	230	450
10人以上(※)	120(130)	180	300	600

【助成率】

事業場内最低賃金 1,000円未満	事業場内最低賃金 1,000円以上
4/5	3/4

【実施主体等】



※ 引上げ労働者数10人以上の上限額は一定の要件を満たした場合に適用

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

生産性向上に向けた設備投資などの費用を助成し、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境を整備することで、持続的賃上げの実現を図る。

【〇生活衛生関係営業者の物価高騰への対応に向けた価格転嫁の取組支援等】

施策名：生活衛生関係営業物価高騰等対応・経営支援事業

令和7年度補正予算案 5.8億円

健康・生活衛生局生活衛生課 (内線2437)

① 施策の目的

生活衛生関係営業者が物価高騰や賃金引上げ等に機動的に対応し、経営状況の改善や衛生水準の適切な確保等へ繋げることを目的とする。

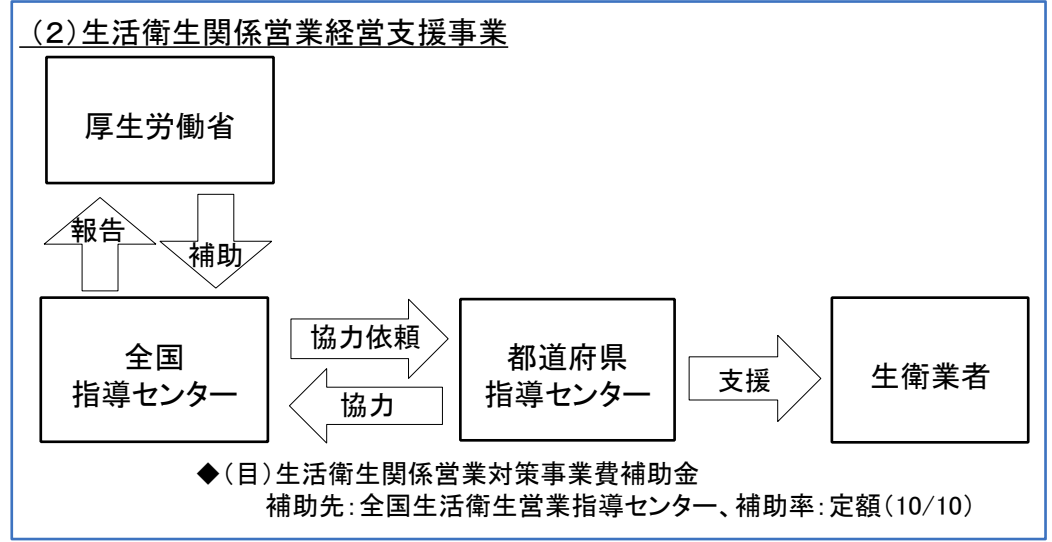
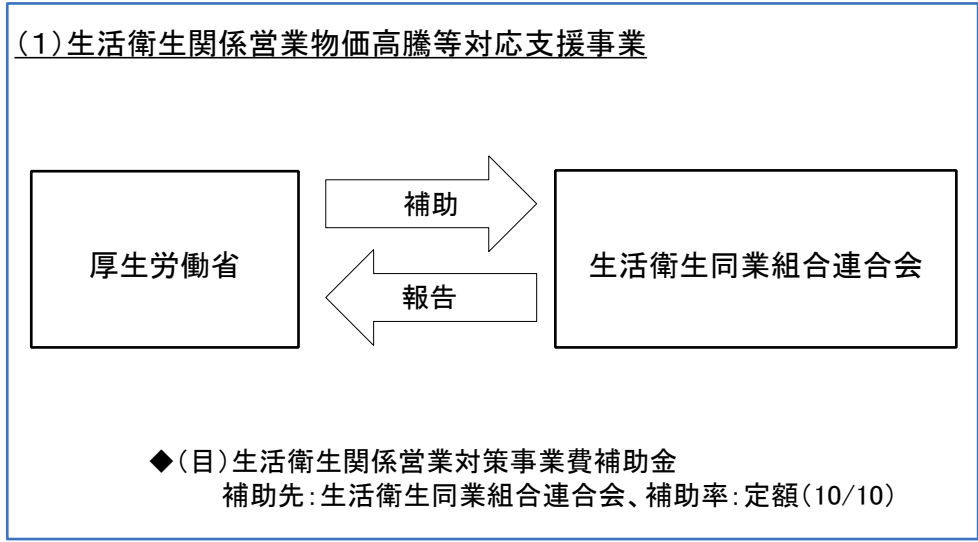
② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
		○							

③ 施策の概要

生活衛生関係営業の業界として物価高騰や賃金引き上げ等に対応するため、消費者・利用者に価格転嫁を受け入れてもらえるよう、全国生活衛生同業組合連合会による業種ごとの特性を踏まえた広報等の取組を支援する。
 また、中小企業診断士による経営診断や事業再構築・省エネ等に向けた補助金の活用を含めた相談、税理士による税制優遇措置等の相談、社会保険労務士による被用者保険適用に係る手続き等の支援など、専門家による多様な現場のニーズに応じた伴走型の支援を実施する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

生衛業の価格転嫁・人材確保等が進むことにより、経営状況の改善、雇用維持等に繋がる。

① 施策の目的

米国関税措置等の社会的、経済的環境の変化等による影響を受けた生活衛生関係事業者や賃上げ等に取り組む生活衛生関係事業者に対して、日本政策金融公庫による資金繰り支援を行う。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
		○							○

③ 施策の概要

日本政策金融公庫において、米国関税措置や物価高騰の影響を受けた生活衛生関係事業者や賃上げ等に取り組む生活衛生関係事業者を支援するため、資金繰り支援を実施する。

【セーフティネット貸付(米国関税)】

・米国関税の影響により、売上の減少等の業況悪化を来している生活衛生関係事業者に対して、セーフティネット貸付の金利引下げ(▲0.4%)を実施

【セーフティネット貸付(物価高騰)】※既定経費

・原油価格上昇をはじめとした原材料・エネルギーコスト増等の影響により、利益率の減少の業況悪化を来している生活衛生関係事業者に対して、セーフティネット貸付の金利引下げ(▲0.4%)を実施

【賃上げ貸付利率特例制度】※既定経費

・賃上げに取り組む生活衛生関係事業者に対して、金利引下げ(当初2年間:▲0.5%)を実施 等

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

生活衛生関係事業者の資金繰りを円滑化することにより、経営が安定し、衛生水準を適切に維持できることが見込まれる。

① 施策の目的

正社員と比べて能力開発機会が乏しい状況にある非正規雇用労働者等に対して、オンラインを活用した職業訓練を実施することで、全国の非正規雇用労働者等が働きながら学び、キャリアアップを目指すことができる環境の整備を早期に図ることを目的とする。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
							○		

③ 施策の概要

これまで試行的に実施していた非正規雇用労働者等が働きながら学びやすい職業訓練について、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(JEED)が民間教育機関等へオンラインを活用した職業訓練を委託することにより、早期に全国展開を図る。

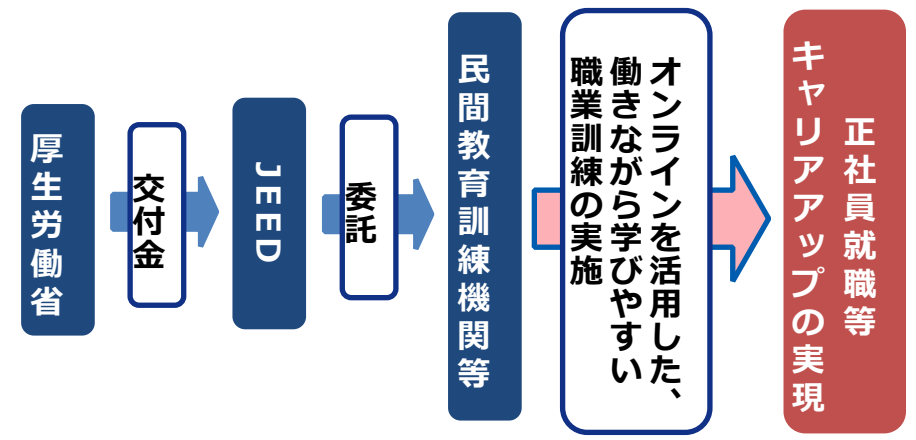
④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

事業の内容

ア 実施方法等
 オンラインで対応できる訓練コースについて、全国規模で広域的に実施

イ 訓練期間
 原則2か月以上6か月以下(最長1年)

ウ 受講継続等の支援策
 訓練実施機関において、学習支援者の配置等を行い、受講継続奨励や学習の進捗状況に応じた支援を実施



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

非正規雇用労働者等に対して、オンラインを活用した働きながら学びやすい職業訓練を実施することにより、正社員就職等キャリアアップを実現。

施策名：医師偏在是正に向けた広域マッチング事業

① 施策の目的

少子高齢化が進展する中、持続可能な医療提供体制の構築に向け、医師偏在の是正を総合的に実施するため、中堅・シニア世代等の医師を対象とした広域マッチング支援による医師偏在是正に取り組む。

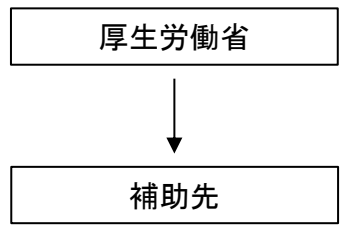
② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

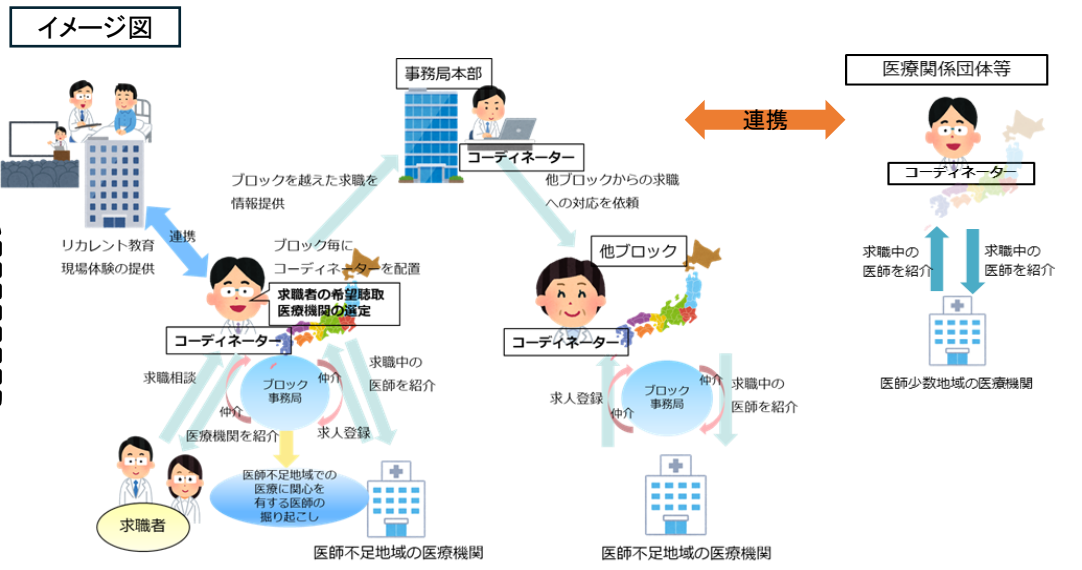
③ 施策の概要

全国的に、中堅・シニア世代等の医師を対象として、医師不足地域での医療に関心・希望を有する医師の掘り起こしやキャリアコンサルティングを行い、必要に応じてリカレント教育や現場体験につなぎ、医師少数地域の医療機関とのマッチング、その後の定着支援等を行うための財政支援を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



- 事務局の運営 (コーディネーター配置、システム運営 等)
- 普及啓発、セミナー・講習会の実施 等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

医師少数地域での医師確保が図られ、医療提供体制の維持・確保に寄与する。

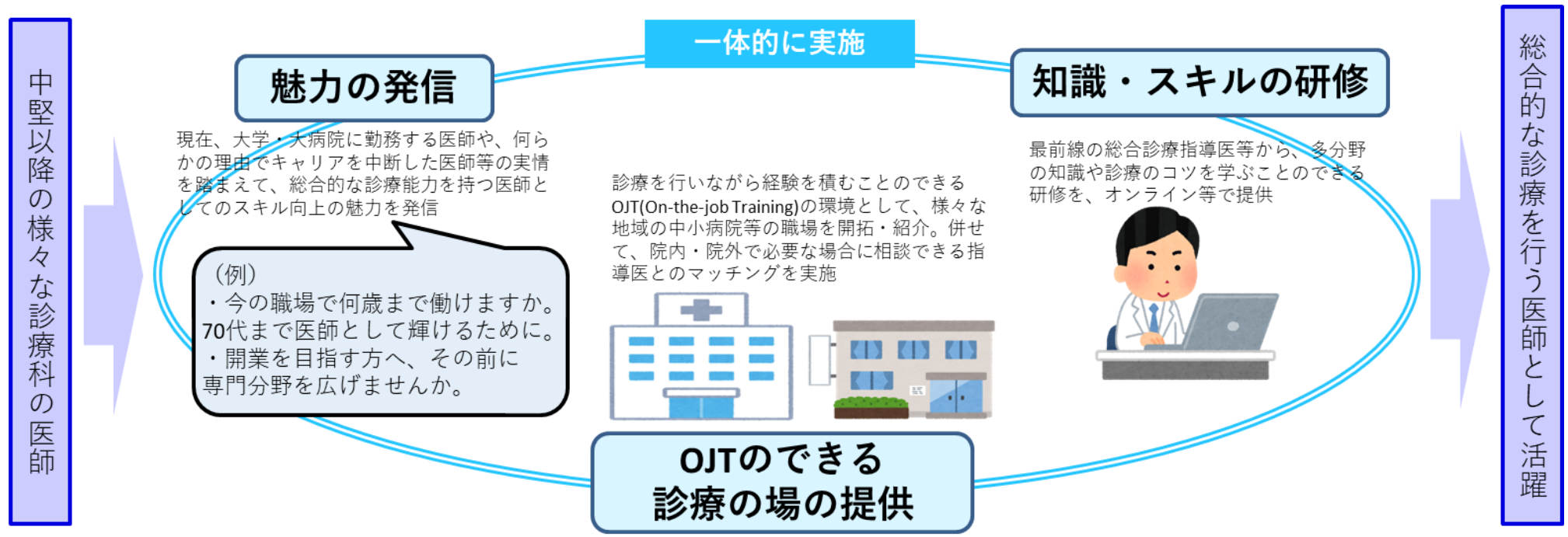
① 施策の目的

- 経済財政運営と改革の基本方針2025において、総合的な診療能力を有する医師の育成や、リカレント教育の実施等の必要な人材を確保するための取組を実施することとされており、医師の地域偏在と診療科偏在の解消に向けた取組のひとつとして、幅広い領域の疾患等を総合的に診ることができる総合診療医の養成を推進することを目的としている。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③④ 施策の概要、施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等



⑤ 成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

- 中堅以降の様々な診療科の医師等に対しリカレント教育を実施することで、幅広い領域の疾患等を総合的に診ることができる医師の育成に寄与し、地域偏在と診療科偏在対策の更なる推進が見込まれる。

施策名：離島・へき地における看護師の特定行為研修推進モデル事業

① 施策の目的

- ・ 少子高齢化の進展に伴い需要が増大する在宅医療等の推進を図るためには、個別に熟練した看護師のみでは足りないことから、医師等の判断を待たずに手順書により一定の診療の補助(特定行為)を行う看護師を養成する。
- ・ 離島・へき地の病院・診療所等で医師のタスク・シフト/シェアを推進し離島・へき地における医療を確保するために、在宅パッケージを含めた特定行為研修を修了した看護師(以下、「修了者」という。)との協働を普及する。

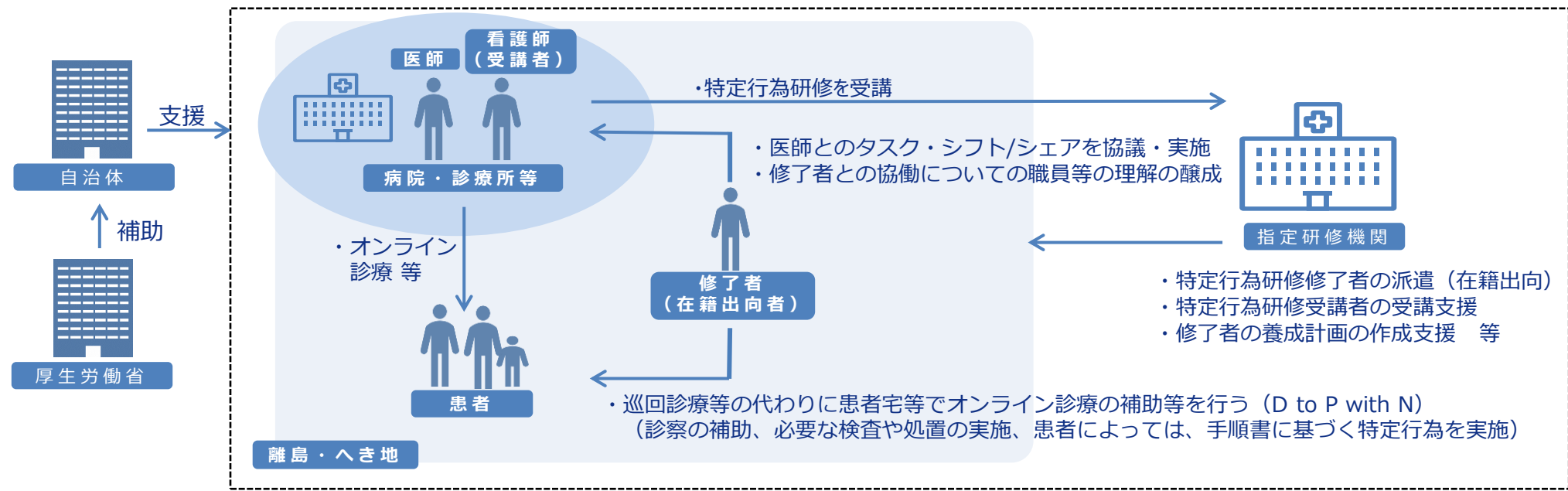
② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③ 施策の概要

- ・ 離島・へき地の病院・診療所等において、地域のニーズにあった区分を精査し、それらの特定行為研修を受講できる環境の整備、修了者と医師の協働の普及を行い、タスク・シフト/シェアを推進することにより、離島・へき地における医療を確保する。
- ・ また、看護職員数が限られ特定行為研修を受講しにくい離島・へき地の病院・診療所等において、看護師が特定行為研修を受講できる環境の整備と、修了者の活動の普及を促すことにより、看護職員(修了者)の確保および活躍を推進する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

離島・へき地における特定行為研修受講体制を整備し、タスク・シフト/シェア推進や特定行為研修修了者の確保および活躍を推進する。

施策名: 中央ナースセンター事業

(多様で柔軟な働き方に対応したマッチングの推進経費・NCCS改修による無料職業紹介事業の充実経費部分)

① 施策の目的

- ・ 少子高齢化の進展に伴い、現役世代(担い手)が減少する中で、今後も増大する看護ニーズに対応していくためには、看護職員の確保が必要であり、医療機関等における看護職員の確保は、引き続き、重要な課題となっている。
- ・ 多様で柔軟な働き方に対応したマッチングの推進や、ナースセンター・コンピュータ・システム(NCCS)の改修を行うことで、看護職員の就業支援の充実を図る。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③ 施策の概要

1. 多様で柔軟な働き方に対応したマッチングの推進

求人施設が求める条件と、求職者が求める条件の乖離解消に向け、都道府県ナースセンターに対し講師を派遣し、マッチング率が低い医療機関等の分析を行い、支援・助言を行うことで、効果的な求人の提示とマッチング率の向上につなげる。
中央ナースセンターが、潜在看護職等も含めた全国の看護職員に対し、へき地をはじめとした地域での勤務の魅力のPR等の情報発信を行い、問い合わせがあった者などをリスト化して都道府県ナースセンターに橋渡しを行い、都道府県ナースセンターの無料職業紹介事業に活用する。

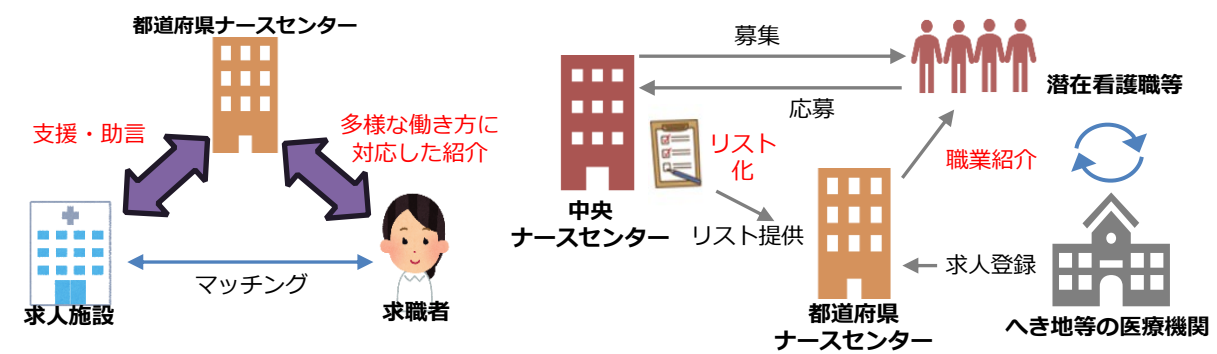
2. NCCS改修による無料職業紹介事業の充実

ナースセンター・コンピュータ・システム(NCCS)の改修を行い都道府県ナースセンターの求人票等における一般的な記載事項をハローワークのものと統一等を行うことで、情報共有における業務効率化や求職者の利便性向上を進め、無料職業紹介事業の更なる充実を図る。

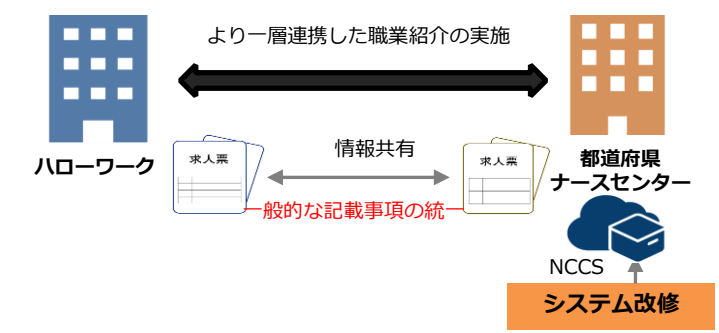
④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

実施主体: 日本看護協会(中央ナースセンター) 補助率: 定額(10/10相当)

1. 多様で柔軟な働き方に対応したマッチングの推進



2. NCCS改修による無料職業紹介事業の充実



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

効果的な求人の提示によるマッチング率の向上、へき地等における潜在看護職員の活用、都道府県ナースセンターとハローワークの連携強化及び求職者の利便性向上を図ることにより、医療機関等における看護職員の確保につながる。

施策名：看護現場におけるデジタルトランスフォーメーション推進実証事業

① 施策の目的

- 看護現場における省人化に向けた今後の検討に資するエビデンスを収集するため、看護業務効率化に効果のあった機能を有する機器の導入を促進し効果検証を行う。加えて、看護DX(デジタルトランスフォーメーション)に取り組む際の参考となるよう病床機能や施設規模等に応じた事例集を作成し普及展開することで省力化ニーズのある全国の医療機関等の看護業務効率化を一層推進する。
- 在宅医療においては、2040年に向けて在宅療養患者が増加する中、限られた人材で訪問看護など効率的なサービスを提供できるよう地域で整備することが喫緊の課題であることから、地域の関係機関が連携して地域で求められる取組を実施することでデータを収集し、訪問看護などのサービスの適正配置や省人化に資するエビデンスを収集する。

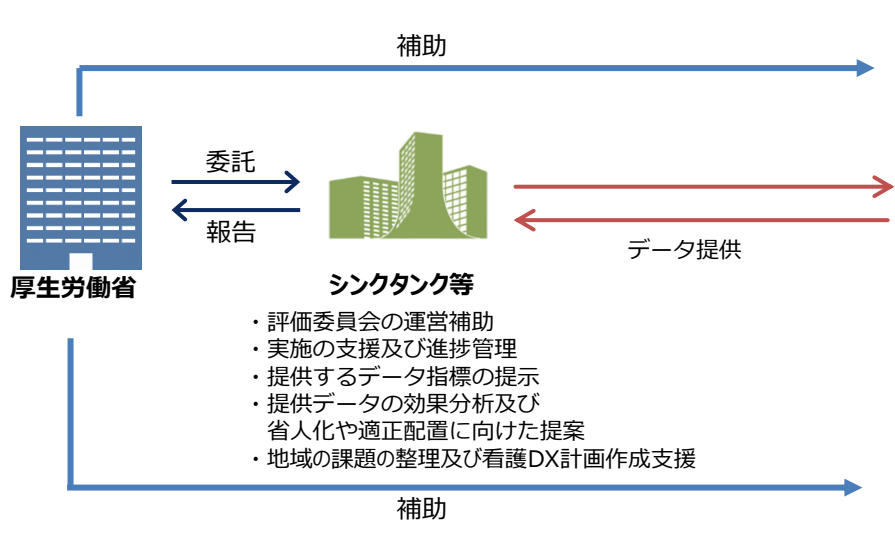
② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③ 施策の概要

- 看護DXを促進するため、医療機関等におけるICT機器を活用した効率的・効果的な看護業務の検証等の実施に必要な経費に対する支援を行う。
- 病院、診療所、訪問看護ステーション等が連携して、在宅療養生活の整備、在宅医療の関係職種間の情報共有、通院困難な患者のオンライン診療等について、ICT機器を用いた効率的・効果的な看護実践の検証等の実施に必要な経費に対する支援を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



1.施設内のDX	
病院 診療所	○看護職員の業務効率化を目的に、音声入力システム、バイタルサイン値等の自動反映、インターコミュニケーションシステム(インカム)等のICT機器を導入した看護実践を実施。
訪問看護ステーション	○看護業務の効率化や省人化にどの程度寄与しているか、費用対効果やケアの質の効果検証に必要なデータを提供する。
2.地域におけるDX	
病院・診療所・訪問看護ステーション等	○地域の関係機関が連携して効率的なサービスを提供することを目的に、ICT機器を導入して、以下のような看護実践を実施。 ①在院日数が短縮する中、退院直後等は在宅療養生活の準備が十分ではない患者もいるため、看護師がバイタルサイン等のモニタリングを行い、安定した在宅療養生活の早期実現 ②患者の在宅療養に関わる関係者で情報共有ができる仕組みを構築し、タイムリーな患者の状況に応じた訪問看護の提供 ③スマートグラス等を活用した患者の状態を医師と共有する仕組みを構築し、患者の状態に合わせた処置等を実施 等

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

看護現場での看護師の業務の効率化を図ることにより、看護サービスの質の向上を推進する。

施策名:看護管理者の能力向上支援事業

① 施策の目的

- ・ 2024年4月からの医師の労働時間上限規制開始に伴いこれまで以上に看護業務の効率化が必要となっており、看護現場におけるデジタルトランスフォーメーションを推進するためには、ICT機器の導入にあたって看護管理者等が抱える課題等を相談できる体制の構築が必要である。
- ・ また、働き方改革が進む中、子育て等による時短勤務や夜勤免除の職員が増加し、夜勤を担える看護職員の確保が課題となっており、看護職員が働き続けることができる多様な勤務形態や職場環境の在り方等の整備が必要である。
- ・ そこで、多様な勤務形態の普及動画等を含めたポータルサイトの設置・運営を行い、その中で看護管理者等がアドバイザーから助言を受けられる体制等を構築するとともに、多様な働き方の導入を検討する医療機関に対して看護管理の専門家(労務管理、人材管理等)による支援を実施し、その支援結果を事例集・動画としてポータルサイトで広く普及していくことで、看護管理者等の能力向上を図る。
- ・ なお、医療機関に対する支援は当該地域で継続して実施できるよう、都道府県ナースセンターとも連携して実施する。

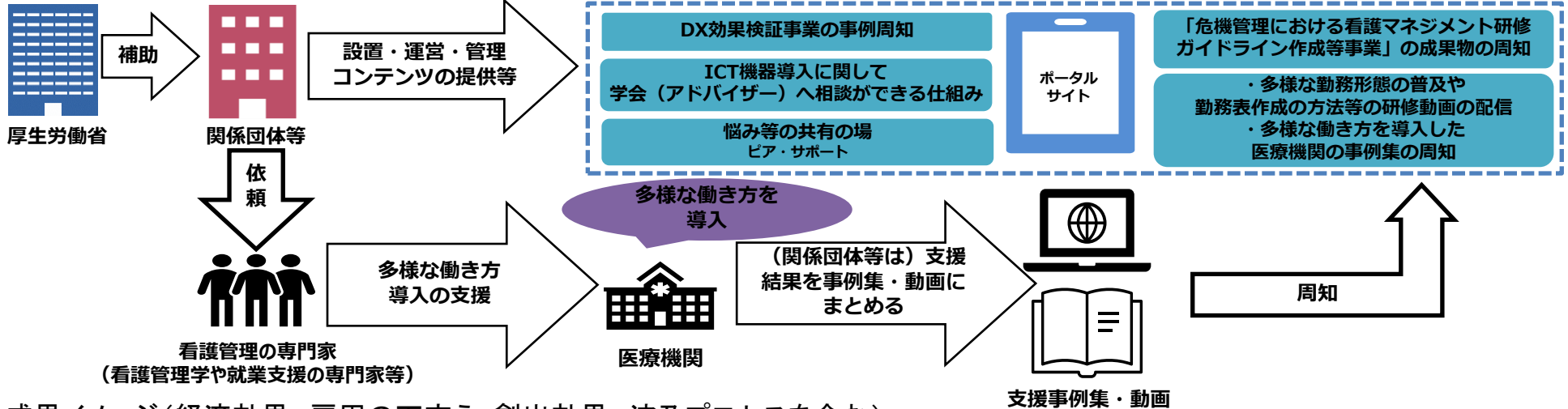
② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③ 施策の概要

- ・ 看護管理者等向けのポータルサイトの設置、運営及び管理や、当該サイト内に研修を受けられる場、アドバイザーへ相談し助言を受けられる場、成果物を周知できる場等のコンテンツ作成等に必要な経費に対する支援を行う。
- ・ また、病院が多様な働き方の導入を行うための支援を行い、その支援結果をまとめた事例集・動画を作成、周知する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

看護管理者の抱える課題等への相談体制の構築や多様な勤務形態の導入支援により、看護管理者の能力向上を支援する。これにより、看護DXを推進し看護サービスの質の向上を図るとともに、夜勤を担える看護職員の確保を行う。

医療体制の確保】

施策名:ドクターヘリ運航体制緊急支援事業

① 施策の目的

- ・地域において必要な救急医療が適時適切に提供できる体制の構築を目指し、早期の治療開始、迅速な搬送を可能とするドクターヘリの運航体制を確立する。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③ 施策の概要

- ・ドクターヘリの安全かつ持続可能な運航体制を確保するため、ヘリの機体の調達・整備、資機材の調達、整備士等の確保等に係る費用を支援する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

・施策のスキーム



・実施主体:都道府県(基地病院(救命救急センター))

・補助率:1/2

・負担割合:国1/2、都道府県1/2



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

ドクターヘリによる搬送の安全性や質の確保を図ることが出来る。

施策名：国民保護事案発生時等に活動する救護班事務局事業

① 施策の目的

周辺国における情勢の緊迫化など、国民保護事案の発生可能性が高まっている世界情勢を踏まえ、救護班の隊員管理や派遣調整等を行う事務局を整備し、国民保護事案発生時等における対応の迅速化を図る。

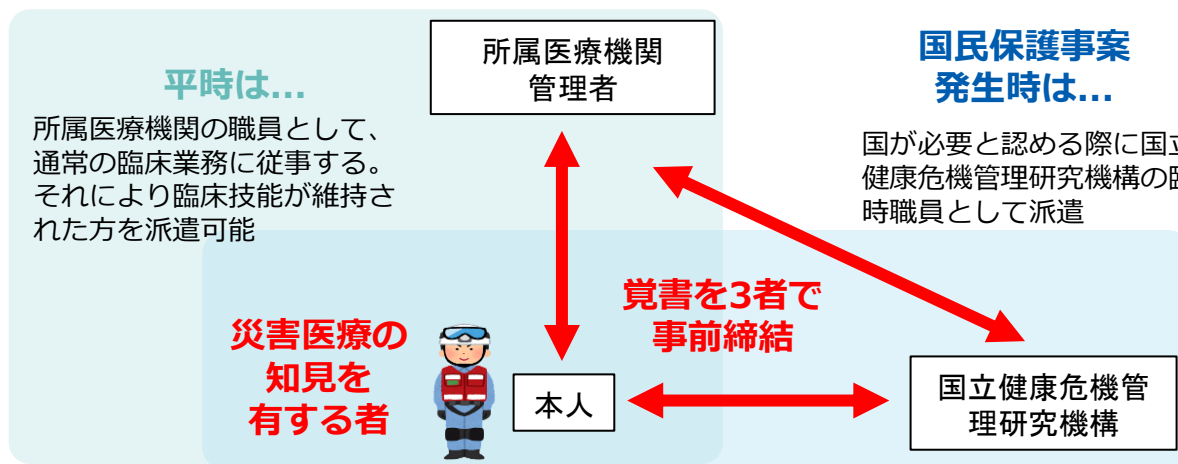
② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③ 施策の概要

国民保護事案発生時等における対応の迅速化を図るため、平時における救護班の隊員管理や必要な資器材等の整備、国民保護訓練への派遣調整を行うとともに、国民保護事案発生時等における救護班の広域的派遣調整を行う事務局を整備する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

救護班の隊員管理や派遣調整等を行う事務局を整備することで、国民保護事案発生時等における対応の迅速化を図り、適切な医療提供体制を維持する。

施策名：国民保護事案発生時の救護班教育・研修事業

① 施策の目的

周辺国における情勢の緊迫化など、国民保護事案の発生可能性が高まっている世界情勢を踏まえ、国民保護事案発生時に活動できる救護班を養成するための教育・研修等を行い、国民保護事案発生時における実効性ある対応を確保する。

② 対策の柱との関係

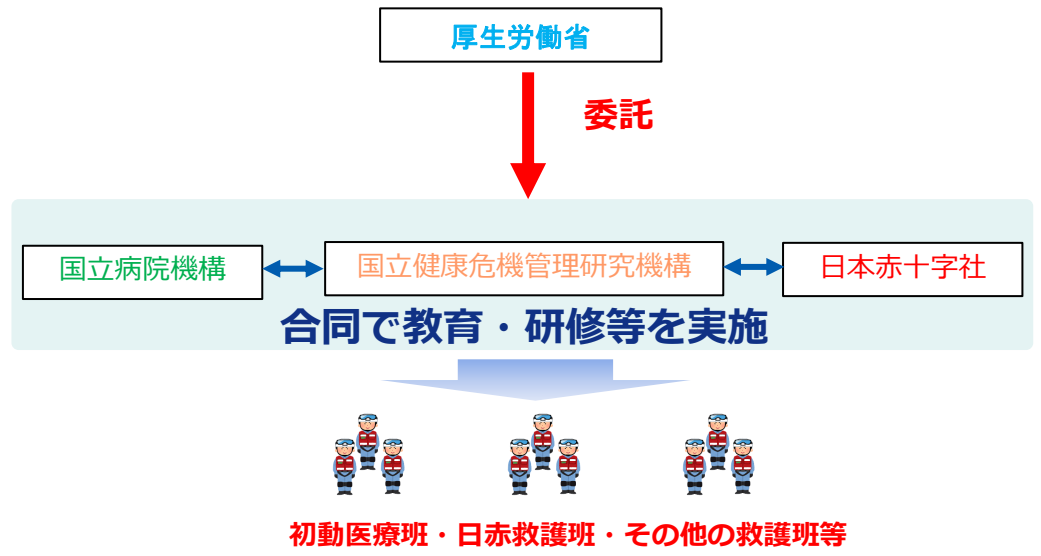
I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③ 施策の概要

国民保護事案発生時に活動できる救護班を養成するため、災害医療の知見を有し、国民保護事案に際した活動に同意する医師等を対象とした教育・研修等を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

- 対象：災害医療の知見を保有し、国民保護事案に際した活動に同意する医師、看護師、業務調整員等
- 日程：2日間程度
- 受講者数：376名(各都道府県4名 x 年2回)
- 内容：国民保護概論、国民保護関連の法制、国民保護事案発生時における行政対応、救護班に求められる役割、救護班の派遣、関係機関との連携、安全管理、事態対処医療、メンタルケア等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

国民保護事案発生時に活動できる救護班を養成するための教育・研修等を行うことで、国民保護事案発生時における実効性ある対応を確保し、適切な医療提供体制を維持する。

施策名：地域連携周産期医療体制モデル事業

① 施策の目的

本事業では、地域における産科医療機関の適切な集約化や役割分担を支援し、また地域の無痛分娩への麻酔科医の関与を支援することにより、周産期医療体制を確保することを目的とする。

② 対策の柱との関係

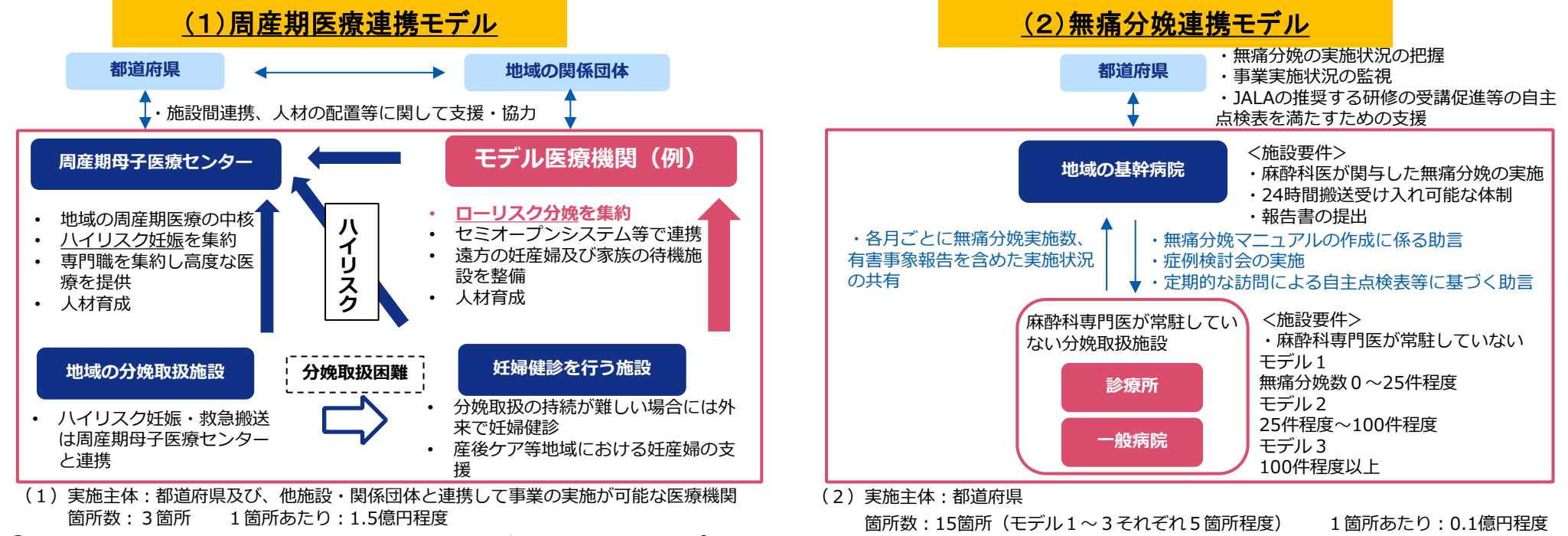
I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③ 施策の概要

出生数の減少に伴い分娩取扱施設の数も減少が続いている中、令和6年度より開始した第8次医療計画において、都道府県に対して、周産期母子医療センターを基幹とした集約化・重点化や、医療機関ごとの役割分担を進めること等を求めている。

- 特に医療資源が限られる地域において周産期医療体制を確保するためには、ハイリスク妊娠を周産期母子医療センターに集約するだけでなく、ローリスク妊娠への対応についても集約化・重点化を含む施設間の役割分担が必要である。
- 無痛分娩については、全ての医療機関での麻酔を専門とする医師の確保は困難であり、地域全体で安全な体制を整備する必要がある。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

○ローリスク妊娠を含めた集約化について、都道府県が地域の実情に応じた安全な体制を整備するためのモデルを示す。
○麻酔科医が不足する中でも、地域における連携により都道府県が安全な体制を整備するためのモデルを示す。

令和7年度補正予算案 16億円

施策名：地域のケアマネジメント提供体制確保等に向けた総合対策

① 施策の目的

- 複合的な課題を抱える高齢者の増加等により、ケアマネジャーの役割の重要性が増大している一方で、ケアマネジャーの人数は減少傾向にあり、今後、介護サービスを受けられない高齢者が発生する恐れがある。利用者のために質の高いケアマネジメントを実現する観点から、ケアマネジャーがケアマネジメント業務に注力することができるよう、業務負担を軽減しつつ、人材を確保していくことが喫緊の課題。
- そのため、地域の特性に応じたケアマネジャーの人材確保体制の構築やタスクシフト支援、事業所規模や地域の特性に合わせた経営改善支援に加え、ケアマネジャーの魅力発信を通じた人材確保の促進を図ることが必要。
- また、研修の負担軽減やケアマネジメントの質の向上を図るため、ケアマネジャーの研修教材等の統一やオンライン受講の推進を行うとともに、適切なケアマネジメント手法の更なる普及促進等を図ることが必要。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③ 施策の概要

地域のケアマネジメント提供体制確保支援事業

地域の高齢者に対して適切なケアマネジメントが提供されるよう、地域の特性に応じたケアマネジャーの人材確保体制の構築やタスクシフト支援、事業所規模や地域の特性に合わせた経営改善支援を実施。

「医療・介護等支援パッケージ」に掲示

ケアマネジャーの人材確保に向けた魅力発信のための広報事業

ケアマネジャーの仕事のやりがいや実際の業務のイメージなどを、学生や「潜在ケアマネジャー」などに周知するために、リーフレットや広報動画の作成等、ケアマネジャーに関する広報事業を実施。

58百万円

介護支援専門員資質向上推進

ケアマネジャーの法定研修について全国統一の実施が望ましい科目の講義動画・教材を作成し、オンラインで提供できるようにするとともに、ケアマネジメントの質の向上を図るため、適切なケアマネジメント手法の更なる普及促進や必要な更新等を実施。

96百万円

④ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- ケアマネジャーの人材確保やケアマネジメントの質の向上等を図ることにより、地域における持続的・安定的なサービス提供体制を確保する。

○介護支援専門員の確保・資質向上や

介護人材の確保・育成、定着に向けた取組支援】

施策名：ケアマネジャーの人材確保に向けた魅力発信のための広報事業

① 施策の目的

- ・ケアマネジャーの人数は減少傾向にあり、高齢化も進んでいる一方で、介護サービスの利用者数は増加していることから、今後介護サービスを受けられない高齢者が発生する恐れがあり、早急にケアマネジャーの人材確保が必要である。
- ・令和6年12月にとりまとめられた、「ケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会」中間整理においても、人材確保に向けて、若年層や「潜在ケアマネジャー」への魅力発信の取組を促進することが盛り込まれたところ。
- ・そのため、ケアマネジャーの仕事の魅力について、学生をはじめ介護業界を新たに目指す人や「潜在ケアマネジャー」等に広く周知することにより、ケアマネジャーの人材確保の促進を図る。

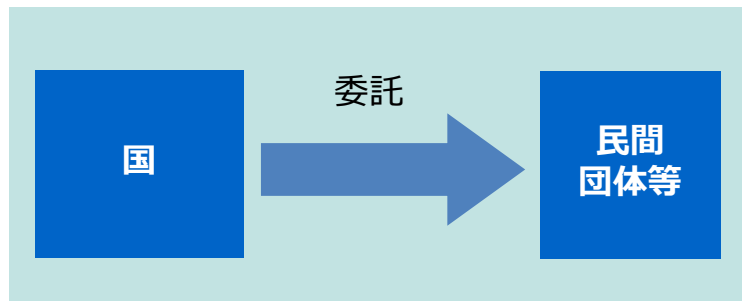
② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③ 施策の概要

- ・ケアマネジャーの仕事のやりがいや実際の業務のイメージなどを、学生や「潜在ケアマネジャー」などに周知するために、リーフレットや広報動画の作成等、ケアマネジャーに関する広報事業を実施する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



【想定される実施内容】

- 周知用リーフレット・パンフレット・学習用漫画の作成・発送
→ ケアマネジャーの業務内容やキャリア、実際に働かれている人の声などをまとめたもの
- 周知ポスターの作成・発送
→ ケアマネジャーをテーマにした職業PR
- 広報動画作成
→ ケアマネジャーの一日に密着した動画・Youtube掲載

⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- ・ケアマネジャーの仕事の魅力発信を通じて、人材確保を促進する。

○介護支援専門員の確保・資質向上や
介護人材の確保・育成、定着に向けた取組支援】
施策名：介護支援専門員資質向上推進事業

① 施策の目的

- ・利用者のために質の高いケアマネジメントを実現する観点から、ケアマネジャーがケアマネジメント業務に注力することができるよう、研修受講に当たっての負担軽減を図るとともに、ケアマネジメントの質の向上を図る取組を実施することが必要。
- ・令和6年12月にとりまとめられた、「ケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会」中間整理においても、全国統一的な実施が望ましい科目について、国レベルで一元的に作成する方策やオンライン受講の推進など、受講者の負担を大幅に軽減する方策について検討することや、適切なケアマネジメント手法の更なる普及促進について盛り込まれたところ。
- ・そのため、ケアマネジャーの研修教材等の作成やオンライン受講の推進を行うとともに、適切なケアマネジメント手法の更なる普及促進等を行うことにより、研修の負担軽減やケアマネジメントの質の向上を図る。

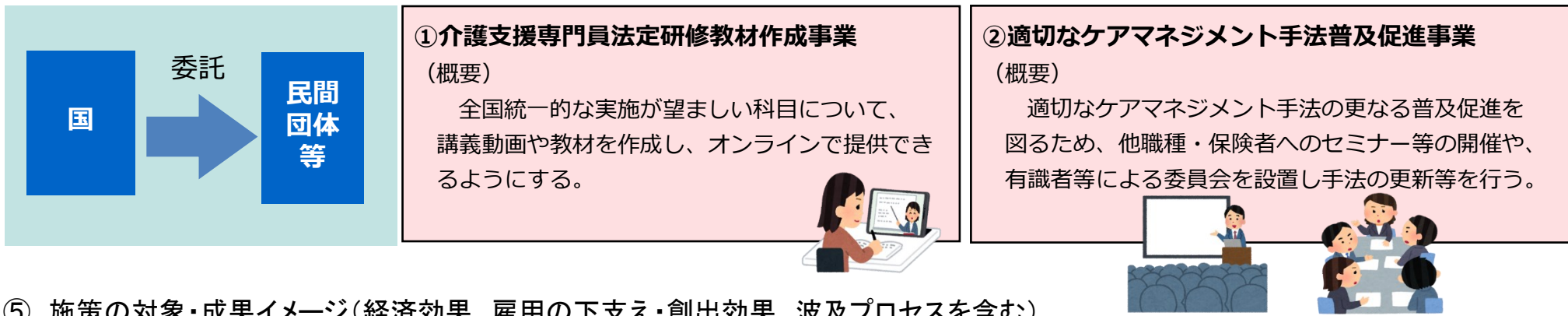
② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③ 施策の概要

- ・ケアマネジャーの法定研修について全国統一的な実施が望ましい科目の講義動画や教材を作成し、オンラインで提供できるようにするとともに、ケアマネジメントの質の向上を図るため、適切なケアマネジメント手法の更なる普及促進や必要な更新等を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- ・ケアマネジャーの研修の負担軽減やケアマネジメントの質の向上を図る取組を進めることで、地域における持続的・安定的なサービス提供体制を確保する。

施策名：介護福祉士修学資金等貸付事業

① 施策の目的

介護人材については、要介護者等の急速な増加が見込まれる中、複雑化・多様化する介護ニーズに対応できる高い専門性を有する介護人材の確保育成することが重要。

貸付希望件数の増加等に伴い、介護福祉士修学資金等貸付金貸付原資の不足が見込まれる自治体に対して必要な貸付原資の積み増しを行い安定的な事業の継続を支援することで、介護人材の参入を更に促進する。

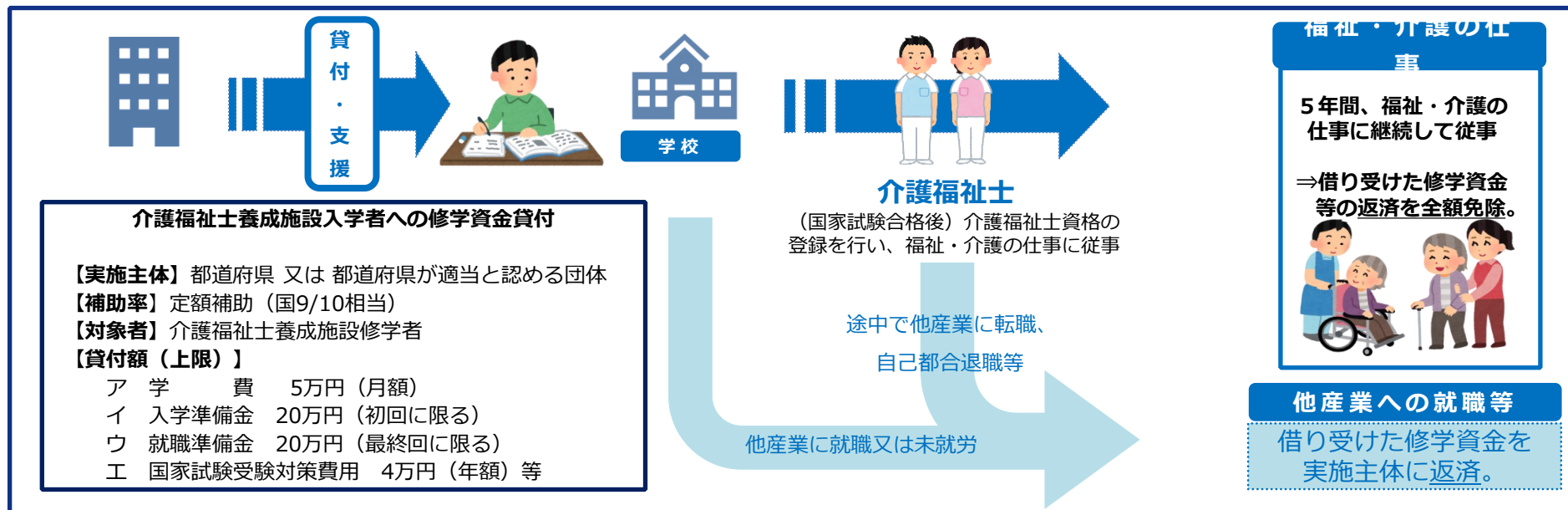
② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③ 施策の概要

介護人材を着実に確保していくため介護福祉士修学資金等貸付事業により介護福祉士養成施設に通う学生に対して修学資金の貸付等を実施し、福祉・介護人材の育成及び確保並びに定着を支援する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

令和7年度内に見込まれる修学資金貸付として必要な貸付原資を積み増し、安定的な事業継続を支援することで、更なる介護人材の確保を推進。

施策名：介護福祉士養成施設における教育の充実モデル支援事業

① 施策の目的

複雑化・多様化する介護ニーズに対応するため、介護福祉士養成施設におけるICTを活用した教育の促進により、教育の質の向上及び介護現場に即した技能を取得した介護人材の養成を行えるようICT導入の支援を行う。

また、介護福祉士養成施設において近年増加している外国人留学生に対する日本語教育の体制強化を行う取組に対し支援を行い、教育の質の向上及び外国人留学生の国家資格取得率の向上につなげるための支援を行う。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

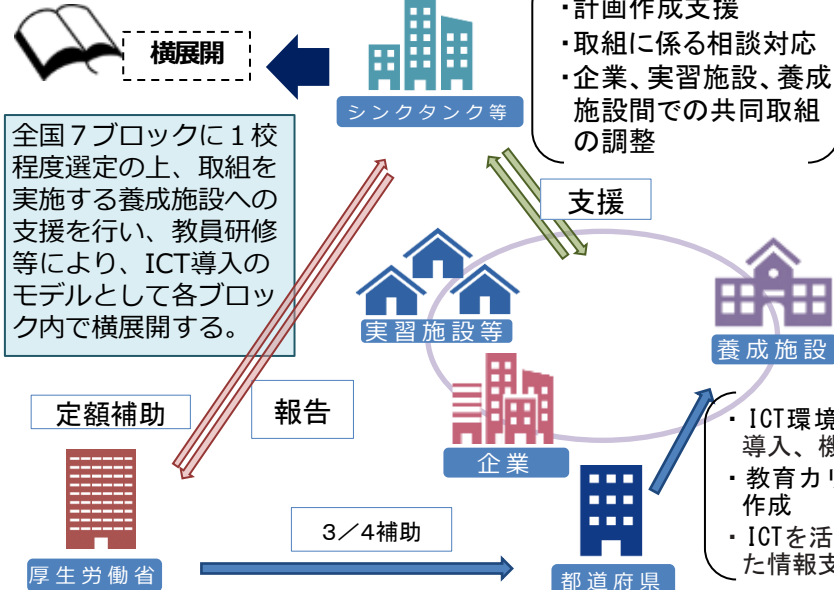
③ 施策の概要

介護現場において、ICT技術の活用が推進されており、介護福祉士養成施設においても現場に即した教育を行う必要があると考えられることから、調査や効果測定等に協力する養成施設に対し、ICT機器やソフトウェアの導入に係る経費及びICT利用促進に係る経費等を補助し、その効果を評価し、ノウハウを他の養成施設を含めて地域に展開する。

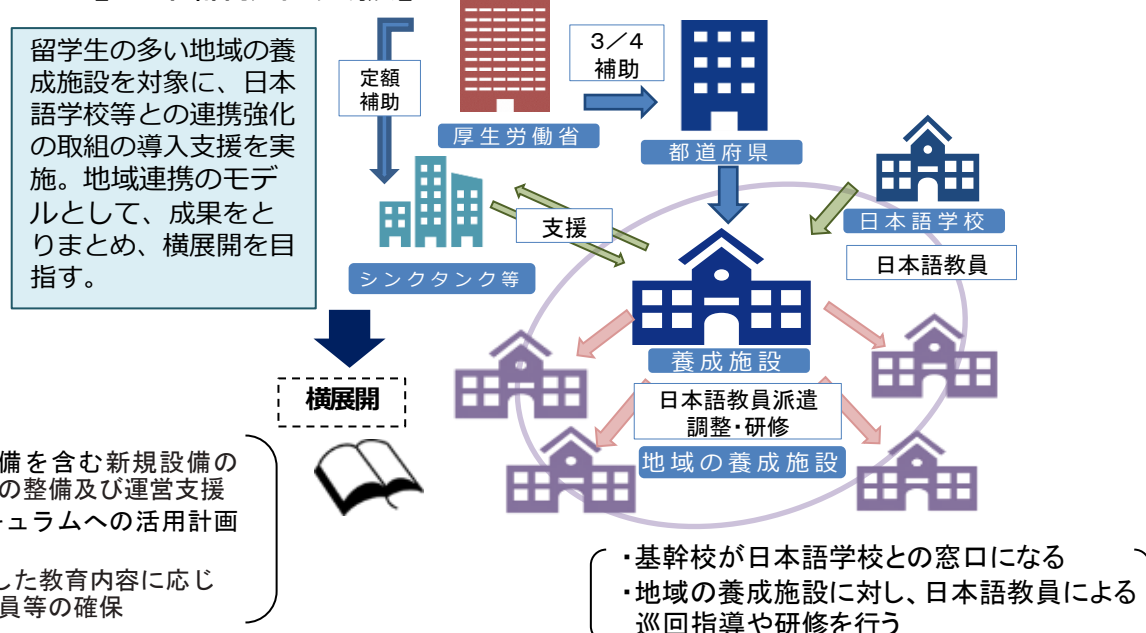
また、留学生の多い地域の介護福祉士養成施設を対象に、日本語学校等との連携強化の取組の導入支援を実施し、地域連携のモデルとして、成果をとりまとめ、横展開を図る。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【ICT活用支援】



【日本語教育支援】



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

質の高い介護サービスを提供するための専門性の高い人材や外国人留学生の国家資格取得を通じた更なる介護人材の確保を推進。

【○介護支援専門員の確保・資質向上や
介護人材の確保・育成、定着に向けた取組支援】
施策名：福祉人材確保のプラットフォーム構築モデル支援事業

① 施策の目的

福祉分野の人材確保については、喫緊の課題であり、また、地域差や地域固有の課題も存在するため、都道府県が中心となり、地域の実情に応じたより実践的な取組を関係機関、事業所等と協働で推進する。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

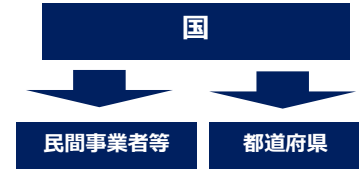
③ 施策の概要

都道府県が福祉全体で人材確保等を効果的に進めるためのプラットフォームをモデル的に構築するとともに、民間事業者による課題分析と実行支援を通じた実証を行い、その評価や効果測定及び全国の自治体への横展開を図る。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

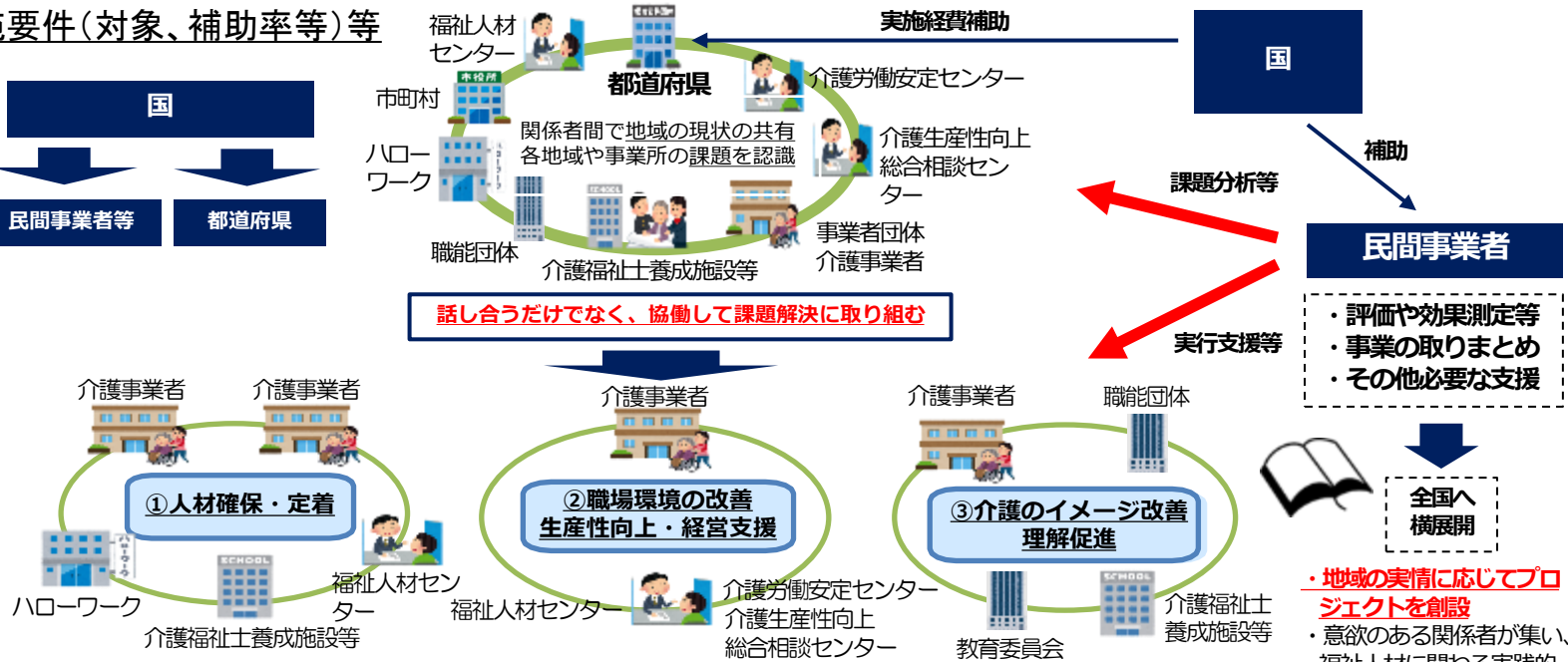
【実施主体】
・民間事業者
(シンクタンク等)
・都道府県

【補助率】
定額



【各プロジェクト①～③における取組例】

- ① 介護職員が介護福祉士養成施設のゲストスピーカーに
・地域の複数の事業者と人材センターが連携して就職説明会を合同開催
- ② 福祉人材センターによる業務の切り出し支援
・介護職員本人の希望に応じ、常勤職員となるための環境整備など
- ③ 養成施設の学生による地域づくりへの協力など



- ・評価や効果測定等
- ・事業の取りまとめ
- ・その他必要な支援

- ・地域の実情に応じてプロジェクトを創設
- ・意欲のある関係者が集い、福祉人材に関わる実践的な取組等を推進

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

本事業の実施により都道府県におけるプラットフォームの構築が進むことで、関係機関や事業所等との協働による人材の確保・定着や職場の環境改善等につながる取組の実施につながり、介護人材確保の推進が図られる。

① 施策の目的

介護人材の多様な人材層の参入促進を図るため、介護未経験者の介護現場への接点を増加し、また、介護事業所の業務の整理・切り出し、介護の入門的研修を組み合わせる等により、介護の担い手へとつなげるための取組を実施する。

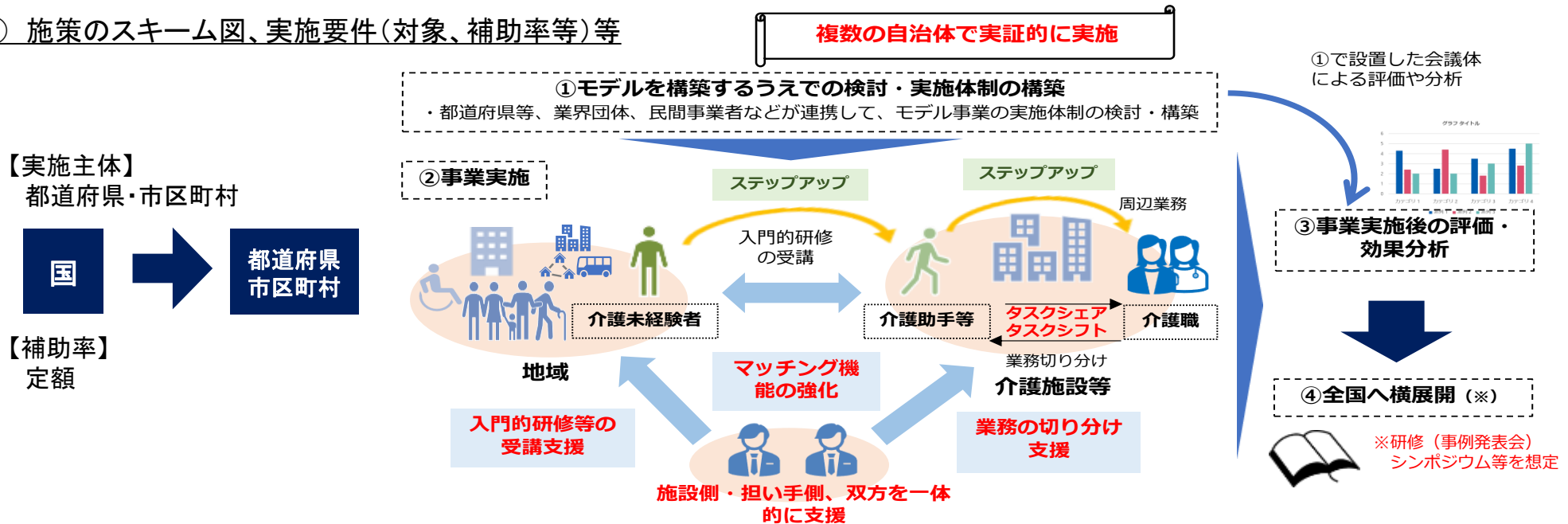
② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③ 施策の概要

事業者側における業務切り分けや担い手となる未経験者と介護現場のマッチング機能の強化（WEB・アプリ等の活用を含む）、周辺業務に携わる未経験者に対する入門的研修等の受講支援等により、事業所側・担い手側、双方を一体的に支援し、参入促進につなげるモデル事業を実施し、その効果測定及び全国の自治体への横展開を図る。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

本事業によるモデル構築、横展開によって、多様な介護未経験者の介護現場への接点が増加し介護人材のすそ野が拡大されるとともに、介護職へつなげる手法が普及されることにより、介護人材確保の推進が図られる。

① 施策の目的

多様なキャリアの選択肢を示し、自身のキャリアを選べるようにしていく「山脈型キャリアモデル」の普及を進めているが、介護人材の定着・確保をに向けたキャリアアップを図る上で、法人と介護現場の間をとりもつことや、現場におけるチームリーダーや経験が浅い者への研修を行う等といった、中核的な役割を担う人材の育成についても検討し、介護人材の離職防止・定着促進を図る。

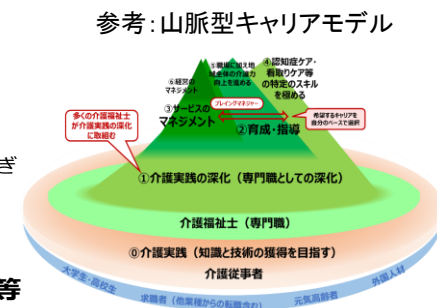
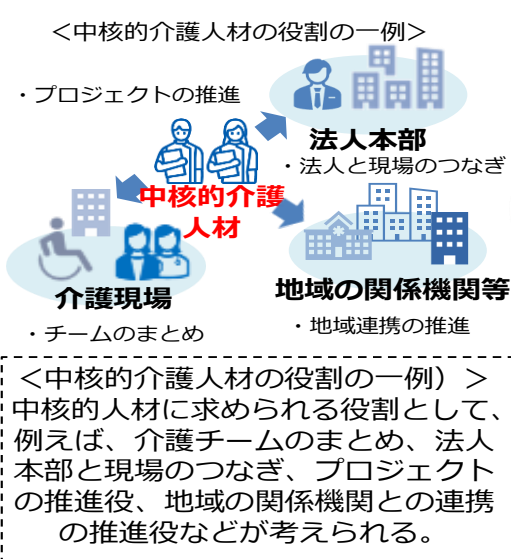
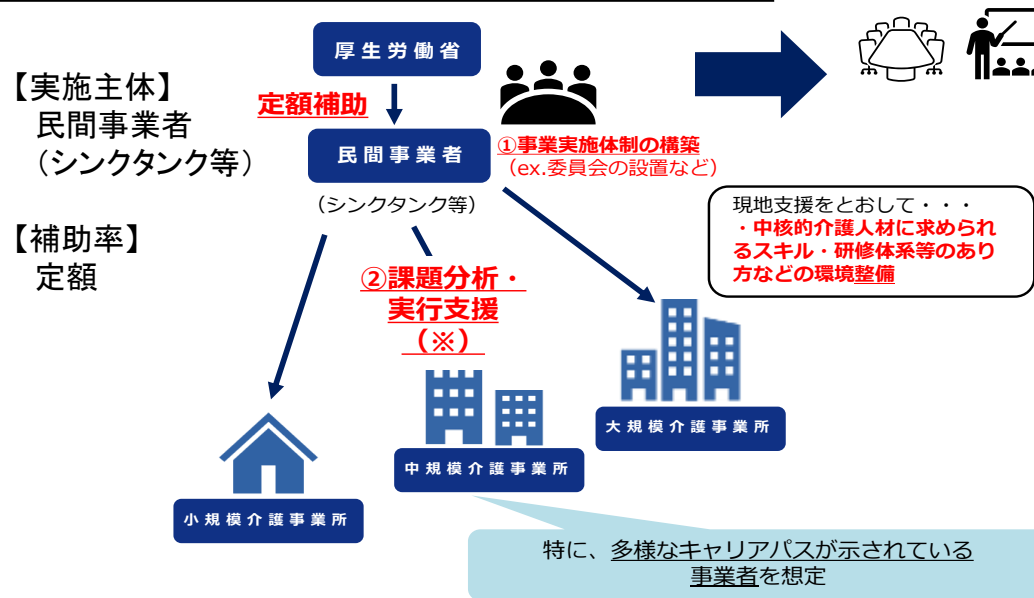
② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③ 施策の概要

多様なキャリアパスが示されている事業者を対象に、民間事業者の課題分析・実行支援を通じて、中核的介護人材として必要とされるスキルやそれに伴う研修などの育成支援のための環境整備をモデル的に実施し、普及促進を図る。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

本事業によるモデル構築、横展開によって、中核的介護人材の育成が促進されることにより、介護人材の離職防止・定着促進が図られる。

① 施策の目的

新たに日本の介護分野へ特定技能の在留資格を活用して就労を希望する外国人介護人材の増加に対応するため、介護技能評価試験等の重点試験地域を選定のうえ、試験を実施し、効率的な試験体制の検討を行うことで、外国人介護人材の受入促進を図る。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

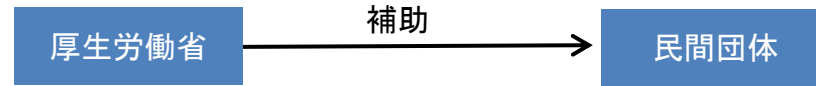
③ 施策の概要

介護技能評価試験等の受験者の増加が見込まれる地域を検討のうえ、試験を実施し、今後、日本の介護分野へ特定技能の在留資格を活用して就労を希望する外国人介護人材を効率的に確保できる試験体制を確保する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【実施主体】 民間団体

【補助率】 定額



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

介護技能評価試験試験を実施し、効率的な試験実施体制を構築することにより、国民が必要な介護サービスを安心して受けられるよう、その担い手となる外国人介護人材を確保する。

① 施策の目的

在留資格「特定技能」の受入促進等により今後増加が見込まれる外国人介護人材の資格取得支援ニーズへの対応や、国内に在留する外国人に日本の介護現場で長く働いてもらうための定着支援を推進するため、外国人介護人材の資格取得に向けた学習支援のノウハウを展開し、介護現場の指導環境の整備を行うことで外国人介護人材の資格取得の促進を図る。

また、令和7年4月より在留資格「特定技能」及び「技能実習」の外国人介護人材の訪問系サービスへの従事が可能となったことから、外国人介護人材の受入に積極的な事業所のサービス提供責任者等の指導者に対して伴走支援を行いつつ、小規模事業所も含めた事業所への円滑な受入を促進するとともに、受入後も外国人介護人材に長く働いてもらうための定着支援へ繋げる。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

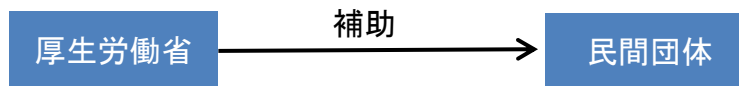
③ 施策の概要

外国人介護人材が従事する施設の教育担当者向けの手引きの開発など、介護現場における適切な指導体制、指導プログラム等を体系的に整理することで、外国人介護人材の資格取得に向けた支援のノウハウを広く展開し、介護現場での指導環境の整備を行う。

さらに、外国人介護人材が訪問系サービスに従事するにあたって、受入に積極的な訪問系事業所の指導者を対象にした伴走支援等を行い、受入後の具体的な取組を可視化し、課題や好事例を抽出。訪問系サービス事業所の指導者向けガイドラインの作成を通じて、現場の指導員の負担軽減に資する支援を行うとともに、外国人介護人材の円滑な受入・定着を図る。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【実施主体】 民間団体



【補助率】 定額

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

国家試験対策講座に係る受講体制の均てん化や訪問系サービス事業所に対する支援を実施することで、外国人介護人材の介護現場における円滑な就労・定着を実現する。

① 施策の目的

主に南アジアを中心とした情報発信と、自治体等と送出国との連携に向けた伴走支援を行うことで、外国人介護人材の受入促進を図る。

また、令和7年4月より在留資格「特定技能」及び「技能実習」の外国人介護人材の訪問系サービスの従事をが可能となったが、遵守事項の確認や相談窓口の設置から相談事項に係る解決に至るまでの伴走型支援まで実施するため、訪問系サービスへの外国人材の受入れ数の増加を見込み、相談窓口および巡回訪問体制の強化を行う。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③ 施策の概要

(1) 情報発信

- ・ 主に南アジア諸国や各国地方部において継続的に説明会等を実施して情報発信を行い、日本の介護の認知度向上を図る。
- ・ 海外での情報発信のノウハウ等を活用し、自治体等と送出国との関係構築やヒアリング調査等の伴走支援を行い、自治体と送出国との連携を図る。

(2) 相談支援の実施

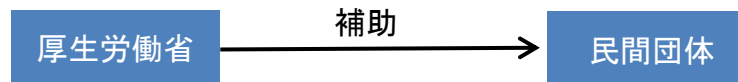
- ・ 訪問系サービスの従事に係る事業所要件の確認、相談内容の分析も含めた相談窓口の体制強化のため、業務のスーパーバイズを担う職員を配置。

(3) 巡回訪問等の実施

- ・ 訪問系サービスの従事に係る事業所要件の確認も含めた巡回訪問の体制を強化するため、業務のスーパーバイズを担う職員を配置。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【実施主体】 民間団体



【補助率】 定額

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

送出国における、日本での介護労働の認知度の向上等につながる情報発信や訪問系サービス事業所に対する支援体制を確保することで、外国人介護人材と国民が必要な介護サービスを安心して受けられるような環境を整備する。

施策名：外国人介護人材獲得強化事業

① 施策の目的

外国人介護人材を確保する観点から、海外現地での働きかけを強化し、都道府県と連携して、海外現地の学校との連携を強化するなど、現地での人材確保に資する取組を行う事業所・介護福祉士養成施設・日本語学校等に対して支援を行う。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③ 施策の概要

○ 国民が必要な介護サービスを安心して受けられるよう、その担い手を確保するため、都道府県と連携して以下の外国人介護人材の確保の取組を行う事業所・介護福祉士養成施設・日本語学校等に対して、その費用を補助する。

ア 送り出し国におけるマーケティング活動等の情報収集

外国人介護人材の確保の取組を効果的に行うため、送出国の学校、送出機関、政治情勢、生活・文化・風習等の事前調査等を実施する。

イ 海外現地の学校や送り出し機関との関係構築・連携強化

外国人介護人材を円滑に確保する目的で、海外現地の学校・送出機関等との関係構築・連携強化を図るための訪問活動等の実施、活動に必要なとなる宣材ツールの作成等を行う。

ウ 海外現地での説明会開催等の採用・広報活動

更なる外国人介護人材の確保を促進するため、海外の日本語学校等での説明会の開催や現地での求人募集、日本の介護に関するPR、介護施設・介護福祉士養成施設・日本語学校等の情報提供などの広報活動、これらの取組を実施するための宣材ツールの作成等を行う。

エ その他海外現地における外国人介護人材確保のための取組

○ 外国人介護人材の受入れを促進し、地域への定着を図るため、地域の実情に応じた受け入れ体制を整備し、外国人介護人材に係るセンターを活用する等して、初めて外国人介護人材を受け入れる事業所への支援や、受入れのきっかけをつかめない小規模事業所等への支援等を重点的に行う都道府県に対して、その費用を補助する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【実施主体】 都道府県

【補助率】 国2/3、都道府県1/3



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

海外現地の送り出し機関等との関係構築・連携強化や、現地説明会による採用・広報活動など、介護事業者の支援や外国人介護人材に係るセンターの活用により、国民が必要な介護サービスを安心して受けられるよう、その担い手となる外国人介護人材を確保する。

① 施策の目的

令和7年4月より在留資格「特定技能」及び「技能実習」の外国人介護人材の訪問系サービスの従事が可能となったが、訪問先の利用者の居宅において緊急時、不測の事態が起こった際に適切に対応できるようにする観点で「ICT等の活用等による環境整備」を遵守すべき事項として定めている。
外国人職員と日本人職員の意思疎通の円滑化、外国人の日本語学習の支援や記録作業の負担軽減、不測の事態への対応として、受入事業所等に対して、外国人介護人材の活躍に資するツール等の導入や環境整備に係る経費を補助し、外国人介護人材の介護現場における円滑な就労・定着を促進する。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③ 施策の概要

- 外国人職員と日本人職員の意思疎通の円滑化、外国人の日本語学習の支援、外国人の記録作業の負担軽減をし、外国人介護人材の介護現場における円滑な就労・定着を促進する目的で、都道府県と連携して以下のア・イのいずれかの取組を行う外国人介護人材受入事業所等に対して、その費用を補助する。
 - ア 外国人介護人材の活躍に資するツール等の導入支援及び活用促進
外国人介護人材が介護現場で円滑に就労・定着できるよう、外国人介護人材の活躍に資するツール等(携帯型翻訳機、多言語対応の介護記録ソフトウェア、e-ラーニングシステムなど)を導入するとともに、導入されたツール等が有効活用されるための研修、勉強会、関連規程の整備などの環境整備を行う。
 - イ その他外国人介護人材が介護現場で働きやすくするための必要な取組

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【実施主体】 都道府県

【補助率】 国1/2、都道府県1/4、受入事業所等1/4



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

外国人介護人材受入事業所におけるツール等の導入等を推進することで、外国人職員と日本人職員の円滑なコミュニケーションや、外国人介護人材の業務負担の軽減等を行い、外国人介護人材の介護現場における円滑な就労・定着を実現する。

【○マイナ保険証の利用促進に向けた取組】

令和7年度補正予算案 224億円

施策名:マイナ保険証の利用促進に向けた支援等

① 施策の目的

マイナ保険証を基本とする仕組みへの円滑な移行に当たり、各種取組を通じて、マイナ保険証の利用促進・定着を図る。

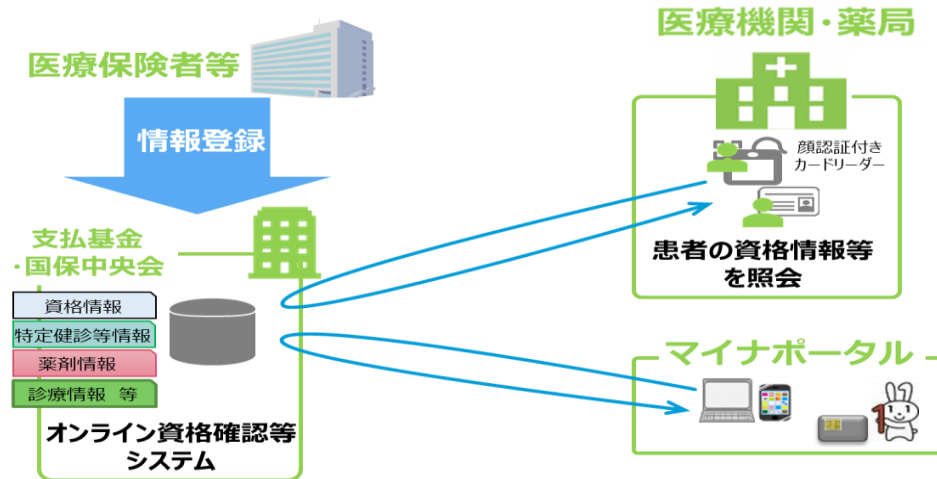
② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
							○		

③ 施策の概要

円滑にマイナ保険証を利用するための医療機関等における必要なシステム改修や新しい規格の顔認証付きカードリーダーの導入費用の補助、国民や医療機関等への継続的な周知広報等を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

マイナ保険証を基本とする仕組みへの円滑な移行やマイナ保険証の利用促進・定着を図る。

施策名：全国医療情報プラットフォーム開発事業

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
							○		

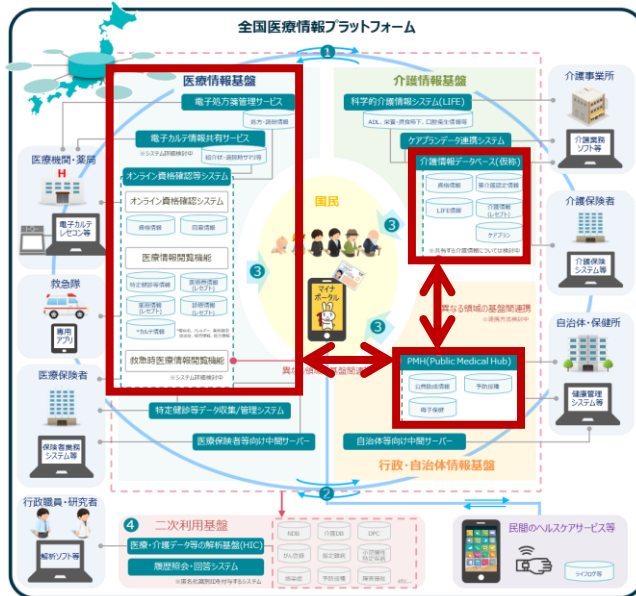
① 施策の目的

○国民の健康増進及び質の高い医療の提供に向けて、健康・医療分野のデジタル化を推進する。

③ 施策の概要

- 全国の医療機関・薬局をつなぐオンライン資格確認等システムのネットワークを活用し、電子カルテ情報等を電子カルテ情報共有サービスに登録すること等により、医療機関や薬局等との間で電子カルテ情報等を共有・交換する仕組みを整備し、保健・医療・介護の情報を共有可能な「全国医療情報プラットフォーム」を構築する。
- 意識不明等で患者の意思確認ができない状態でも医療情報閲覧を可能とする仕組み(救急時医療情報閲覧機能)の更なる機能強化等を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



全国の医療機関・薬局をつなぐオンライン資格確認等システムのネットワークを活用し、電子カルテ情報等を電子カルテ情報共有サービスに登録することで、医療機関や薬局との間で電子カルテ情報等を共有・交換する仕組みを構築する。

実施主体：社会保険診療報酬支払基金

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

全国医療情報プラットフォームの構築を進めることにより、医療DXの推進とその定着が一層加速することが期待される。

施策名：医療情報システムのクラウド化に伴う検討事業

① 施策の目的

少子高齢化の進展等により、医療費増加と担い手不足が課題となる中で、より質が高く効率的な医療提供体制の構築が必要。一方で、病院情報システム関連経費が増加し、病院経営を圧迫している。新たなデジタル技術を適用した次世代病院情報システムの普及により、情報セキュリティ対策を向上させながら、病院の情報システム費用の上昇抑制を図り、経営資源を医療提供に振り向けられる体制整備を目指す。

全国の医療機関におけるトランザクションが国の定める標準コード・マスタ及び交換規約に基づき行われる環境を実現することで、医療機関内/医療機関間の安全な情報連携の促進、ベンダロックインの解消による医療システム業界の競争活性化、システムリプレイス時の検討の省力化、2次利用に資する医療データの統一化を実現する。

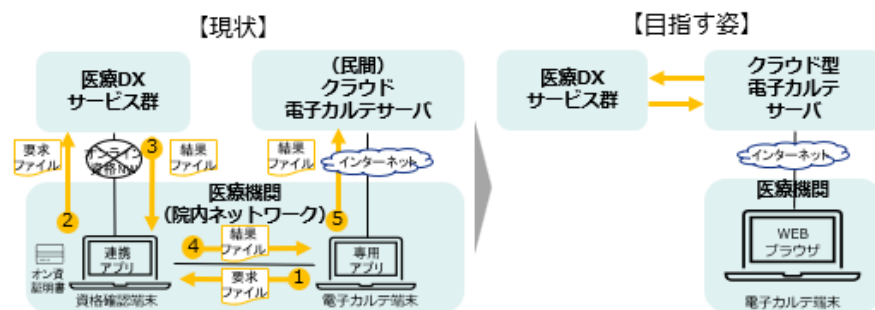
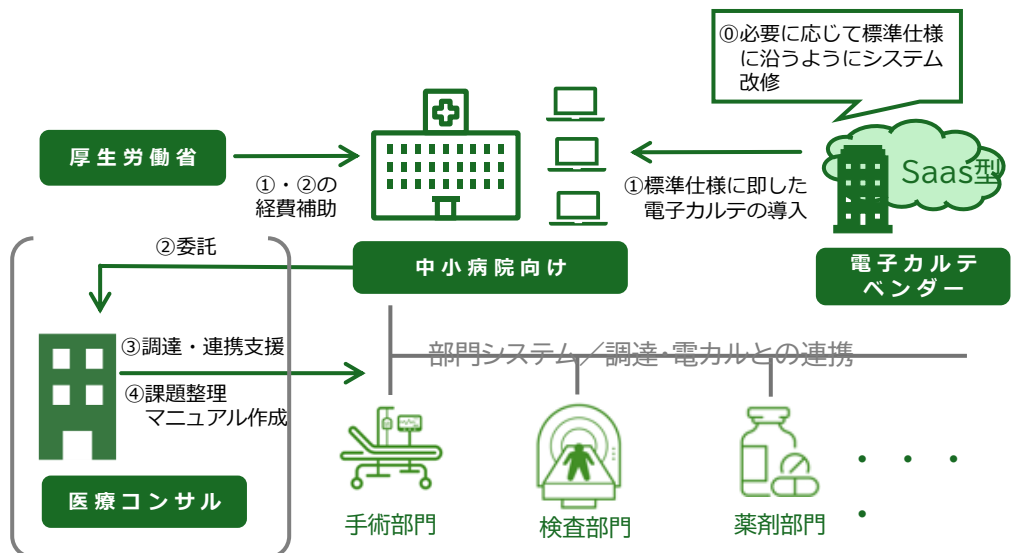
② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
							○		

③ 施策の概要

- 令和7年度に作成する病院情報システムの標準仕様について詳細化等を行うとともに、当該標準仕様に基づいたシステムについて検討を行う。標準仕様を踏まえたモダン技術を活用したクラウド型システムへ移行できる環境を整備する。併せて、病院情報システムで使用されるコード・マスタの標準化、維持管理の在り方を検討する。
- 医療DXサービス群のクラウド間連携機能を開発し、民間電子カルテベンダーと先行事業を実施する。併せて、実施主体となる支払基金の体制を整備する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

次世代病院情報システムの普及に向けた技術面・運用面での課題、システム構築におけるコスト・リスク低減策の抽出を行う。

施策名: 電子処方箋の利活用促進事業

① 施策の目的

医療機関・薬局等へ電子処方箋の利活用促進支援や周知広報を行うことで、電子処方箋の利活用の促進を図る。

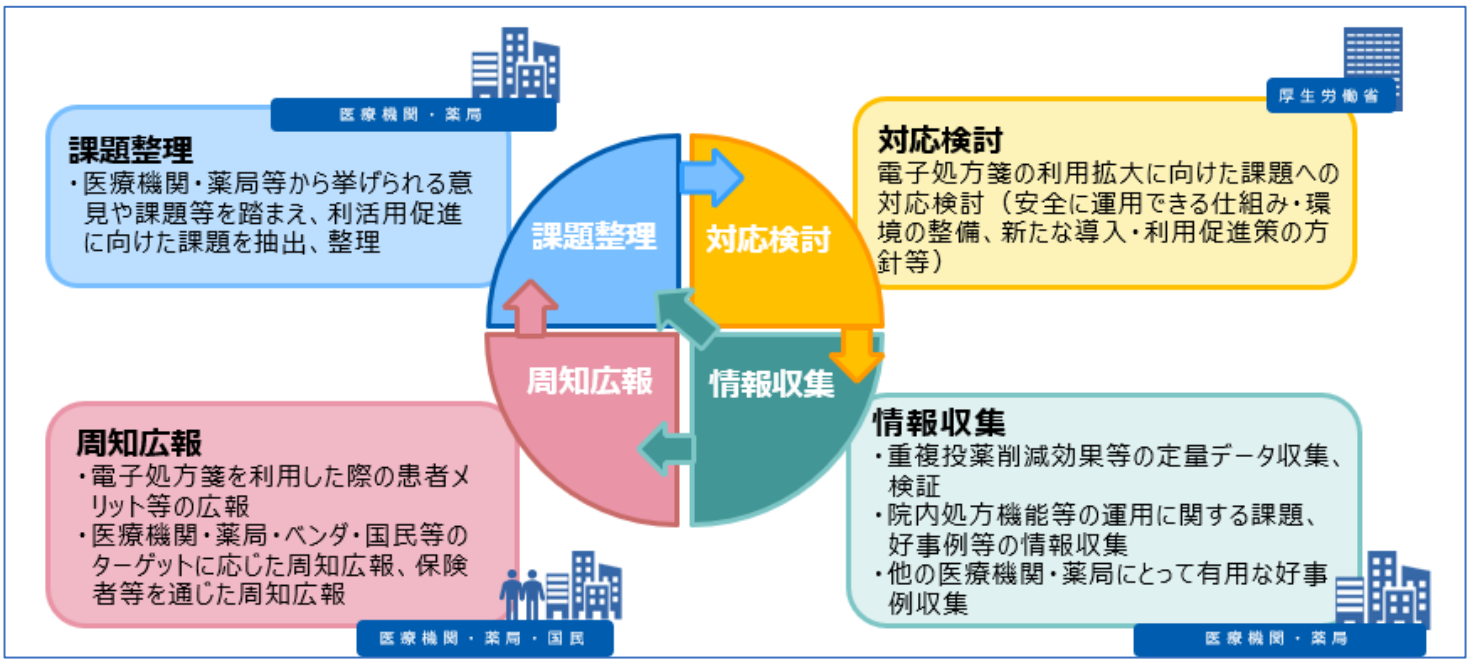
② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
							○		

③ 施策の概要

医療機関・薬局等から電子処方箋に関する意見や課題等を収集・整理し、利活用促進を進めるとともに、医療機関・薬局、国民に向けて効果的な周知広報等を実施する。また、電子処方箋の活用による効果のNDB等を活用した検証等を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等 (民間団体等へ委託)



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

電子処方箋の活用・普及を促進することにより、質の高い効率的な医療の提供に向けた医療DXの推進を図ることができる。

施策名：電子処方箋の有効活用のための環境整備事業

① 施策の目的

医療機関・薬局において電子処方箋の更なる普及が進んだ際に有効活用できるよう、直近の薬剤情報を活用した機能の拡充を行う。また、電子処方箋を安全に運用するための機能改善や医薬品マスタの整備を進める。

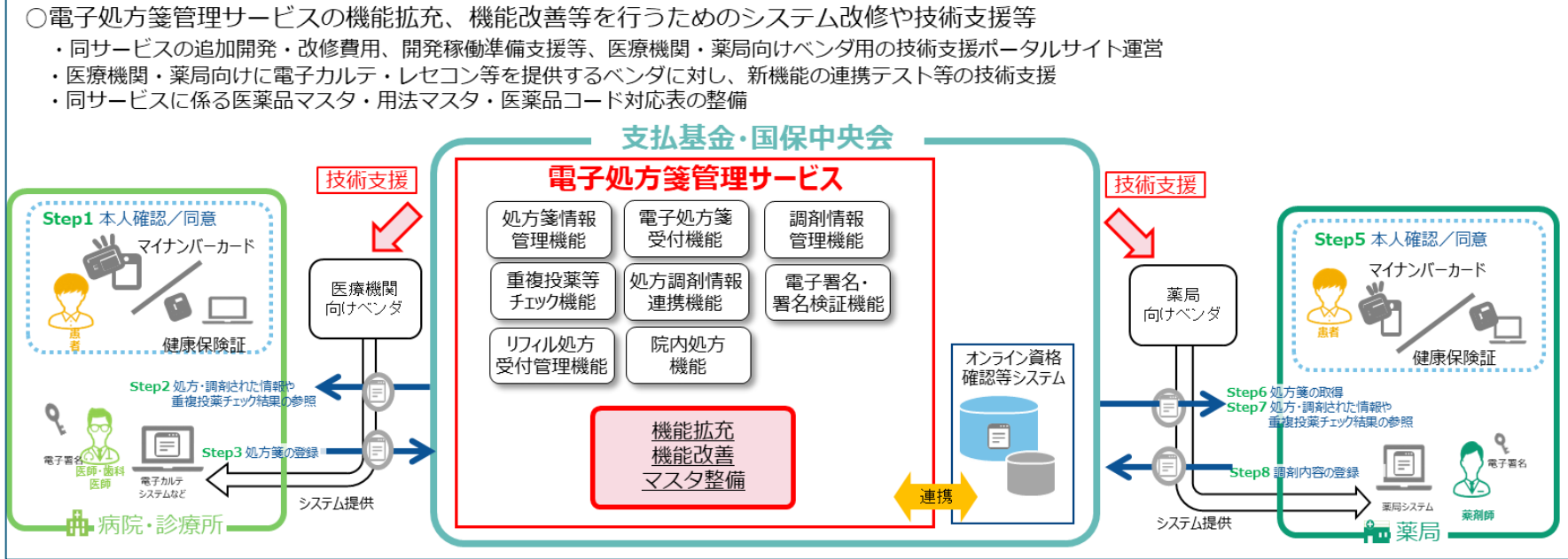
② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
							○		

③ 施策の概要

電子処方箋管理サービスの機能拡充、機能改善等を行うためのシステム改修や技術支援等を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等 (社会保険診療報酬支払基金)



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

電子処方箋の活用・普及を促進することにより、質の高い効率的な医療の提供に向けた医療DXの推進を図ることができる。

施策名：電子処方箋の機能拡充の促進事業

① 施策の目的

電子処方箋管理サービスの機能を十分に発揮し、同サービスの利活用を推進するため、医療機関・薬局への新機能(院内処方機能)の導入を促進する。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
							○		

③ 施策の概要

電子処方箋を導入した医療機関・薬局に対する、電子処方箋管理サービスの新機能(院内処方機能)導入費用への補助を実施。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等 (社会保険診療報酬支払基金)



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

電子処方箋の活用・普及を促進することにより、質の高い効率的な医療の提供に向けた医療DXの推進を図ることができる。

施策名：公費負担医療制度等のオンライン資格確認の推進

① 施策の目的

マイナンバーカード1枚で公費負担医療等（公費負担医療、地方単独医療費助成）を受けられる環境を早期に整え、マイナンバーカードの普及促進、国民の利便性向上を図る。

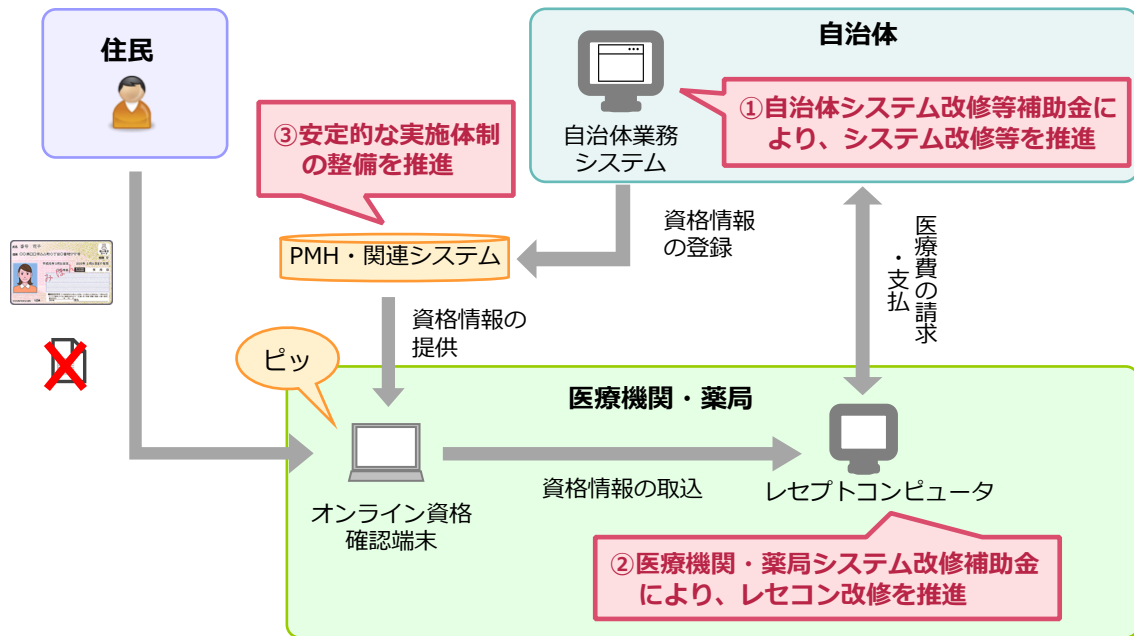
② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
							○		

③ 施策の概要

公費負担医療制度等（公費負担医療・地方単独医療費助成）のオンライン資格確認の令和8年度中の全国規模での導入に向けて、自治体システムの改修等、医療機関・薬局システムの改修、安定的な実施体制の整備を推進する。

④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等



①自治体システム改修等補助金

- 補助対象：都道府県、市区町村
- 1制度当たり基準額：500万円
- 補助率：1/2

②医療機関・薬局システム改修補助金

- 補助対象：医療機関、薬局
- 補助内容 ※支払基金において事務を実施

区分	補助内容
病院	28.3万円を上限に補助 ※事業費56.6万円を上限にその1/2を補助
診療所、薬局（大型チェーン薬局以外）	5.4万円を上限に補助 ※事業費7.3万円を上限にその3/4を補助
大型チェーン薬局	3.6万円を上限に補助 ※事業費7.3万円を上限にその1/2を補助

③安定的な実施体制の整備

- PMHシステムの運用・保守業務等のデジタル庁から支払基金への移管の準備経費を補助（補助対象：支払基金）
- 導入自治体拡大のための自治体等向けヘルプデスク業務委託

⑤ 成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

本施策により国民がマイナンバーカード1枚やスマートフォン1つで医療機関を受診し、公費負担医療等を受けられる環境の整備に繋がり、質の高い効率的な医療の提供に向けた医療DXの推進を図ることができる。

施策名: 医療扶助のオンライン資格確認導入に係る医療機関等への助成

① 施策の目的

- 医療扶助のオンライン資格確認については、令和6年3月より運用を開始したところであるが、現状、医療機関等においては、全体の1/2程度の導入に留まっていることから、オンライン資格確認の利用促進を図るためには、医療機関等側の対応を加速していく必要がある。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
							○		

③ 施策の概要

- 医療機関等に対し、医療扶助のオンライン資格確認の導入に向けたレセプトコンピューターシステム等に係る改修費用等を助成することにより、オンライン資格確認の更なる普及促進を図る。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【実施主体】 社会保険診療報酬支払基金（医療機関等への助成を担当）

【助成割合】 病院，大型チェーン薬局：1/2，診療所・薬局（大型チェーン薬局を除く）：3/4

- 指定医療機関・指定薬局におけるレセプトコンピュータ等のアプリケーションの改修、パッケージソフトの購入・導入、レセプトコンピュータ等の既存システムの改修等に対して、以下の上限額で助成を行う。

	病院	大型チェーン薬局 (グループで処方箋の受付が月4万回以上の薬局)	診療所 薬局(大型チェーン薬局以外)
費用の補助内容	28.3万円を上限に補助 ※事業額56.6万円を上限に、その1/2を補助	3.6万円を上限に補助 ※事業額7.3万円を上限に、その1/2を補助	5.4万円を上限に補助 ※事業額7.3万円を上限に、その3/4を補助

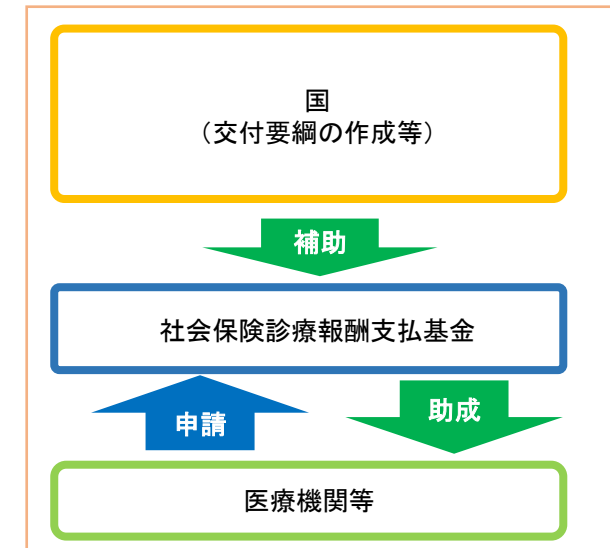
※ 消費税分(10%)も補助対象であり、上記の上限額は、消費税分を含む費用額

- 医療機関等への助成金の交付事務について、社会保険診療報酬支払基金へ補助を行う。

(具体的な事務の例)

- ・ 交付申請書等の受付・取りまとめ
- ・ 申請内容の確認
- ・ 医療機関等への修正依頼
- ・ 申請書類の差し替え
- ・ データ入力
- ・ 医療機関等からの問い合わせ対応
- 等

※ 医療保険におけるオンライン資格確認の仕組みを最大限活用し、医療扶助のオンライン資格確認導入を目的としての顔認証付きカードリーダーの新たな提供は行わない。



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- ・被保護者の医療機関等への受診の際の利便性の向上
- ・福祉事務所における医療券発行事務に係るコスト低減、医療機関等における資格確認事務の円滑化
- ・オンライン資格確認の実績ログを活用した頻回受診対策の強化 等

施策名：予防接種事務デジタル化等事業

① 施策の目的

デジタル化の推進により、効率的にワクチン接種を進める仕組みを構築するとともに、匿名予防接種データベースの整備等により、予防接種の有効性・安全性に関する調査・研究の充実を図る。

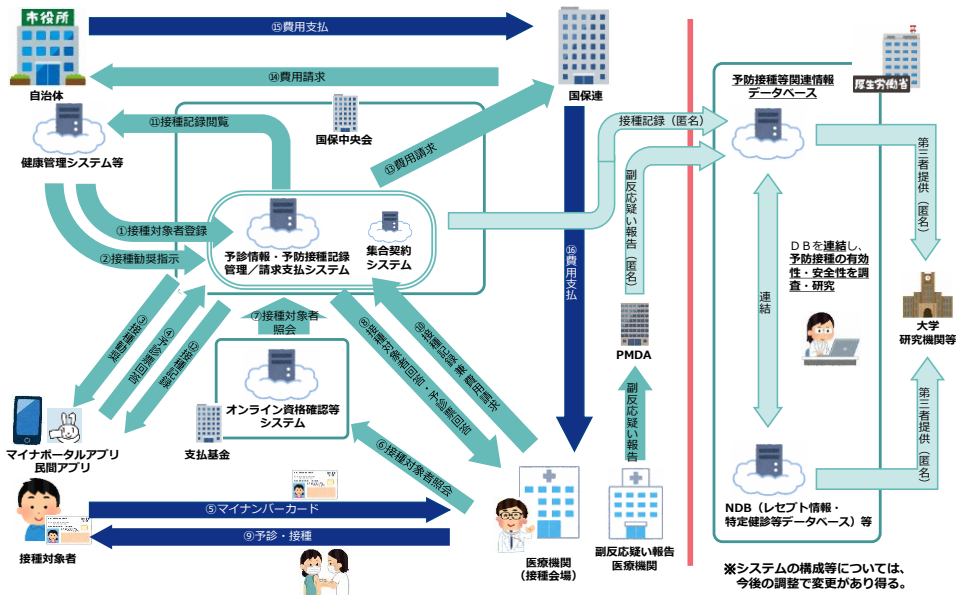
② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
							○		

③ 施策の概要

予防接種に関してマイナンバーカードを活用した資格確認を導入するとともに、予防接種の実施状況及び副反応疑い報告等に関するデータベースを整備し、他のデータベース等との連結解析や外部研究機関への情報の提供を可能とする。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



主な事業の対象、補助率等

【委託費：民間団体】

- ・予防接種事務デジタル化プロジェクト管理等
- ・予防接種DBシステム開発
- ・デジタル化対応伴走支援等調査研究
- ・予防接種の有効性・安全性分析に関する調査研究
- ・PMH共通(予防接種)の改修

【補助金：民間団体、自治体】

- ・予診情報・予防接種記録管理／請求支払システム等の開発等 (国民健康保険中央会、国民健康保険団体連合会：定額)
- ・オンライン資格確認等システム等の改修等 (社会保険診療報酬支払基金：定額)
- ・VDB連携システム等の開発等 ((独)医薬品医療機器総合機構：定額)
- ・自治体健康管理システム改修 (市町村：1/2)

※システムの構成等については、今後の調整で変更があり得る。

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

予防接種にかかる国民の利便性向上、地方公共団体や医療機関の事務負担の軽減が図られる。また、匿名化された予防接種に関する情報を外部研究機関に提供することで、予防接種の有効性・安全性に関する調査・研究が充実する。

【○診療報酬改定DXの取組の推進】

令和7年度補正予算案 42億円

保険局保険課(内線3249)
 国民健康保険課(内線3259)
 高齢者医療課(内線3229)
 医療課(内線3275)

施策名:診療報酬改定DX(共通算定モジュール開発等事業)

① 施策の目的

診療報酬改定時に、医療機関やベンダー等が、短期間で集中して個別にシステム改修やマスタメンテナンス等に対応することで、非常に大きな業務負担が生じている現状に対し、進化するデジタル技術を最大限に活用し、医療機関等における負担の極小化をめざす。

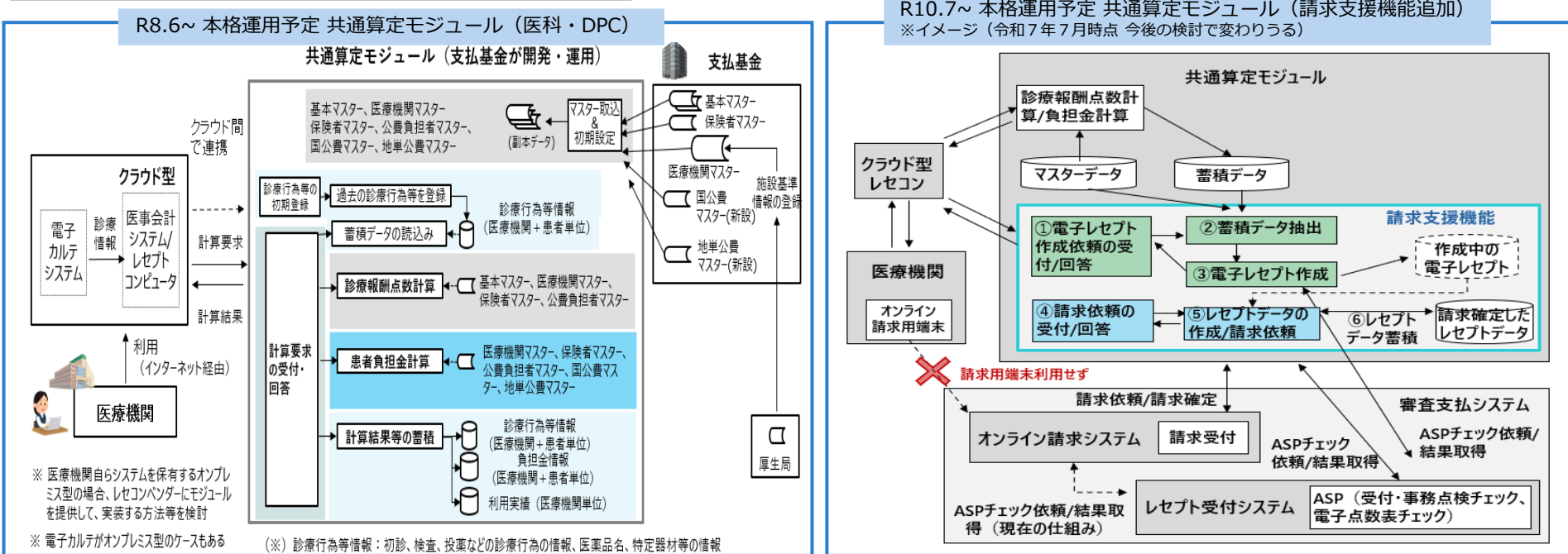
② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
							○		

③ 施策の概要

医療DX工程表に基づき、共通算定モジュールの本格提供・運用(令和8年6月開始予定)や普及、請求支援機能といった追加機能の開発等を進める。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



【開発主体等】

社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険中央会

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

共通算定モジュールの提供により、診療報酬改定時の医療機関等における負担が軽減する。

【〇自治体検診における医療機関等との連携の推進】

施策名：自治体検診DX推進事業

令和7年度補正予算案 28億円
※デジタル庁計上分含む

健康・生活衛生局健康課
(内線2396)

① 施策の目的

- 自治体検診を受診する住民の手間や自治体、医療機関等の事務的なコストを削減するとともに、自治体検診の情報のデータベースを構築し、他の公的DBとも連結することにより、政策研究等への自治体検診情報の活用を可能とする。

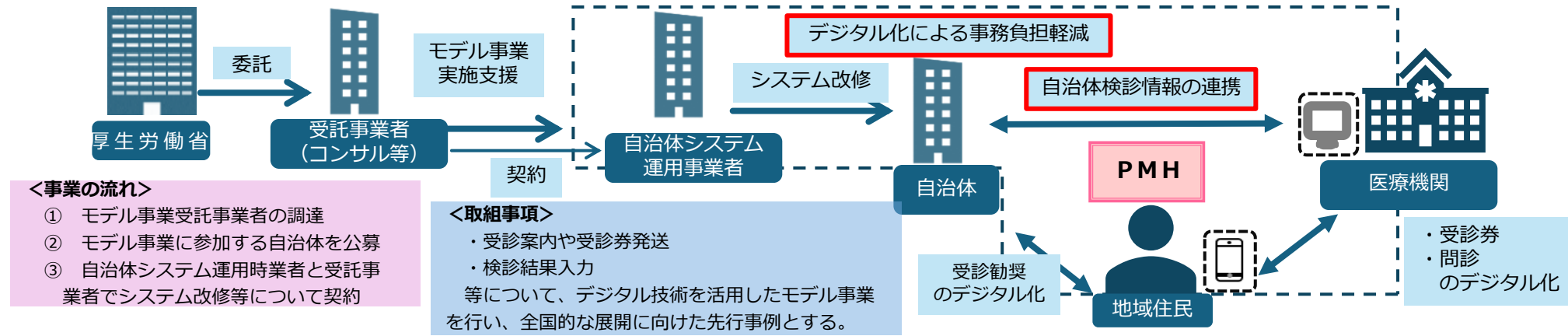
② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
							○		

③ 施策の概要

- 自治体検診情報をPMH(Public Medical Hub)の仕組みを活用して自治体と医療機関等で連携することにより、検診を受診する住民の手間や自治体、医療機関等の事務的なコストを削減するとともに、自治体検診の情報のデータベースを構築し、他の公的DBとも連結することにより、政策研究等への自治体検診情報の活用を可能とするための先行実証や検討を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- 自治体検診を受診する住民や自治体、医療機関の事務負担の削減する。
- 自治体検診情報を政策研究等へ活用することにより、国民の健康寿命の延伸に貢献する。

① 施策の目的

医療安全の向上に向けた医薬品・医療機器等の物流DXの推進に資するため、公的な製品データベースを構築する。

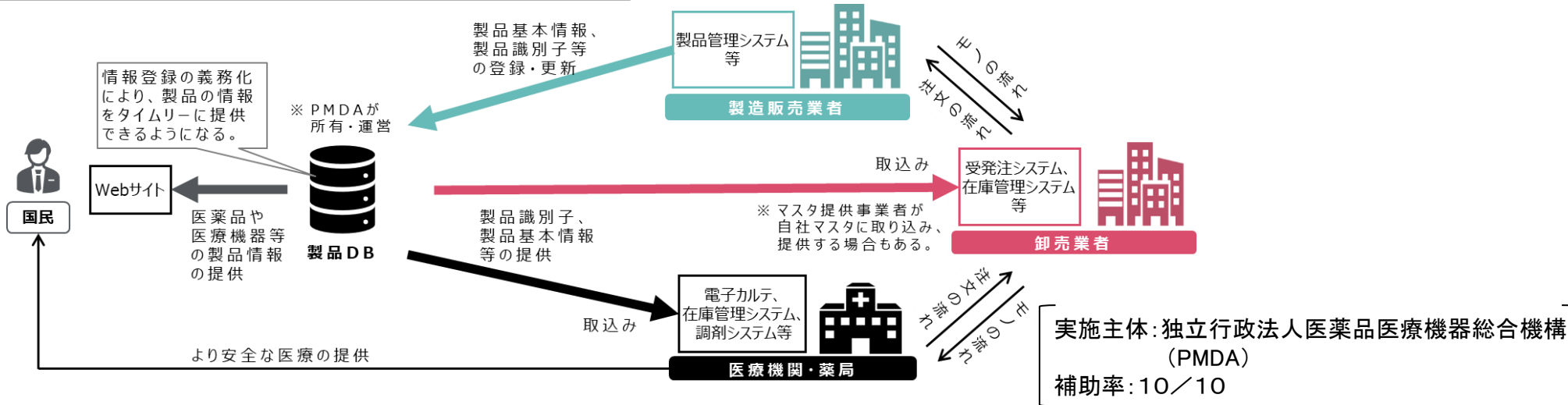
② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
							○		

③ 施策の概要

今般の薬機法改正に伴う制度改正において、医薬品・医療機器等の製造販売業者に対してデータベースへの製品情報の登録を義務付けることを予定しており、これと併せて、医療安全の向上に向けた医薬品・医療機器等の物流DXの推進に資する公的な製品データベースを構築する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

製造販売業者や医療機関等で製品データベースが活用されることにより、トレーサビリティの向上や流通事務の効率化が図られ、医療安全の更なる向上等に寄与するものである。

施策名: 医療機関におけるサイバーセキュリティ確保事業

① 施策の目的

医療機関の情報システムがランサムウェアに感染すると、診療機能を維持できなくなる可能性があることから、医療機関におけるサイバーセキュリティ対策は喫緊の課題であり、更なる確保を行う。

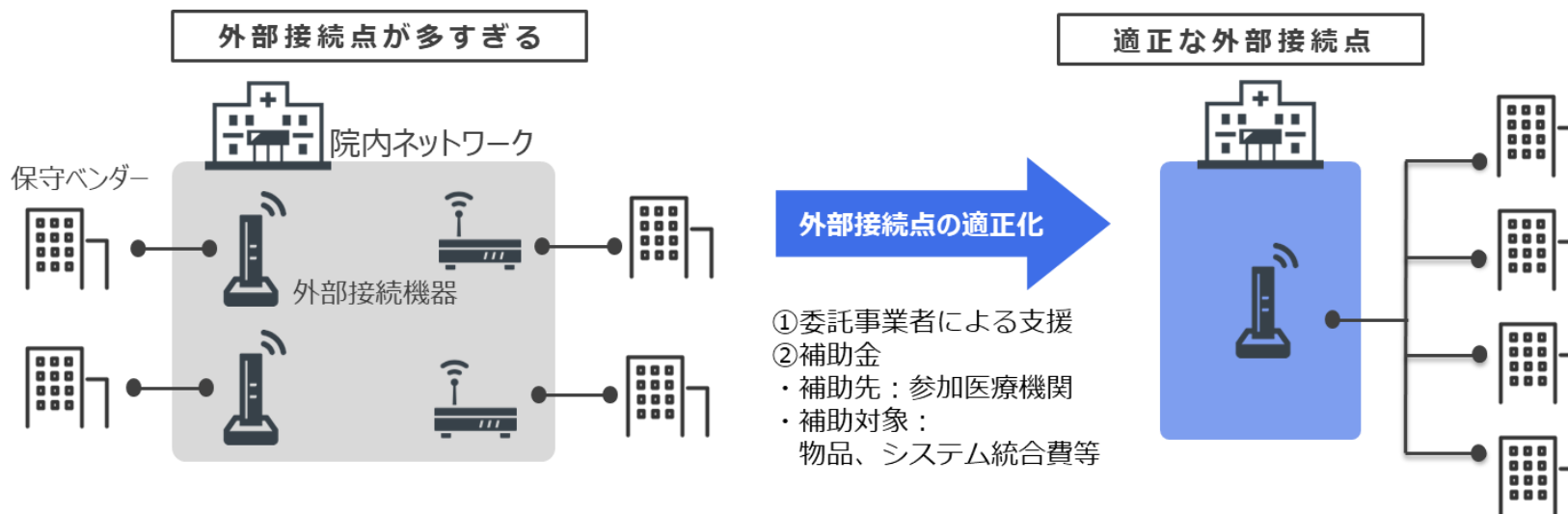
② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
			○						

③ 施策の概要

R6-7年度に実施した医療機関におけるサイバーセキュリティ確保事業では、全国の電子カルテ導入病院に対し外部接続点の見える化支援を実施したところ、多くの医療機関において外部接続点が多数存在し、管理が困難となっている実情が明らかとなった。本事業では外部接続点が多数存在する医療機関に対して、その適正化まで事業対象を拡充し、維持管理体制づくりの支援をすることで、サイバー攻撃に対する安全性をより一層強化することを目的とする。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

外部接続点の適正化により、医療機関は外部接続点のリスク監視と、セキュリティ対策が容易になる。サイバーセキュリティの更なる確保を行う事で、医療DXの推進に繋がる。

① 施策の目的

国保総合システムについては、「審査支払機能に関する改革工程表」等を踏まえ、システムを支払基金システムと総合的にし、かつ効率的なものにしていく必要がある。このため、ハードウェアの保守期限を踏まえて行われている2024年のシステム更改以降も、システム障害等のリスクを生じさせないように留意しつつ、システムの最適化及び審査支払領域に係る支払基金との共同開発・共同利用を段階的に進める必要がある。

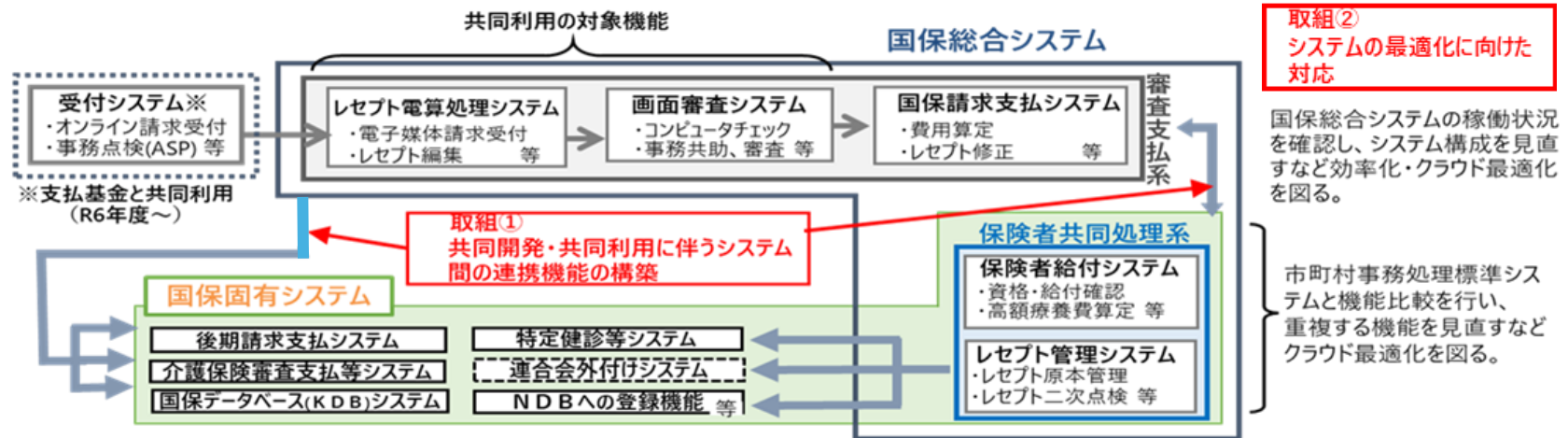
② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
							○		

③ 施策の概要

本事業では、審査支払機能の改革を推進するため、国保総合システムの最適化及び共同開発・共同利用に向けて、以下の取組に着手・実施する。
 取組①：共同開発・共同利用に伴うシステム間の連携機能の構築
 取組②：システムの最適化に向けた対応
 (システム構成の見直しや他のシステムとの重複機能の見直しなどにより、クラウド最適化を図る。)

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



【実施主体】国民健康保険中央会

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

審査システムの総合的かつ効率的な運用が実現することにより、国民への平等な医療サービスの提供に資する。

施策名：介護関連データ利活用に係る基盤構築事業

① 施策の目的

介護情報基盤を活用した情報共有に向けて、介護情報基盤の整備に必要なシステム開発、関連システムの改修、介護事業所等に対する導入支援等を行う。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
							○		

③ 施策の概要

介護情報基盤の開発や、国保中央会・支払基金の関連システムの改修を実施するとともに、介護事業所等の利用環境整備に必要な支援を実施することで、介護情報等を保険者(市町村)、介護事業所等で適切に活用いただく環境を整え、業務の効率化や介護サービスの質の向上を推進する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

□ 実施要件

・実施主体

国民健康保険中央会、
社会保険診療報酬支払基金

【改修・開発事項】

<国保中央会で行う改修等>

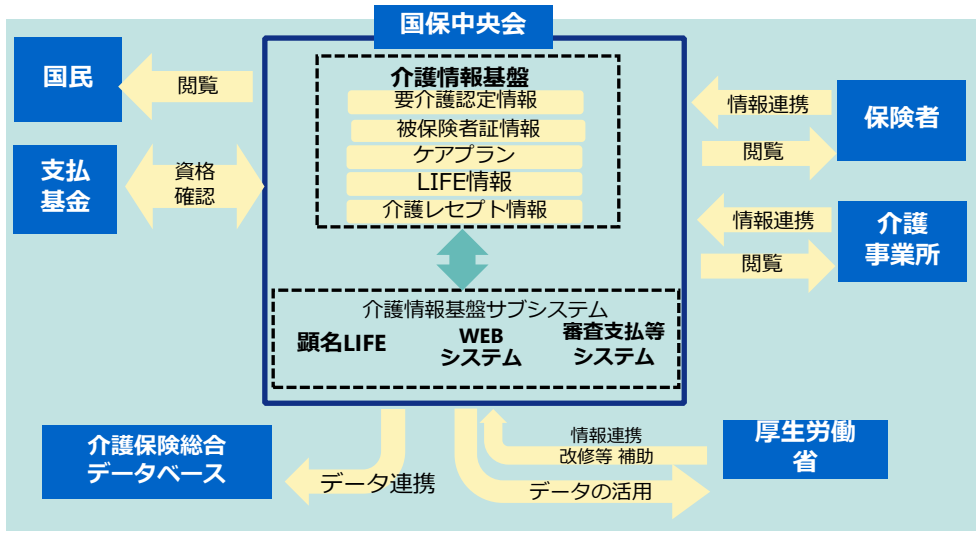
- ①介護情報基盤の開発
- ②介護保険資格確認等WEBサービス改修
- ③介護保険審査支払等システム改修
(閲覧情報の拡張等)

④顕名LIFE改修

⑤介護事業所等支援

<支払基金で行う改修>

- オンライン資格確認等システム等改修
(閲覧情報の拡張等)



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

介護情報基盤を通じた介護情報の電子的共有により、利用者本人、市町村、介護事業所等の関係者が、利用者に関する情報を共有・活用することで、業務の効率化やサービスの質の維持・向上が期待できる。

施策名: 介護保険制度の運用等に必要なシステム整備事業

① 施策の目的

介護情報基盤の整備等に対応するため、都道府県システム、市町村等(保険者)システム及び国民健康保険団体連合会の「介護保険審査支払等システム」の改修に必要な経費を補助する。

② 対策の柱との関係

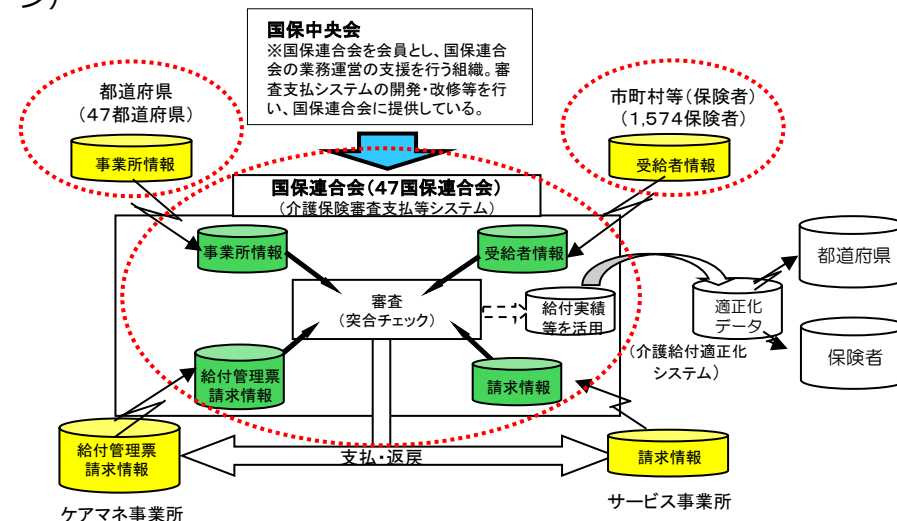
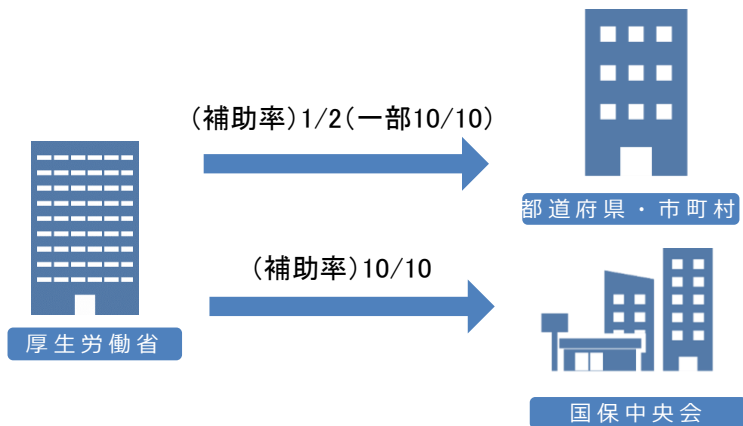
I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
							○		

③ 施策の概要

介護情報基盤の整備等に対応するため、都道府県システム、市町村等(保険者)システム及び都道府県国民健康保険団体連合会の「介護保険審査支払等システム」の改修を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

(事業イメージ)



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

全ての保険者等に対して介護情報基盤の整備等に伴うシステム改修経費の補助を行うことで、介護保険制度の円滑な運営を図る。

施策名:介護テクノロジー開発等加速化事業

① 施策の目的

介護現場において、テクノロジーの活用等によるサービスの質の向上や職員の負担軽減といった生産性向上の推進は喫緊の課題となっており、効果的なテクノロジーの普及をより強力に進めていく。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○	○							

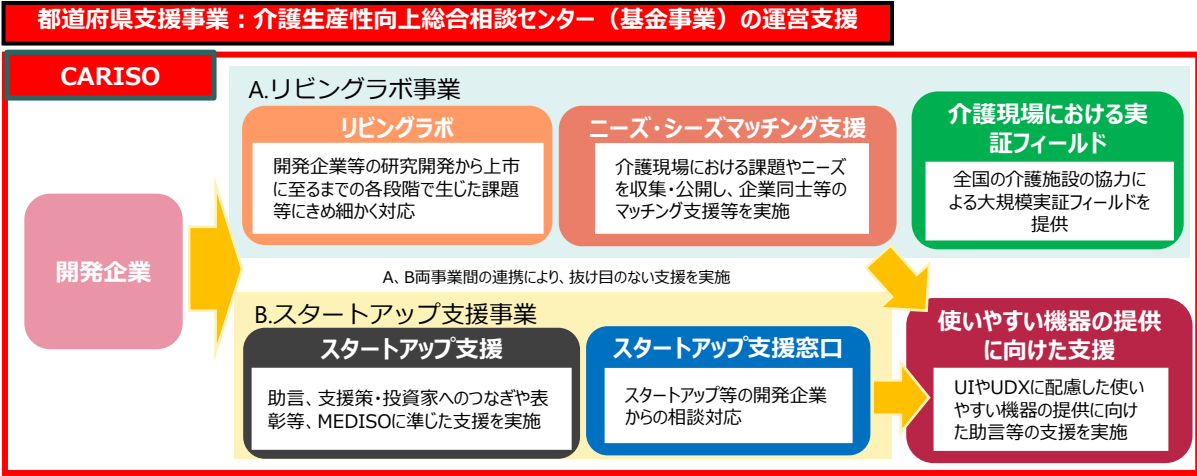
③ 施策の概要

地域における総合的な生産性向上の取組を推進するための支援を実施するとともに、CARISO (CARE Innovation Support Office) を運営し、研究開発から上市に至るまでの各段階で生じた課題等に対する総合的な支援を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【主な実施内容】

- (1) 都道府県支援事業
 - 地域における介護生産性向上総合相談センター(基金事業)の支援事業(都道府県支援事業)
 - ※窓口の増加により支援件数が増加することへの対応や、窓口の伴走支援機能の強化のため、支援規模拡充
- (2) CARISOの運営
 - スタートアップ支援窓口の運営・各種調査・イベント開催等
 - リビングラボの設置・運営



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

介護現場におけるテクノロジーへの理解を促進し、開発企業が介護テクノロジー市場に参入しやすい環境を整備し、介護現場の生産性向上を加速化させつつ、更なるテクノロジーの活用推進についてのエビデンスの充実を図る。

【○生涯を通じた歯科健診を行う環境整備の推進】

令和7年度補正予算要求額 8.8億円

医政局歯科保健課
(内線2583)

施策名：生涯を通じた歯科健診(いわゆる国民皆歯科健診)パイロット事業

① 施策の目的

健康で質の高い生活を営む上で、口腔の健康の保持・増進が重要な役割を果たしていることから、簡易な口腔スクリーニングを用いた歯科健診と受診勧奨の主体的な取り組みを支援することによって、生涯を通じた歯科健診の推進に早急に対応する。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
							○		

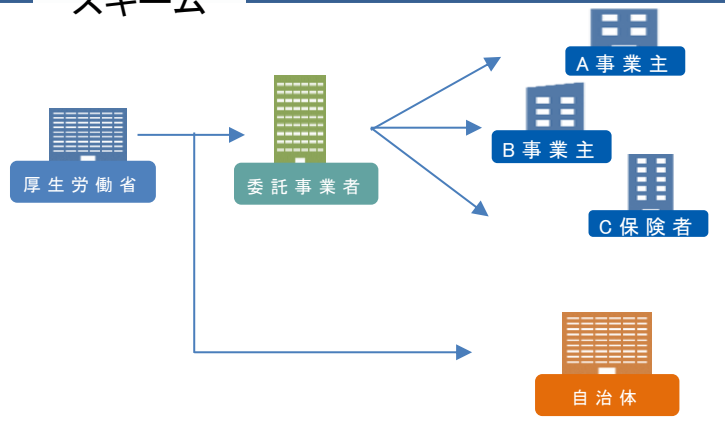
③ 施策の概要

一般健診等と併せて実施、あるいは特定健診結果やレセプトデータによる歯科受療歴等をもとに選定した対象者に対して実施する、簡易な口腔スクリーニングを用いた歯科健診と受診勧奨を主体的に行う保険者及び事業主、自治体に対して支援を行う。

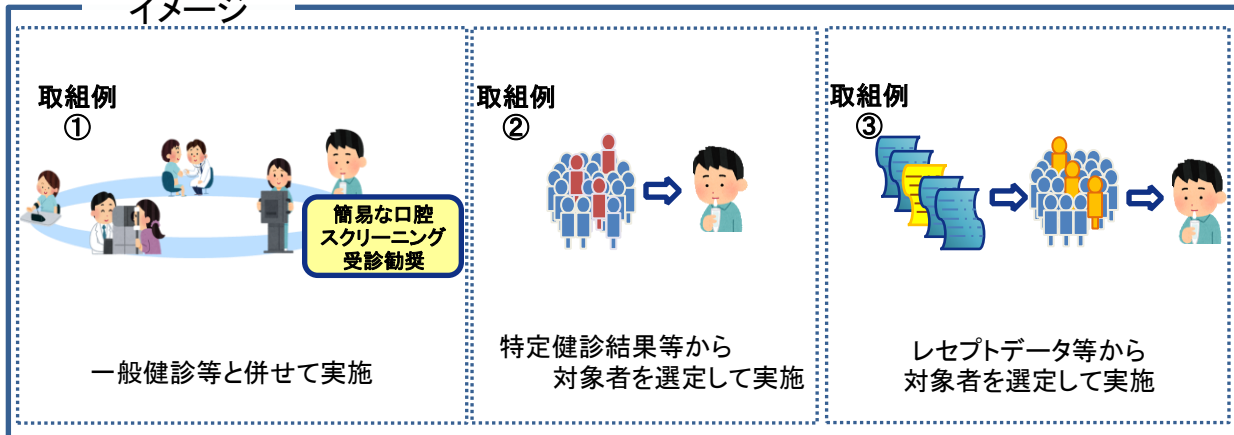
④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

- 生涯を通じた歯科健診(いわゆる国民皆歯科健診)パイロット事業(職域等) 【実施主体:保険者、事業主】
- 生涯を通じた歯科健診(いわゆる国民皆歯科健診)パイロット事業(自治体) 【実施主体:政令市、特別区、市町村等】
 - いわゆる一般健診等と併せて、簡易な口腔スクリーニングを実施。
 - 特定健診結果やレセプトデータによる歯科受療歴等をもとに対象者を選定し、簡易な口腔スクリーニングと受診勧奨を実施。

スキーム



イメージ



【補助内容】人件費、検査分析費など

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- 簡易な口腔スクリーニングを用いた歯科健診と受診勧奨の主体的な取り組みを支援することによって、生涯を通じた歯科健診を推進し、広く国民の歯・口腔の健康の保持・増進を図る。

【○科学的根拠に基づくがん検診の受診率向上に向けた取組の推進】

施策名：科学的根拠に基づくがん検診の推進事業

令和7年度補正予算案 5.4億円

健康・生活衛生局がん・疾病対策課 (内線3827)

① 施策の目的

科学的知見に基づくがん検診の推進のため、精密検査対象者に対する効果的な受診勧奨の推進と、精密検査未受診者に対する再勧奨の徹底に加えて、特に他のがん種に比べて精密検査受診率向上の余地のある大腸がん・子宮頸がんを中心に検診受診に関する普及啓発等を推進することで、早期がんの段階で治療につなげ、がんによる死亡者の減少を図る。

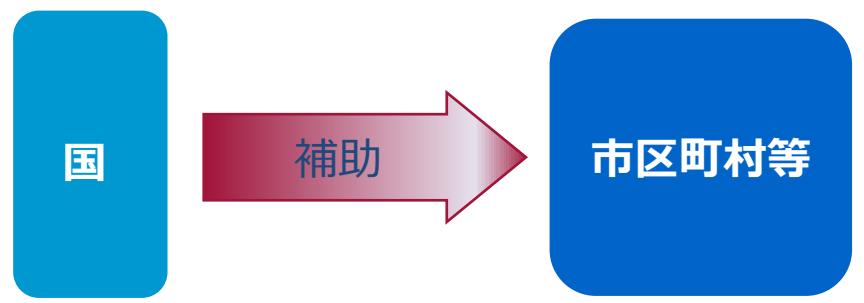
② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
							○		

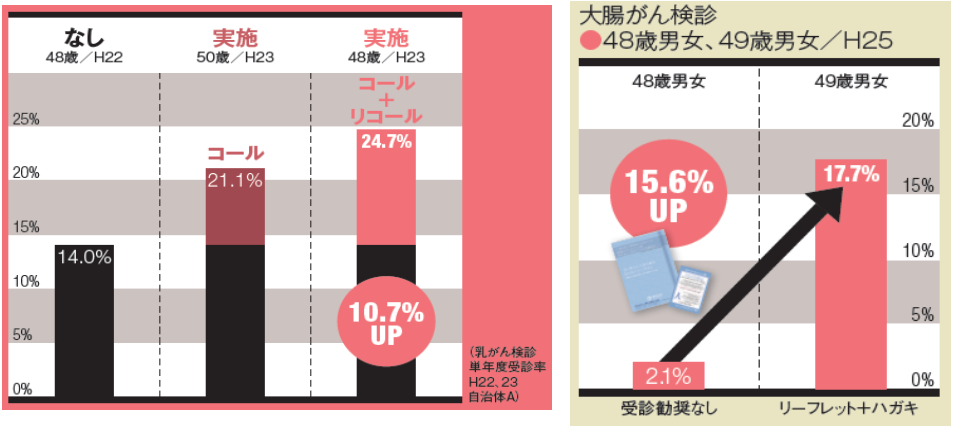
③ 施策の概要

- ・がん検診の精密検査受診率向上を目標としたがんの普及啓発に関する事業等を実施する。
- ・精密検査対象者に対する効果的な受診勧奨の推進と、精密検査未受診者に対する再勧奨を徹底する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



(受診勧奨の効果の事例)



※がん検診受診率向上施策ハンドブック(厚生労働省)より

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

がん検診に関する普及啓発の充実を図るとともに、精密検査の受診再勧奨等を行うことで、より早期がんの段階で治療につなげることにより、がんによる死亡者の減少を図る。

① 施策の目的

- 女性の健康については、若年期、性成熟期、更年期、老年期と、ライフステージにより女性ホルモンの分泌状態が劇的に変化し、男性とは異なる心身の変化を生じることを踏まえ、生涯にわたりライフステージ毎の特性に応じた支援が求められる。特に、近年の課題として、社会経済的な観点からも、働き盛りの時期に訪れる更年期症状、平均寿命の延伸に伴う老年期の長期化などに対応していく必要がある。
- また、昨年度国立研究開発法人国立成育医療研究センターに開設された「女性の健康総合センター」については、ライフステージ毎に多面的・包括的な分析を加え、男女の性差を重視し、特性に合った病態の解明・治療・予防に向けた研究を推進するとともに診療機能の充実を図る必要がある。

② 対策の柱との関係

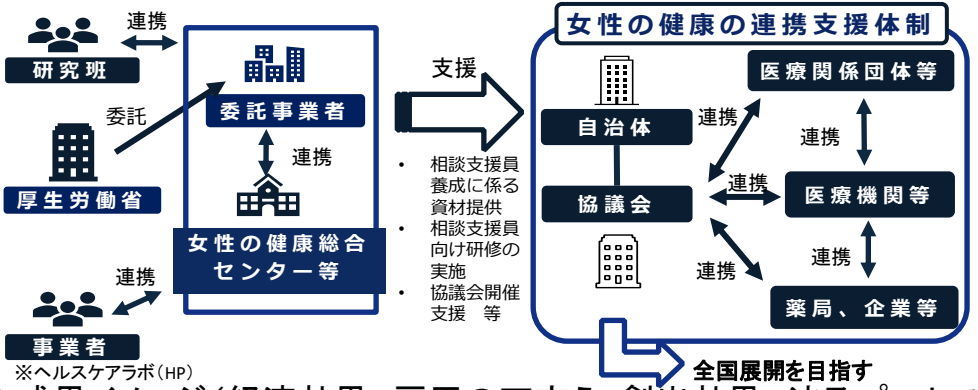
I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
							○		

③ 施策の概要

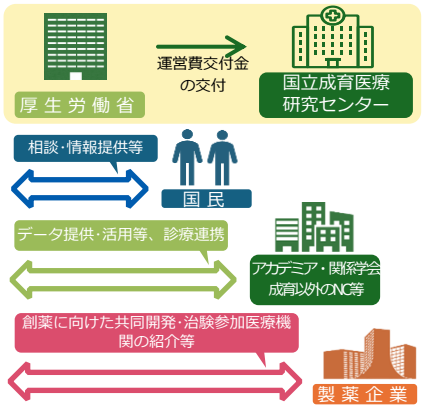
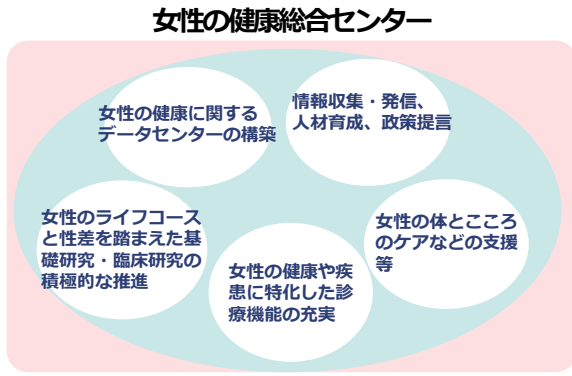
- 女性の健康総合センターを中心として、女性の健康支援に関する関係者（医療関係団体、研究班等）と連携し、自治体における相談支援員養成支援や協議会開催支援等を通じて、自治体が提供する相談事業の充実、および関係機関が連携して適切な受診勧奨を含めた「女性の健康の支援体制」を構築し、複数地域で展開する。
- 女性の健康総合センターにおいて、国民や医療関係者に向けて、ライフステージごとの女性の健康やプレコンセプションケア及び妊娠中・授乳中の薬に関する情報等、女性の健康に関する幅広い情報発信を行う。
- 女性の健康や疾患に特化した研究やデータの収集・解析、情報発信等を行う施設の整備を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

女性の健康に関する連携体制構築事業



女性の健康総合センター体制強化事業



⑤ 成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

女性の健康対策推進事業を進めることにより、社会的損失（労働生産性の損失等）の観点からも、女性の健康の一層の増進を図ることができる。

【〇実績のある移植実施施設への支援等による移植医療対策の推進】

施策名：移植医療対策推進事業

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
							○		

① 施策の目的

臓器移植及び造血幹細胞移植を実施する医療機関やあっせん機関の体制を強化することにより、国内における移植医療対策の推進を図る。

③ 施策の概要

移植医療の円滑な実施に向け、

- ・実績のある移植実施施設への負担軽減等に係る支援や各臓器あっせん機関間の円滑な連携が可能となる体制の構築等
- ・臍帯血を採取する医療現場の負担軽減や骨髄ドナーオンライン登録の本格導入に向けた環境整備等を行うことで、我が国の移植医療対策を推進する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

臓器移植対策の推進

● 臓器移植実施体制推進支援事業

移植実施施設において、院内体制が整わないことを理由とした移植辞退事例があることを踏まえて、一定の実績がある移植実施施設を「移植実施推進施設(仮称)」とした上で、移植実施施設が相互に支援できる体制や移植外科医以外の人材がチームに参画できる体制等を構築することにより、移植外科医の負担を軽減するなどして、移植実施体制の更なる強化を図る。

● ドナー関連業務に係るシステムの改修等

日本臓器移植ネットワーク(JOT)の業務負担軽減等の観点から、ドナー関連業務実施法人を各地域に設置する取組を進めており、当該法人があっせん業務を行うにあたっては、JOTのシステムを利用する予定としている。

移植医療の円滑な実施にあたっては、各臓器あっせん機関間で迅速かつ確実に情報の共有が行われることが重要であることから、JOTのシステム改修を実施し、各臓器あっせん機関間の円滑な連携を可能とする。

造血幹細胞移植対策の推進

● 臍帯血移植の推進に関する事業

近年、臍帯血移植が骨髄バンクドナーからの移植の実施数を上回っており、今後も臍帯血の需要が高まっていくことから、医療現場の負担を軽減するためのシステム開発や、各医療機関に専門スタッフを派遣し、臍帯血採取に関する技術支援等の取組を行い、臍帯血バンク・臍帯採取施設の業務効率化を進めるとともに、臍帯血の提供体制について更なる強化を行う。

● 骨髄ドナーオンライン登録の本格導入に向けた環境整備等

現在、骨髄バンクドナーとして登録する際には献血会場等で採血によるヒト白血球抗原(HLA)型検査が必要となるが、若手ドナーの確保が喫緊の課題となっているため、新たにオンラインでドナー登録ができる仕組の本格導入に必要な環境整備を行う。

<補助先> 医療法人、日本赤十字社、(公財)日本骨髄バンク、臓器あっせん機関
<補助率> 10/10、1/2

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

移植体制の強化と効率化により、持続可能な移植医療の実施を図る。

施策名:革新的医薬品等実用化支援基金事業

① 施策の目的

- ・日本では、創薬スタートアップへの支援が手薄であり、他国と比べてもその分野が弱く、上市に至りにくい状況が生じている。
- ・こうした状況を踏まえ、官民連携して継続的に創薬スタートアップから革新的新薬を生み出す創薬基盤・インフラの強化を早急に目指すもの。

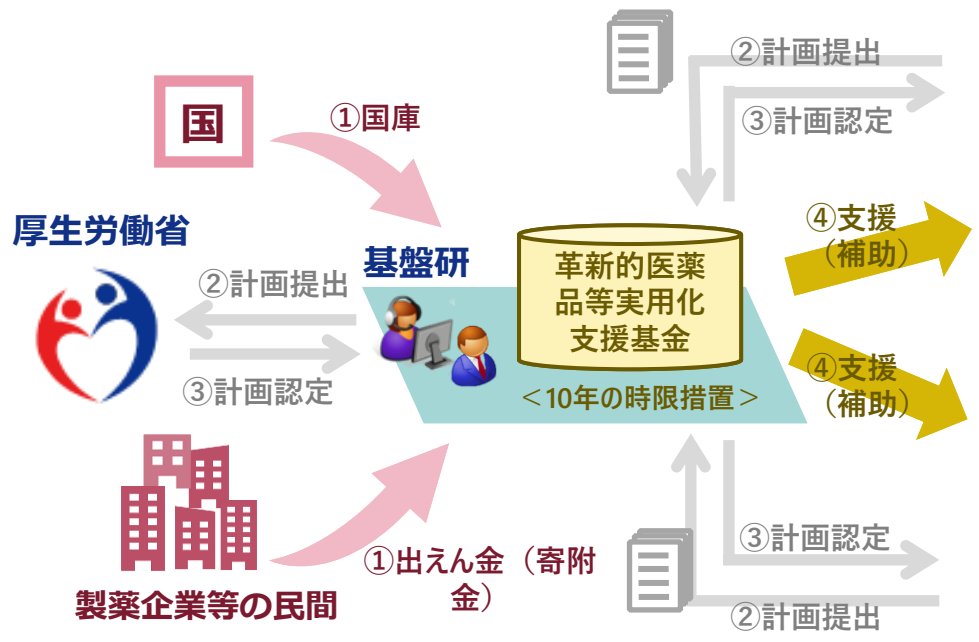
② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
			○						

③ 施策の概要

国庫と民間からの出えん金(寄附金)で「革新的医薬品等実用化支援基金」を造成する。当該基金では、創薬クラスターキャンパス整備事業者の取組や、政令で定める事業を支援し、より活発な創薬が行われる環境を整備する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



インキュベーション事業者、製薬企業等
(創薬クラスターキャンパス整備事業者)

※政令で定める事業
革新的な医薬品等の実用化に取り組む者に対し当該実用化に必要な支援を行う事業

※令和6年度補正予算事業(創薬エコシステム発展支援事業)の実施状況及び関係者の意見を踏まえ検討

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

日本発の革新的な医薬品の実用化が進むことで、我が国の創薬力の向上につながるとともに、ドラッグラグ・ロス問題の解消に寄与する。

施策名：後発医薬品製造基盤整備基金事業

① 施策の目的

・後発医薬品業界は、比較的小規模で、生産能力が限定的な後発医薬品企業が多い中で、少量多品目生産などの非効率な生産構造があること、品質不良リスクや収益の低下などにつながっていること、製造ラインに余力がなく増産対応が困難であること等の構造的な問題がある。
・医薬品の安定供給確保に向けて、後発医薬品産業の構造改革は可能な限り早急に進める必要があり、品目統合・事業再編等に向けた支援を早期に行う必要がある。

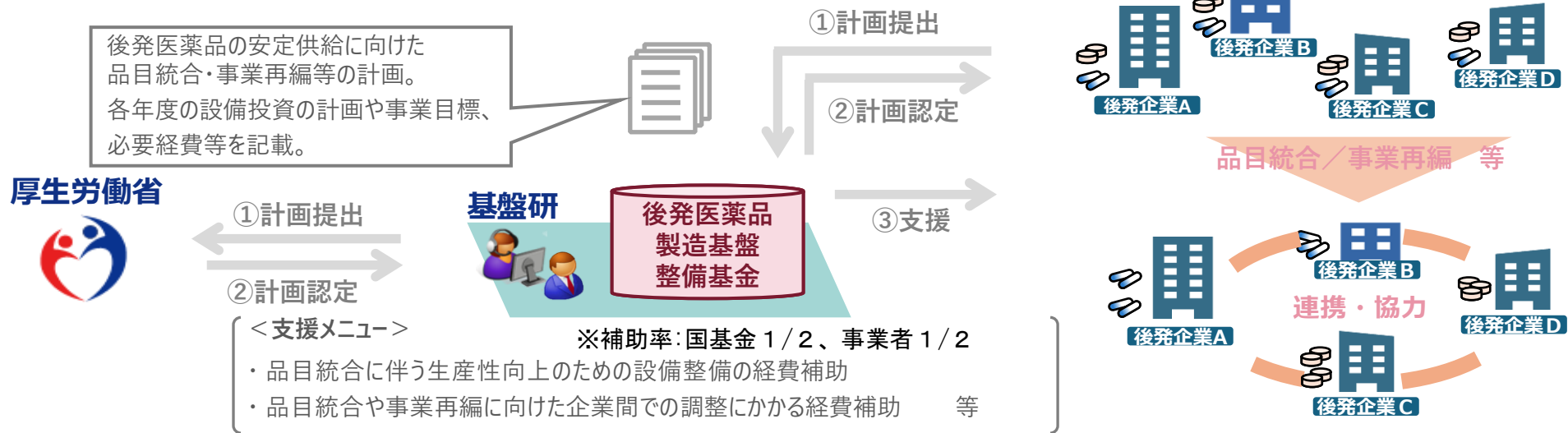
② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
			○						

③ 施策の概要

・「後発医薬品製造基盤整備基金」を造成し、後発医薬品産業全体の構造的問題を解決し、品質の確保された医薬品を安定的に供給できるよう、品目統合などに向けて計画的に生産性向上に取り組む企業に対し、品目統合・事業再編等の計画を認定した上で、生産性向上に向けた設備投資や事業再編等の経費を支援する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

・品目統合や事業再編等を支援することで、後発医薬品産業全体の構造的問題を解決し、後発医薬品の安定供給を実現する。

【○医薬品卸業者に対する継続的な安定供給のための支援】

施策名：医薬品卸業者に対する継続的な安定供給支援事業

① 施策の目的

- ・ 医薬品卸業者(以下「卸」という。)は、後発医薬品及び長期収載品の取引において、流通コストの上昇により多くの取引が流通不採算に陥るといった厳しい状況となっている。さらに昨今の医薬品の供給不足の問題や毎年の薬価改定が卸の業務において大きな負担にもなっている。
- ・ このような状況の中でも卸には、「医療保険制度下で継続して医薬品を安定的に供給すること」や「流通コスト等の適正化に資する更なる流通業務の改善・効率化を図ること」が強く求められているため、早急に安定供給の維持・強靱化に向けた取組を行う卸に必要な支援を行い、安定供給の確保と更なる流通改善・効率化を目指す。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
			○						

③ 施策の概要

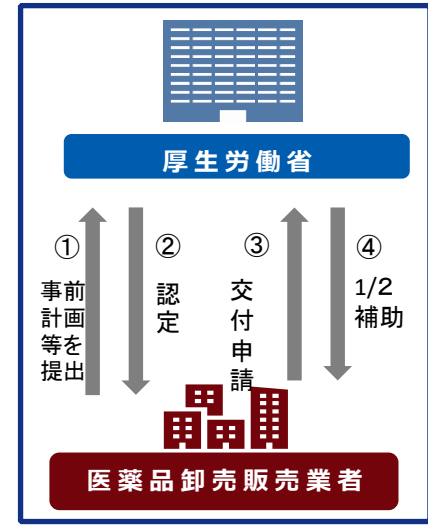
- ・ 医薬品の供給不足や災害時における安定供給の確保に向けた取組、及び流通改善・効率化への取組を行っている卸を認定し、当該取組みに集中するための環境整備として、認定卸に対して必要な経費を支援する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

- ・ 医薬品卸売販売業の許可を取得している者のうち、以下の取組を行っている卸を認定し、取組を実施する上で必要な経費の一部を支援する。

認定取組み(案)

- ア. 物流の効率化に向けた取組
- イ. 供給不安時の安定供給の確保に向けた取組
- ウ. 災害時の業務継続に向けた環境整備等の取組



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- ・ インフレ基調下の中で当該支援を行うことで、卸における継続的な安定供給の確保や更なる流通改善・効率化を実現する。

施策名:新規モダリティ対応ヒト初回投与試験体制整備等事業

① 施策の目的

日本の創薬力向上のためには、国際レベルの治験・臨床試験が実施できる体制強化を行う必要があり、創薬シーズから第1相臨床試験に入る段階であるヒト初回投与(FIH: First In Human)試験の重点支援が重要である。新たに、革新的なモダリティに対応可能な国際的に競争力のあるFIH試験実施体制の国内整備を進めることで、海外発シーズも含む革新的新薬候補の国内での研究開発を促進する。

② 対策の柱との関係

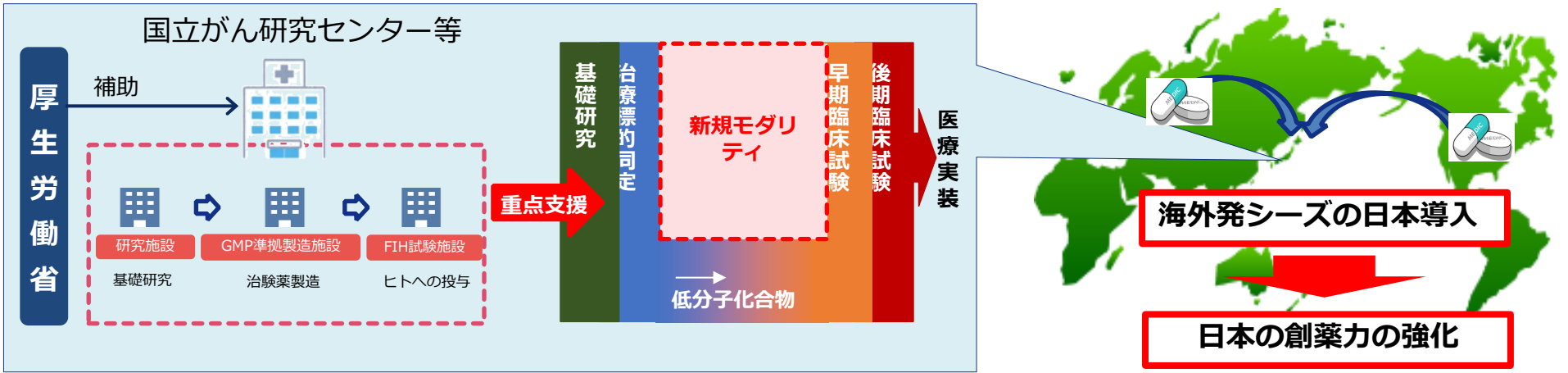
I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
			○						

③ 施策の概要

国立がん研究センター中央病院が実施主体となり、新たに、革新的なモダリティに対応可能な国際的に競争力のある①FIH試験体制、②GMP準拠治験薬製造機能、③研究施設を併設した創薬拠点の整備に向けた仕様設計を行い、国内のFIH試験の中核的な役割を担う体制の整備を進めるとともに、国立健康危機管理研究機構及び国立成育医療研究センターにおけるFIH試験体制を引き続き整備する。

令和7年度事業により検討した整備方針により、工事の追加が生じたこと、ヒト感染防御試験といった新たな治験手法の実施可能性について調査を行う必要があることが判明し、これらの工事及び調査を迅速に行う。また、整備した体制を活用し、FIH試験人材を育成する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



◆補助先: 1. 国立がん研究センター 2. 国立健康危機管理研究機構、国立成育医療研究センター

◆補助率: 10/10

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

令和10年度までに新たに整備する施設における国内FIH試験実施件数を10件とする。

施策名:再生医療等実用化基盤整備促進事業

① 施策の目的

関係学会を中心とした連合体(ナショナルコンソーシアム)による再生医療の実用化を推進及び再生医療の知識・経験を有する再生医療臨床試験実施拠点機関をハブとした研究基盤の体制整備等を実施してきた。
再生医療等の安全性の確保等に関する法律及び臨床研究法の一部を改正する法律案を2024年通常国会に提出し、遺伝子治療に法の適用範囲を拡大した。これらのことから、再生医療等に関する臨床研究支援等のさらなる研究基盤の強化が求められている。

② 対策の柱との関係

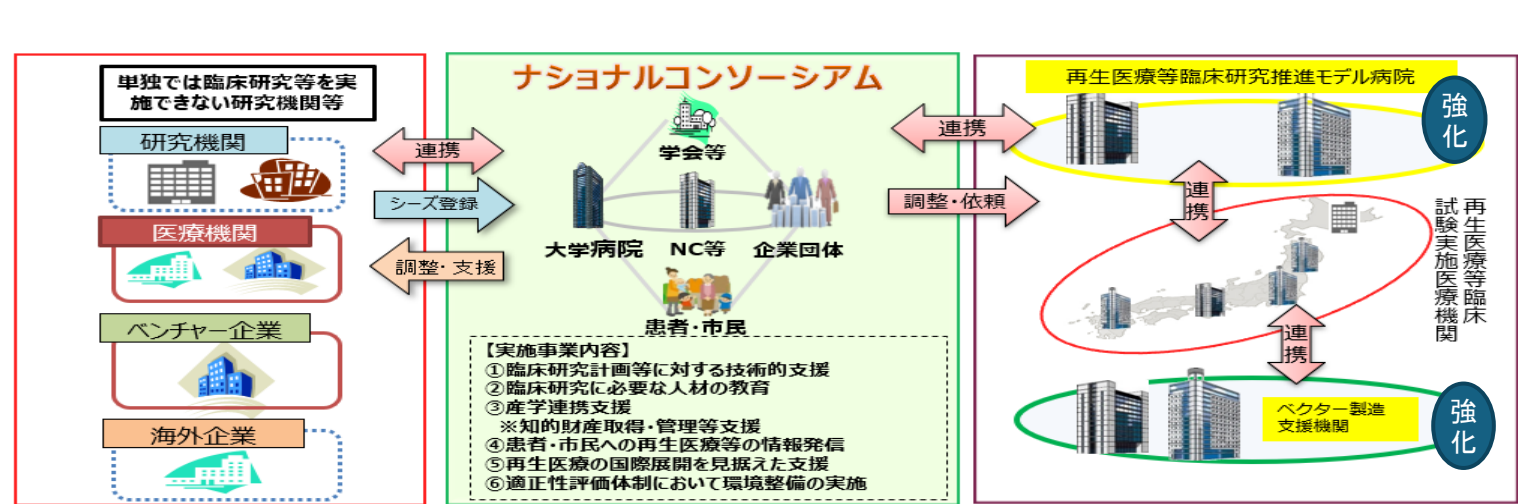
I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
			○						

③ 施策の概要

・拡大が見込まれる再生・細胞医療・遺伝子治療の臨床研究等にも対応できるよう、早急に再生医療等臨床研究推進モデル病院及びベクター製造支援機関等の機能・規模の拡充を継続的に実施する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

事業の概要・スキーム



実施主体等

- ◆ 補助先: 国立研究開発法人 日本医療研究開発機構 (AMED)
- ◆ 補助率: 定額 AMEDにおいて公募より研究者・民間事業者等を選定

⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

再生医療等の治療・研究を実施する上で十分な設備を備えた施設などの体制を強化することにより、再生医療等分野の活性化や普及に繋がる。

① 施策の目的

事業実施組織において、国民へ質の高い医療を届けることを目的としているところ、がんや難病患者を対象とした全ゲノム解析及びマルチオミックス解析等を実施することで得られる全ゲノムデータ、マルチオミックスデータ、臨床情報等を搭載した質の高い情報基盤を構築し、民間企業やアカデミア等へその本格的な利活用を促し、診断創薬や新規治療法等を開発する。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
			○						

③ 施策の概要

我が国における全ゲノム解析等の研究やその成果の患者に対する医療への実装、研究と医療実装の好循環を進めていくため、事業実施組織においては主に下記のような役割を担う。

- (1) 全ゲノム解析等の結果及び成果の速やかな患者還元支援、(2) 個別化医療の推進支援、(3) 質の高い情報基盤の構築と運用
- (4) 患者・市民参画推進、国民向けの情報発信・周知活動支援、(5) ELSI支援、(6) 人材育成支援の役割を担う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

■がん・難病の全ゲノム解析等の推進事業

事業実施組織に必要なシステムの機能向上を行って性能、可用性、拡張性等とのバランスを取りつつシステム・ネットワーク環境の維持と継続的な改善を推進し、そのシステムに全ゲノムデータ、マルチオミックスデータ、臨床情報等を集積させて質の高い情報基盤を構築し、本格的な利活用を推進する。

■革新的がん医療実用化研究事業/難治性疾患実用化研究事業

「全ゲノム解析等に係るAMED研究班」は、事業実施組織が示す全ゲノム解析における患者還元の統一的な解析やデータ提供等の方法に従って研究を推進し、解析状況等を事業実施組織に報告する。



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

がんや難病患者の診断、治療に役立つデータが速やかに患者に還元されることで、新たな個別化医療の実現に寄与する。また、産官学の関係者が幅広く分析・活用できる質の高い情報基盤の構築により、新たな診断技術や革新的新薬を開発する民間企業が成長できる環境が整備され、我が国発のイノベーションが促進される。

【○革新的医療機器の創出に向けた産業振興拠点の強化】

令和7年度補正予算案 7.6億円

医政局医薬産業振興・
医療情報企画課
(内線4467)

施策名:優れた医療機器の創出に係る産業振興拠点強化事業

① 施策の目的

革新的な医療機器を我が国において創出できる体制を整備するためには、医療機器産業等の人材の育成・リスクリング及び医療機器スタートアップ企業への支援を行うとともに、戦略的に推進すべき領域における実証基盤の整備が必要である。本事業では、優れた医療機器を創出できるエコシステムの構築に向けて、医療機器産業振興拠点の充実・強化を図ることでこれらの課題に早急に対応する。

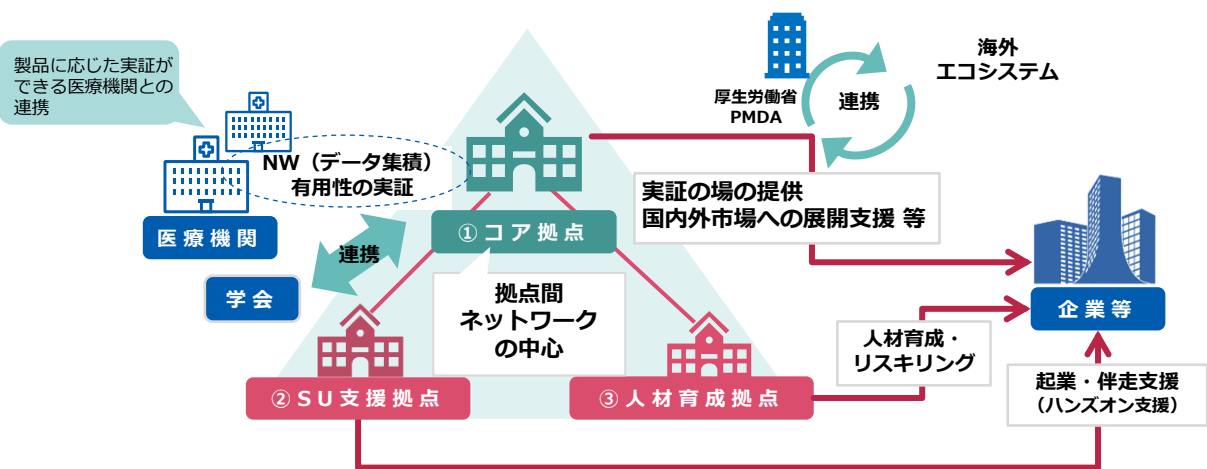
② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
			○						

③ 施策の概要

優れた医療機器の創出に係る産業振興拠点の整備のため、日本全国から拠点を選定し、当該拠点に研究、薬事承認、保険適用等の医療機器創出の種々のステージにおいて必要となる人材を配置する等し、拠点において医療機器創出に必要な様々な人材の育成・リスクリング及び医療機器のスタートアップ企業に対する起業・伴走支援を行う。
また、治療機器やプログラム医療機器を始めとした戦略的に推進すべき領域に対するオープンイノベーションコア拠点を新設し、医療機器創出のための実証基盤を整備する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



本事業では以下の取り組みを行う拠点の充実・強化を図る。

- オープンイノベーションコア拠点
戦略推進領域に関し、他拠点等とのネットワークの中心としての役割を担うとともに、関連学会や海外のエコシステムとの連携体制等、医療機器創出の実証基盤を整備
- スタートアップ支援拠点
医療機器スタートアップ企業に対する開発早期ステージからの起業・伴走支援(ハンズオン)を実施。
- 人材育成拠点
企業等から人材を受け入れ、専門家が研修や支援、相談等を行う等、医療機器創出に携わる企業などの人材の育成・リスクリングを実施。

補助先: 国立研究開発法人日本医療研究開発機構 (AMED)
補助率: 定額
※AMEDにおいて公募により研究者・民間事業者等を選定

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

医療機器創出のための産業振興拠点を日本全国に整備することで、優れた医療機器を創出するエコシステムの構築を促進できる。

【OAIを活用した創薬に向けたプラットフォームの整備】

施策名：産学連携による創薬ターゲット予測・シーズ探索AIプラットフォーム開発
(創薬支援推進事業)【AMED研究】

令和7年度補正予算案 2.0億円

医政局研究開発政策課
(内線4150)

① 施策の目的

創薬への高度なAI技術の活用のため、計算能力の強化を行い、各要素技術のプラットフォーム実装等を進めることで、中分子、高分子分野のモダリティに拡張した創薬AIの開発及び創薬プラットフォームの構築を加速する。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
			○						

③ 施策の概要

創薬支援推進事業において、創薬工程の飛躍的な効率化を目指し、創薬ターゲット予測とシーズ探索を行うAIの開発として、先行事業での低分子分野の開発を踏まえ、本事業では中分子や高分子分野への拡張を伴うプラットフォーム構築を進めている。本施策により計算機サーバーを追加で導入し、計算能力の強化を行うことで、研究開発の加速及び予測精度の向上につなげ、また前倒しで各要素技術をプラットフォームへ実装することで早期に幅広い活用が可能となる基盤を整備し、最終目標である複数のAIを統合した創薬AIプラットフォームの構築を加速する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



補助先：国立研究開発法人日本医療研究開発機構 (AMED)
補助率：定額
※創薬AI-PFの参加研究者や民間事業者への追加交付

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

計算能力の強化等の基盤整備がされることにより、創薬の初期フェーズの創薬研究(標的探索～最適化)において、より高精度な創薬AIプラットフォームの構築及びその広範囲の利用が前倒しで可能となり、AIを用いた効率的な創薬研究の早期の社会実装化が期待できる。

施策名: AI創薬指向型・患者還元型・リアルタイム情報プラットフォーム事業

① 施策の目的

医療機関から詳細な臨床情報と患者検体を収集し、ゲノム解析、プロテオーム解析、マイクロバイオーム解析など質の高いデータのAI解析により、患者層別化に有用な各種マーカーをリアルタイムに特定することで、真に創薬に有用なプラットフォームを実現し、日本の医学研究・創薬の活性化を図る。

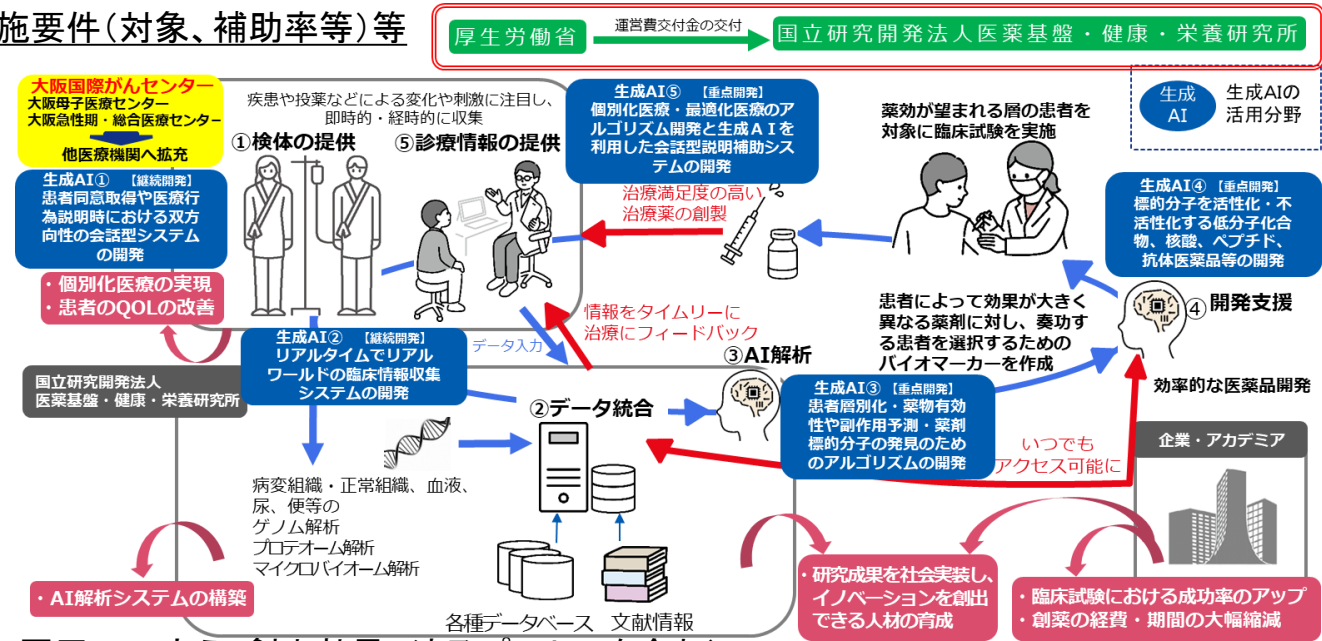
② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
							○		

③ 施策の概要

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所において、医療機関と連携して患者から検体と診療情報をリアルタイムに収集し、生成AIを用いて、臨床情報収集システムの開発、各種アルゴリズムの開発、双方向会話型システムの開発を行い、プラットフォームの充実を図るとともに創薬研究に資する情報・試料の集積システム構築を行う。そして、構築したプラットフォームを他の医療機関に横展開しながら、個別化医療を実現するためプラットフォームの試料・情報・AI解析技術を用いた創薬研究を加速させる。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

詳細な臨床情報等をリアルタイムで自動的に収集することで、経時的なデータを一括して保有、患者検体の解析データと併せてデータベース化することで、刻々と変化する患者情報を正確でタイムリーに把握することが可能となり、創薬研究をさらに加速化する。

施策名: 医療技術実用化総合促進事業

① 施策の目的

医療法に位置づけられている臨床研究中核病院において、その臨床研究基盤及びネットワーク機能を活用した臨床研究中核病院間の連携、各臨床研究中核病院の特色を生かした機能強化を推進するとともに、臨床研究・治験実施に係るノウハウを臨床研究中核病院外に共有・展開することで、日本全体の臨床研究基盤を強化し、日本発の革新的医療シーズ等をいち早く実用化に繋げ国民へ還元する取組みを推進していくことを目的とする。

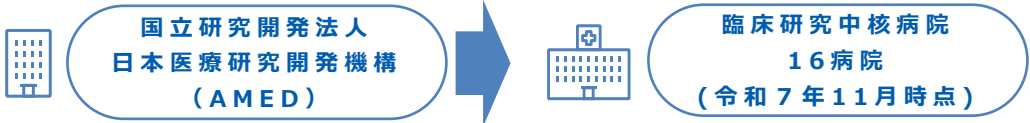
② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
			○						

③ 施策の概要

治験・臨床研究領域において、米国を筆頭に生成AIの利活用等DXが急激に進行しており、医療機関においても効率的な治験・臨床試験の実施に際して利活用の実例が現れた。我が国も国際的な潮流に遅れを取らないことが緊急の課題である。能力ある臨床研究中核病院に対して生成AIの利活用パイロット事業を始めとする治験・臨床試験DXの推進、国際ARO機能の強化、革新的医薬品等開発に取り組むベンチャーの臨床試験実施への取組を強化するため、本事業で実施中のプログラムに以下の項目を加える。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



(1) 国際共同臨床研究実施推進プログラム

・臨床研究中核病院の臨床研究支援部門は、海外製薬企業やアカデミアとの対応可能な人材配置及び体制構築が必須となりつつある。そのため、1. 国際共同試験の企画・立案、2. 国際共同試験の調整事務局(海外との交渉・調整、資料翻訳、規制対応)、3. 自施設発シーズ等の国際展開・海外有望シーズ等の誘致 4. 国際教育等に対応できる体制を構築する。

(2) 先進的臨床研究実施推進プログラム

・生成AIを用い、治験・臨床試験分野の効率化のためのパイロット研究を実施、診療録と治験データの統合・eWSの普及等といった治験・臨床試験DXの推進等の先進的な取組について、臨床研究中核病院において試行的な導入を行い、導入にむけてのノウハウを集積し、臨床研究中核病院外に共有・展開することで、国内での普及推進につなげる。

(3) 医療系ベンチャー育成支援プログラム

・革新的な医薬品等の開発に取り組むスタートアップ等を臨床研究中核病院が支援する体制を強化し、新たにスタートアップ等によるFIH試験を含む臨床試験の実施促進を図る。

◆補助先: 国立研究開発法人日本医療研究開発機構 (AMED) ◆補助率: 定額

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

臨床研究中核病院において、治験・臨床試験の企画立案、審査プロセス等において、生成AIを始めとするDXに対応することを通じて、治験・臨床試験の効率化を促進するとともに、グローバル対応に向けた体制整備を行い、国際水準の治験・臨床試験の実施を推進する。

施策名: 抗菌薬等医薬品備蓄体制整備事業

① 施策の目的

供給不安が生じている抗菌薬等の感染症対症療法薬・治療薬や供給確保医薬品について、国内供給体制を構築するために、製薬企業に対して、製剤の増産及び備蓄に係る費用を補助する。

② 対策の柱との関係

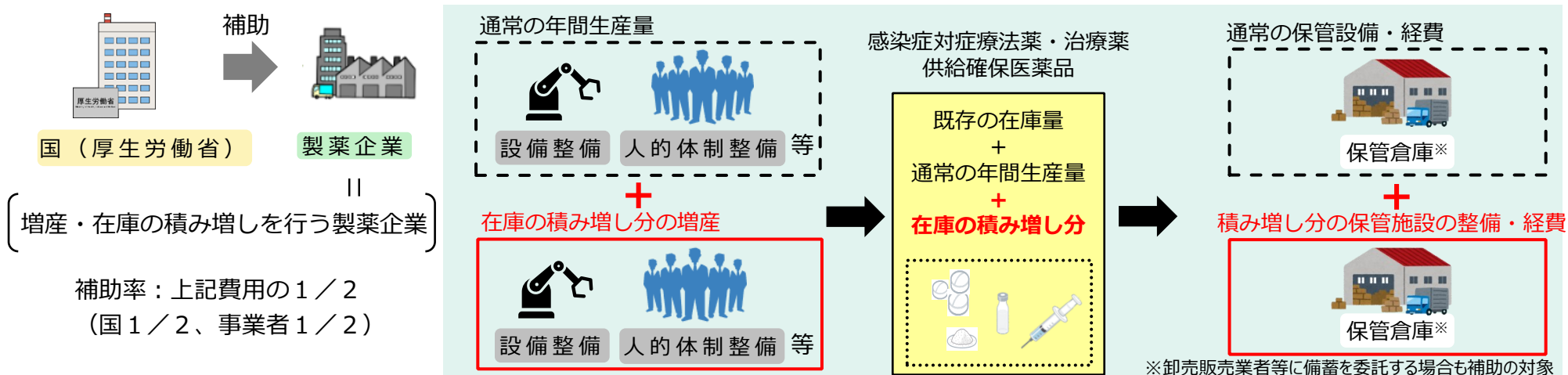
I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
			○						

③ 施策の概要

抗菌薬等の感染症対症療法薬・治療薬や供給確保医薬品を対象に、想定を超える感染症の流行や原薬の輸入途絶等に備えて、一定以上の備蓄の積み増しを行う製薬企業に対し、積み増しに伴う、増産(設備整備費、人件費、資材の保管費用等)及び備蓄(設備整備費及び保管費用)に係る追加費用を補助する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

<補助概要>



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

抗菌薬等の感染症対症療法薬・治療薬や供給確保医薬品の増産及び備蓄を促すことで、国内における安定供給体制を確保することが可能となる。

施策名：人工呼吸器の国内生産体制強化事業

① 施策の目的

海外依存度の高い人工呼吸器については、新型コロナウイルス感染症時に需要逼迫が発生したこと等から、国内生産体制の強化を通じて有事にも安定供給できる体制を構築することが重要である。このため、本施策によって、国内生産体制構築の支援を行う。
新型コロナウイルス感染症対策の際に買取保証の上で増産・輸入した人工呼吸器の耐用年数が経過するなか、米国関税等の影響によるサプライチェーンの不安定化による経済安全保障上のリスクが急速に上昇しており、早急に国内生産体制を強化する必要が生じている。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
			○						

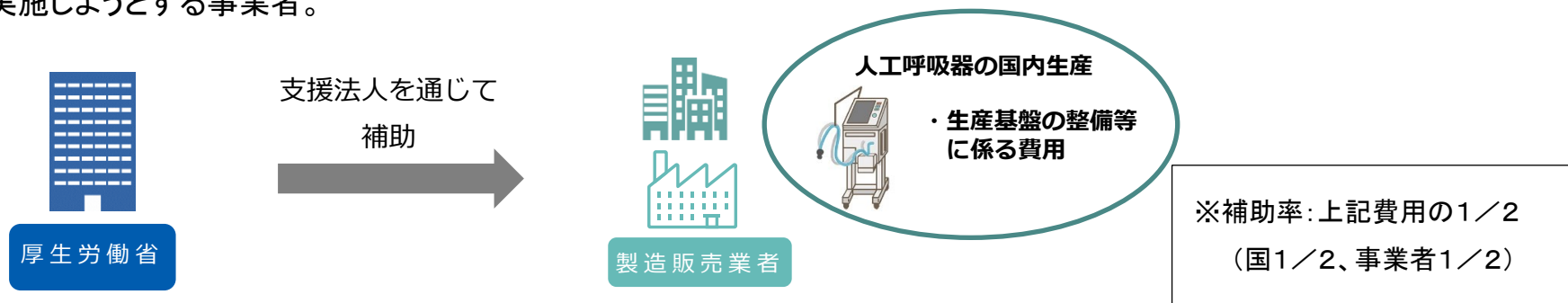
③ 施策の概要

人工呼吸器の国内生産体制を強化しようとする企業に対して、生産基盤の整備等に係る費用等について補助を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

・ 支援対象

人工呼吸器について、その製造所を日本国内に新設し、又は増産するために日本国内における既存製造所の変更等を実施しようとする事業者。



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

人工呼吸器の国内生産を促すことで、国内における安定供給体制を確保することが可能になる。

施策名：医薬品供給リスク等調査及び分析事業

① 施策の目的

安定確保について特に配慮が必要な「供給確保医薬品」について、サプライチェーンの現状及び、サプライチェーンリスクの評価・分析を行うことで、国際情勢・社会経済構造の変化等による供給不安に迅速に対応する。

② 対策の柱との関係

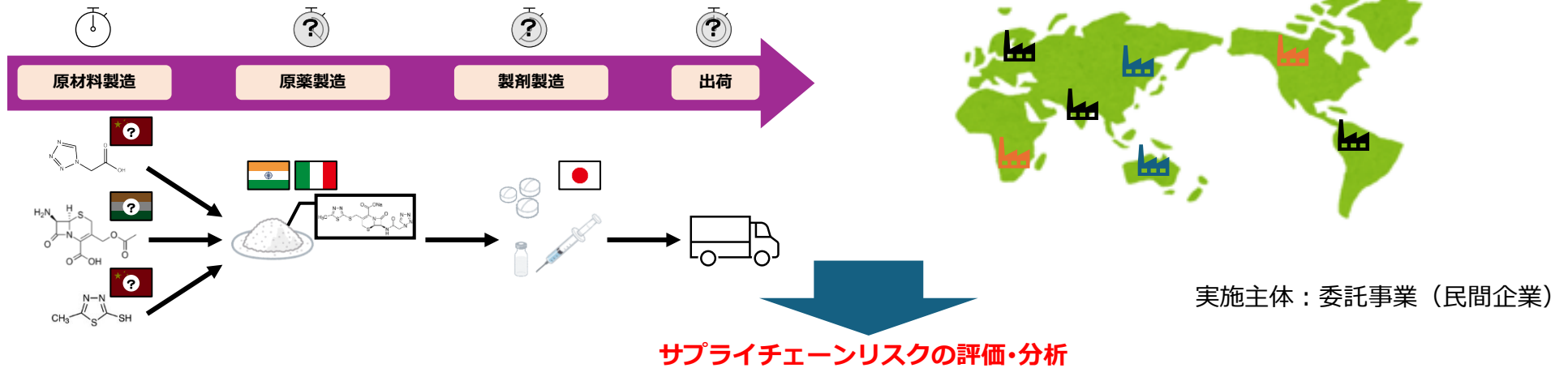
I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
			○						

③ 施策の概要

供給確保医薬品について、原薬や原材料の供給国や製造方法、出荷までにかかる時間(リードタイム)等について、製造販売業者等に対するヒアリング等により調査を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

<製造方法や出荷までにかかる時間(リードタイム)等の把握>



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

安定確保に係る取組が必要な医薬品を最新の状態で把握することで、医薬品の安定供給確保に係る体制整備が可能となる。

施策名：医薬品安定供給支援事業

① 施策の目的

医療上必要不可欠な医薬品のうち、原薬等の海外依存度が高く、供給不安が生じている医薬品について、医療提供体制の確保に支障が生じることがないように、国内における医薬品の安定供給体制を強化する。

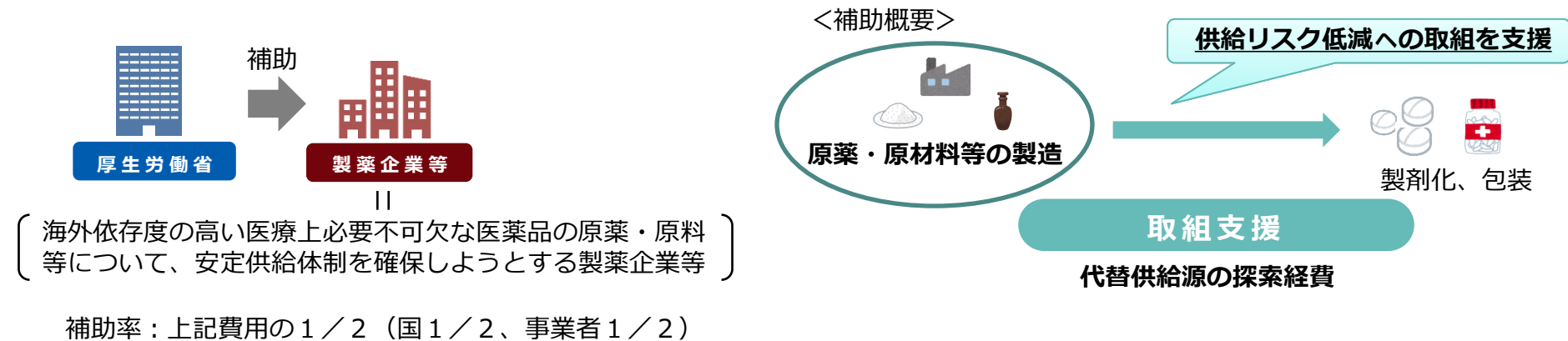
② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
			○						

③ 施策の概要

現在、我が国において、抗菌薬等の比較的安価な医療用医薬品を中心として、その製造に当たり、採算性等の関係で、原薬等の多くを海外から輸入している現状がある。海外依存度の高い医療上必要不可欠な医薬品の原薬等について、製薬企業が代替供給源の探索・検討を行う経費を支援することで、これらの取組を促し、国内での安定供給の確保を図る。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

海外依存度が高い医薬品が、突如相手国の事情により供給が停止されるリスクに備え、国内における医薬品の安定供給体制の確保を図る。

施策名：医療機器等のサプライチェーンリスク評価及び安定供給確保事業

① 施策の目的

自然災害や物価高騰、海外情勢の変化、サプライチェーンの複雑化等様々な理由で供給不安をきたした医療機器の供給を維持するため、国民に必要不可欠な医療機器の供給を継続し、医療機器の安定供給を図る。安定供給に係る報告数の増加、災害の多発及び米国関税等による医療機器の安定供給に係る影響の分析や対策を早急に検討する必要がある。

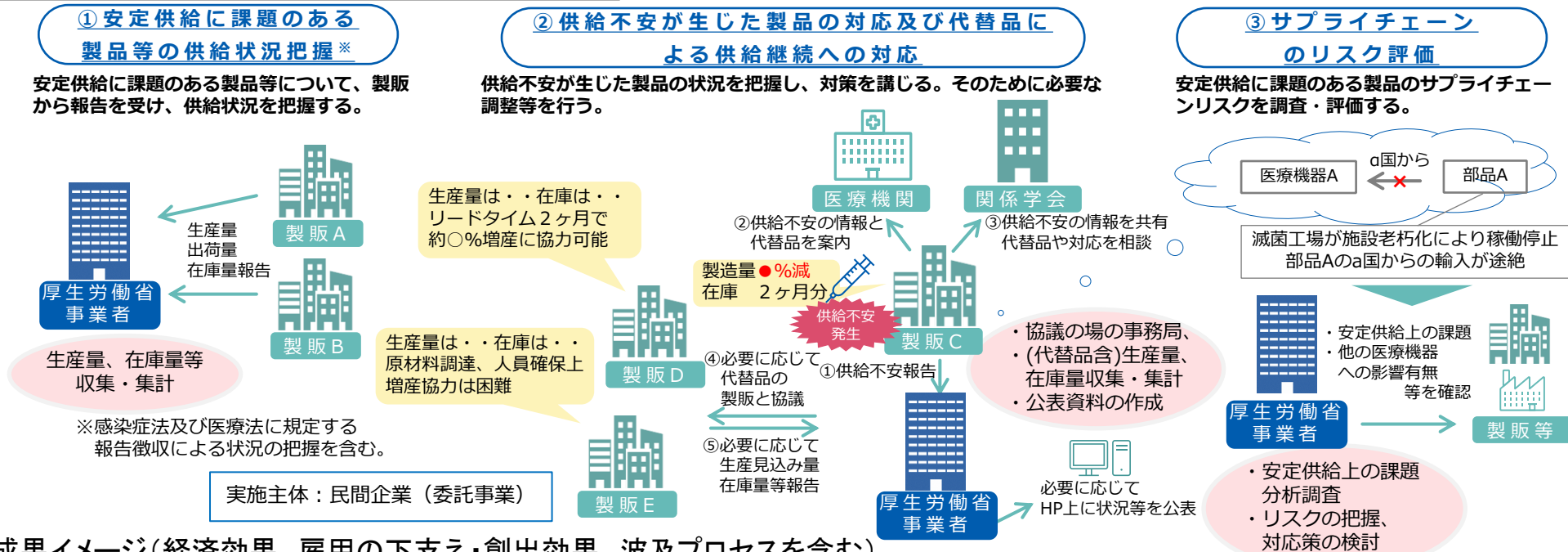
② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
			○						

③ 施策の概要

- 安定供給に課題のある個別事例について情報収集及び分析を行うほか、関係学会、業界団体、代替品を取り扱う製造販売業者の協力を得ながら、代替品の在庫状況や生産状況、出荷状況等を把握し、代替品の増産等課題解決策を検討する。
- 経済安全保障上の観点から、安定供給に課題のある事例についてサプライチェーンのリスク評価を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



施策名: バイオ後続品の国内製造施設整備のための支援事業

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
			○						

① 施策の目的

- ・ バイオ後続品は、先行バイオ医薬品とともに、医薬品分野の中でも成長領域として期待されている分野であり、医療費適正化の観点に加え、我が国におけるバイオ医薬品産業育成の観点からも使用を促進することとしている。
- ・ 一方で、現在我が国で販売されているバイオ後続品は、低分子の後発医薬品と比べ、原薬や製剤の海外依存度が高く、輸出国・企業の事情による供給途絶リスクがある。そのため、本事業においては、当該供給リスクに対応し、かつ、医薬品産業の将来像も見据え、バイオ医薬品産業を育成していくため、バイオ後続品の国内製造施設整備を推進している。
- ・ 現状、事業の進捗が順調であり、事業計画を前倒し早期に国内生産体制の整備するための支援が必要である。

③ 施策の概要

- ・ バイオ後続品の開発・製造に取り組む場合、新規製造工場等の設備投資に必要な取組への支援を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

- ・ 本事業においては、製薬企業が実施する、最長5年間のバイオ後続品の国内製造施設整備計画に対して、当該年度に発生する費用の補助を行うことで、我が国における、バイオ後続品の国内製造施設整備を推進する。



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- ・ バイオ後続品の国内製造施設整備に必要な取組を支援することで、バイオ医薬品産業を育成し、バイオ後続品の安定供給を実現する。

① 施策の目的

血液製剤(血漿分画製剤)のうち免疫グロブリン製剤については、その医療需要が年々増大しており、安定供給に不安が生じている。そのため、国内事業者の製造能力を強化する必要がある。

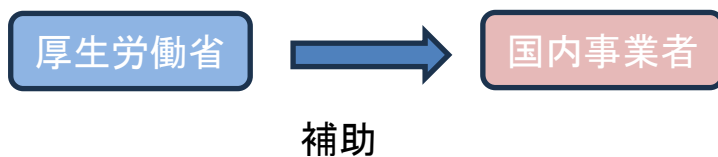
② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
							○		

③ 施策の概要

国内献血を原料とした血漿分画製剤について、厚生労働省が国内メーカーに対して安定供給体制及び国内自給体制の整備に必要な経費を補助する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



安定供給体制及び国内自給体制の整備
に必要な経費を補助



製造能力強化による、安定供給の確保と
国内自給の維持

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- ・対象: 免疫グロブリン製剤を製造する国内事業者。
- ・効果: 血漿分画製剤の安定供給の確保と国内自給の維持。

施策名：薬剤師等を活用した市販薬濫用防止対策事業

① 施策の目的

近年、若年者を中心としてオーバードーズが社会問題化していることを踏まえ、ゲートキーパーとしての薬剤師等を通じた医薬品の濫用のリスクを含めた啓発や、相談支援の充実等に取り組む。

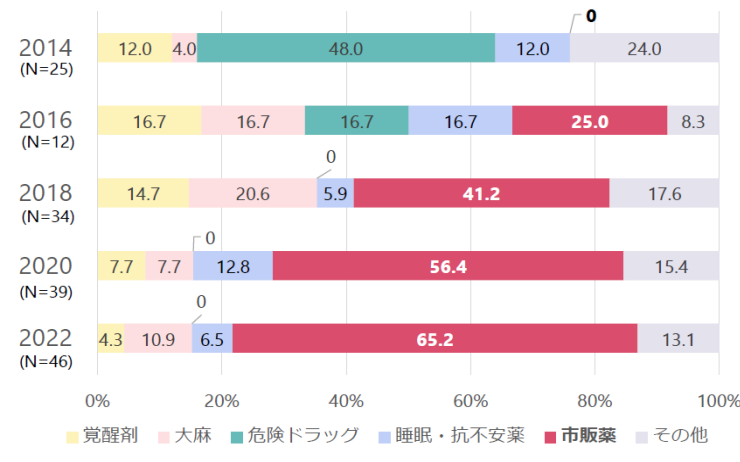
② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
							○		

③ 施策の概要

- (1) 販売時等における啓発活動
 - ・「ゲートキーパーとしての薬剤師等の対応マニュアル」※等を活用した対応事例の収集、周知
 - (2) 若年層を対象とした啓発活動
 - ・学校薬剤師による学校等における啓発事例の収集、周知
 - (3) 薬剤師等の対応力向上
 - ・医薬品販売に携わる薬剤師・登録販売者、及び学校薬剤師を対象とした研修の実施
- ※令和5年度補正予算「学校薬剤師・地区薬剤師会を活用したOTC濫用防止対策事業」で作成。

全国の精神科医療施設における薬物依存症の治療を受けた10代患者の「主たる薬物」の推移



④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

実施主体：民間事業者(委託)



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

本事業により、特に子ども・若者のヘルスリテラシーの向上が図られ、国民の保健衛生上の危害の発生・拡大の防止等に寄与するものである。

施策名：麻薬取締部捜査機能強化事業

① 施策の目的

匿名・流動型犯罪グループ等によるSNSや秘匿性の高い通信アプリを活用した違法薬物の密輸・密売事犯への対応、フェンタニルやエトミデートなどの合成麻薬をはじめとした違法薬物に関する最新の薬物情勢の把握等の新たな取組が必要であり、匿名・流動型犯罪グループ等の取締りや合成麻薬の検知・鑑定といった捜査機能の強化を図る。

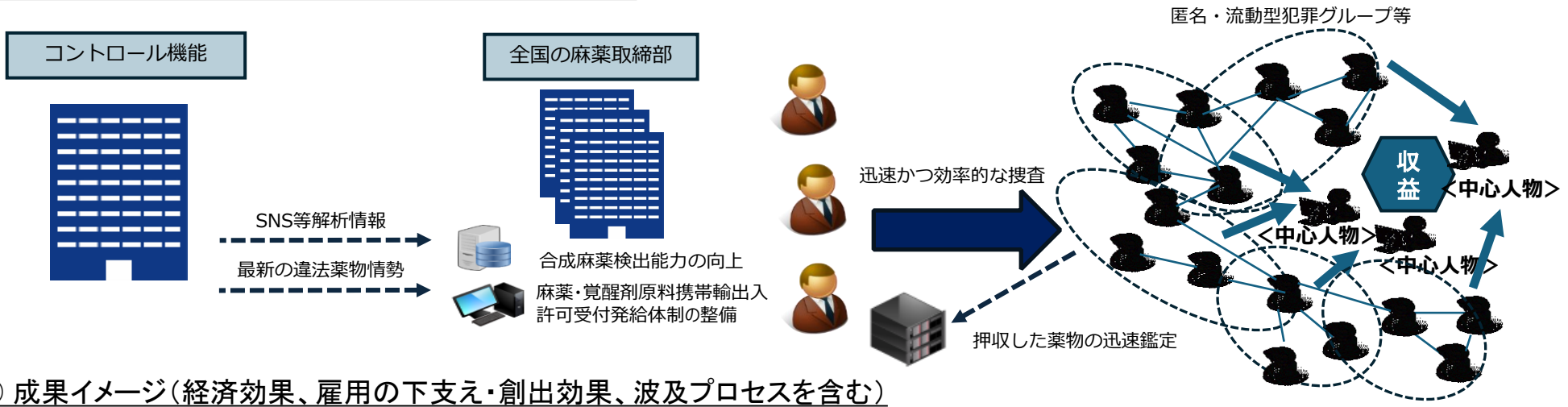
② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③ 施策の概要

匿名・流動型犯罪グループ等に対する取締りに関しては、SNSや秘匿性の高い通信アプリによる密輸・密売が捜査上のハードルとなっていることや、フェンタニルやエトミデートなどの合成麻薬をはじめとした違法薬物への対応が必要となっていることから、
・情報解析、サイバー捜査、最新の薬物情勢を一元的に集約するコントロール機能の整備 等
これらを実施することにより、麻薬取締部の捜査機能の強化を図る。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

我が国で唯一薬物犯罪の取締りを専門的に行う国の機関として、常に最新の薬物情勢を把握しつつ、専門性・広域性の高い薬物事犯について主体的に捜査を行い、国民の安心安全に寄与する。

【○国立健康危機管理研究機構の機能強化】

令和7年度補正予算案 42億円

施策名：国立健康危機管理研究機構の機能強化

① 施策の目的

次なる感染症危機に万全を期すため、国立健康危機管理研究機構(JIHS)が「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」等に基づく役割を着実に果たせるよう、JIHSの研究開発、情報収集、国際連携機能を強化する。

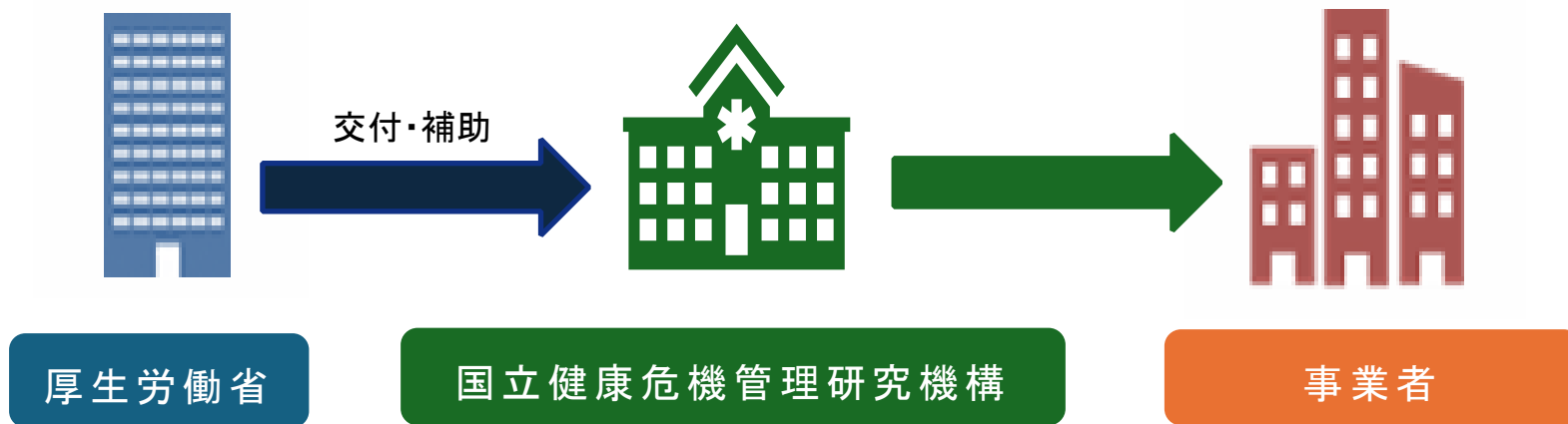
② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
							○		

③ 施策の概要

JIHSの機能を強化するため、施設の改修、最先端の研究機器及びシステム基盤の整備等を実施する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

次なる感染症危機に備え、国立健康危機管理研究機構の機能を強化することで、国民の安全・安心の確保が図られる。

【〇プレパンデミックワクチン、感染症危機対応医薬品等(MCM)の確保等】

施策名: 感染症対策強化事業

① 施策の目的

新型インフルエンザウイルスや鳥インフルエンザ、新型コロナウイルスなど様々な感染症に対応するため、感染症対策を充実・強化する。

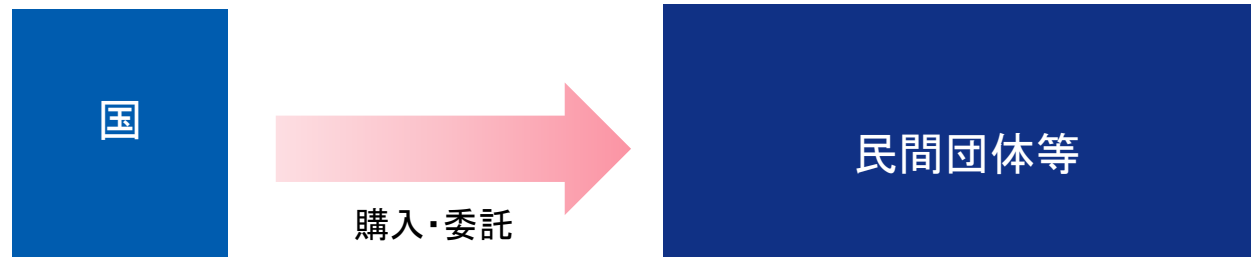
② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
							○		

③ 施策の概要

- (1) 新型インフルエンザの発生に備えてプレパンデミックワクチン原液の備蓄等を行うほか、感染症危機対応医薬品等(MCM)の確保を行う。
- (2) 検査方法・治療薬・ワクチンの研究開発基盤となるリポジトリ運用や感染症指定医療機関等による「感染症臨床研究ネットワーク」の充実により臨床研究の推進を図る。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

感染症のまん延防止による国民生活及び国民経済の安定に寄与。感染症危機管理体制の強化。

施策名: 重点感染症に対するワクチン等開発体制整備事業

① 施策の目的

・ 平時から国内外のワクチン開発関係者の交流の場を設け、関係構築を行う。これによってパンデミック発生時に迅速な国際共同治験実施が行える体制準備を行う。

② 対策の柱との関係

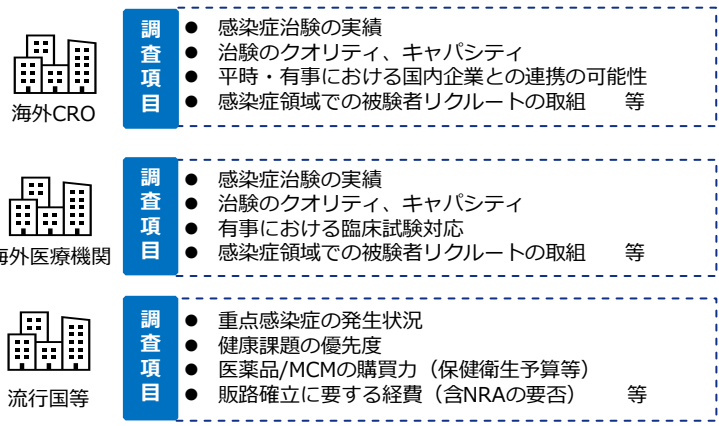
I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
							○		

③ 施策の概要

・ 重点感染症の流行国等においてワクチン等のMCM開発に携わる海外CRO・医療機関等を調査することにより関係者を把握する。また国内外のワクチン開発関係者向けのセミナー、座談会等を企画し、平時からの国内外関係者の交流の場を構築する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

① 重点感染症のMCM開発に係る臨床試験実施環境等の調査



② 国内外関係者との関係構築等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

国内製薬企業と国内外関係者が大規模臨床試験オペレーションや有事対応等について対話できる体制の構築が期待できる。

施策名: 重点感染症のMCM(感染症危機対応医薬品等)開発支援事業

① 施策の目的

パンデミックに対処するMCMを国内で迅速に開発できる体制を構築する。これによって国民の健康を守るだけでなく社会経済活動を維持するとともに、外交や安全保障上の脅威を回避する。

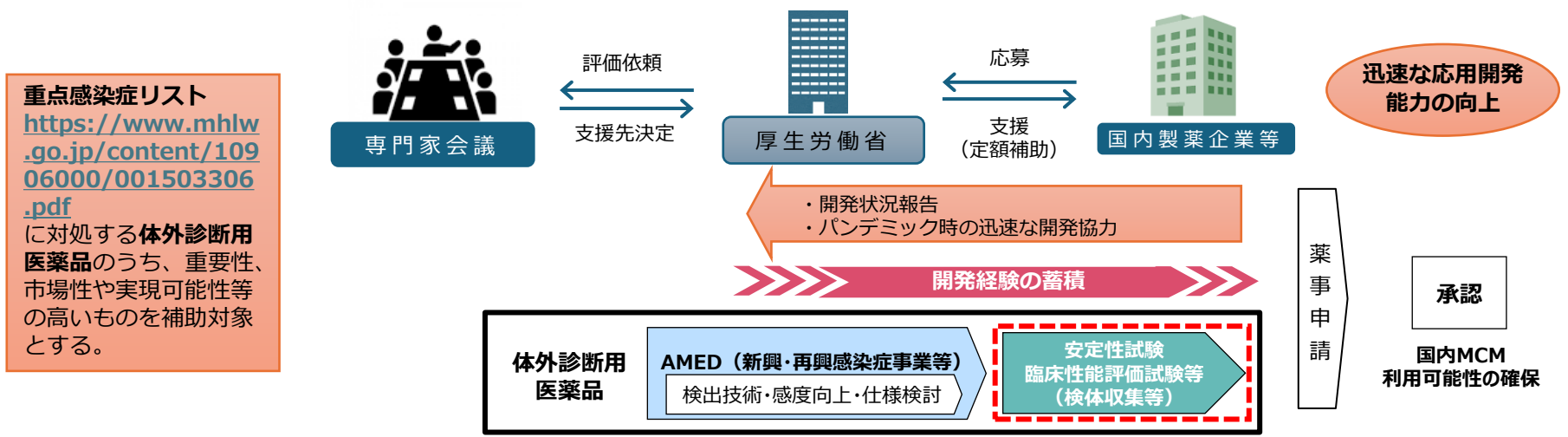
② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
							○		

③ 施策の概要

有事に備える医薬品等は収益目処がたらず企業投資を期待できない状況にある。ワクチン開発・生産体制強化戦略に基づき企業の開発経験を蓄積させるとともに、今後の変異株や新たな感染症への迅速な開発着手を促すため、体外診断用医薬品の薬事申請に必要な検証試験等の実施費用を支援する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

重点感染症に対するMCMの確保及び国内製薬企業等が開発の知見や経験を蓄積させることにより、有事における迅速な応用開発に繋がることが期待できる。

施策名: 化学災害・テロ対応医薬品備蓄等事業

① 施策の目的

- 国民の保護に関する基本指針、厚生労働省国民保護計画において、厚生労働省では、化学剤による攻撃等を想定し、必要な医薬品について、備蓄・調達体制の整備をすることとされている。
- 昨今の国内外の情勢を踏まえ、化学剤等を用いたテロへの対策について、拮抗薬の整備をはじめとした平時からの備えを万全にしておくことの必要性が指摘されている。
- こうした背景を踏まえ、高騰する薬価にも対応しながら、医薬品の備蓄量の増加を行うことで、化学災害・テロの対応に用いる医薬品の備蓄を強化する必要がある。

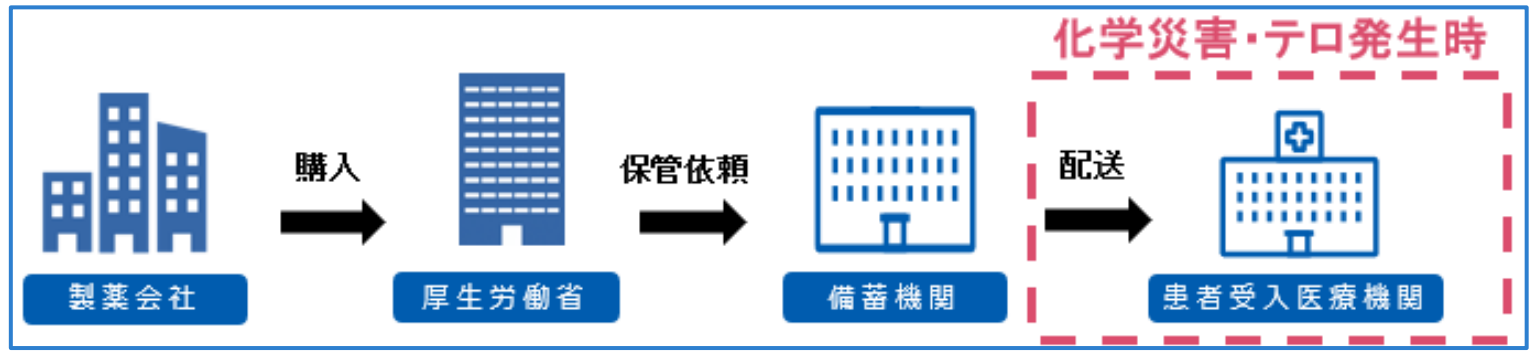
② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
							○		

③ 施策の概要

- 市場流通での対応が困難な種類・量の医薬品を中心に購入する。
- 購入した医薬品は、全国の備蓄機関に保管・管理を依頼する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- 市場流通での対応が困難な医薬品を全国に備蓄することで、化学災害・テロが発生した際に、迅速な対応が可能となる。
- 国の指揮の下で他地域の備蓄医薬品を融通することで、冗長性が確保される。

① 施策の目的

・開発途上国を中心に蔓延する顧みられない熱帯病(NTDs)、結核、マラリア等の疾病にかかる治療薬等の研究開発は、先進国において需要が少ない等の理由で進んでいない。このため、日本の製薬産業の優れた研究開発力を活かし、開発途上国向けの医薬品研究開発を、官民連携で促進することにより、国際保健分野に貢献する。

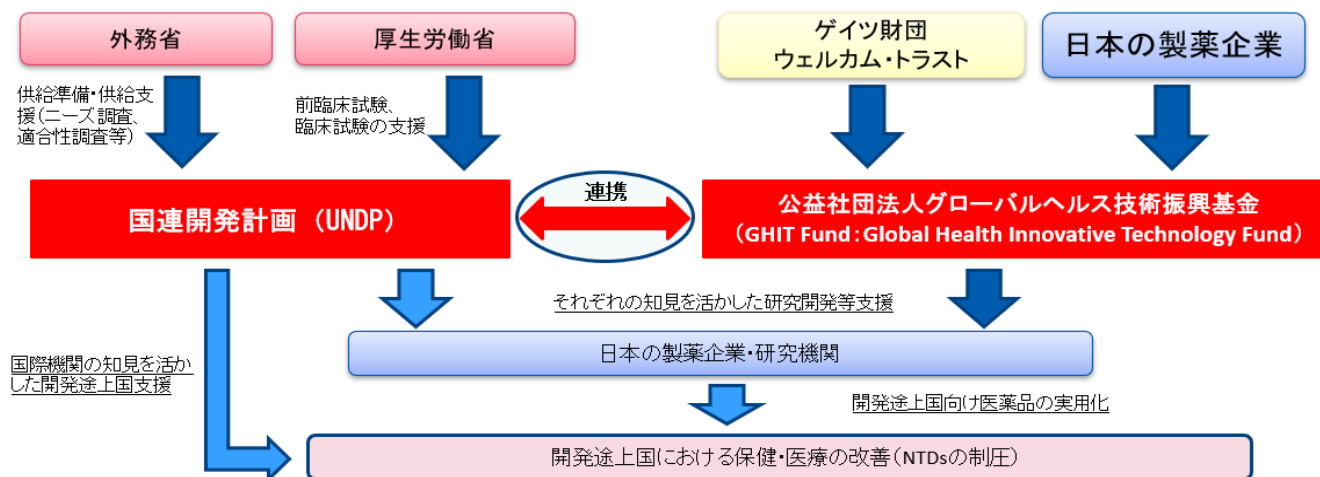
② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
								○	

③ 施策の概要

・日本の製薬産業の優れた研究開発力を活かして、開発途上国向けの医薬品の研究開発を促進することにより、国際保健分野での貢献を行うものである。また、日本の製薬産業の海外進出を下支えすることによって、日本の製薬産業の成長・発展も図ろうとするものである。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

・2015年9月の国連サミットで採択された持続可能な開発目標(SDGs)において明記されている、顧みられない熱帯病(NTDs: Neglected Tropical Diseases)、結核、マラリア等の根絶等に向けた治療薬等の開発・普及を一気に加速する。
 ・日本の製薬産業の優れた研究開発力を活かすことで、国内の製薬産業の活性化にも資する。

① 施策の目的

・ CEPI※への拠出を通じて、エボラ出血熱のような平時には需要が少ないが世界規模の流行を生じる恐れのある感染症へのワクチンの開発及び将来のパンデミックに備えるためのワクチンの開発、技術革新等を支援する。
 ※CEPI(Coalition for Epidemic Preparedness Innovations)は、2017年1月にダボス会議で発足した、ワクチン開発を行う製薬企業・研究機関に資金を拠出する官民パートナーシップ。

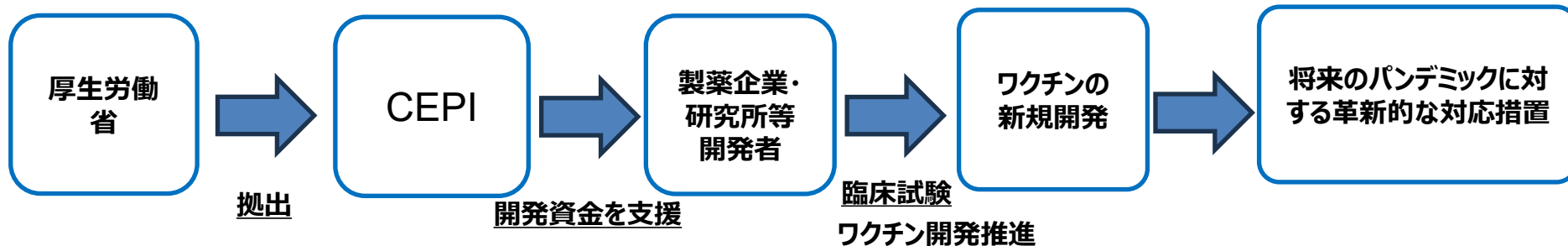
② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
								○	

③ 施策の概要

・ CEPIへの拠出を通じて、CEPIが実施する、エボラ出血熱のような平時には需要が少ないが世界規模の流行を生じる恐れのある感染症に対するワクチン開発、新型コロナウイルスに対するワクチン開発の知見を活かした迅速なワクチン開発を行うことを目指す技術革新や、すべてのベータコロナウイルス属に対応できるワクチン開発等を促進する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- ・ 次のパンデミックに備えた国際的なワクチン開発期間が短縮される。
- ・ 新たなワクチン製造技術の開発が促進される。
- ・ エボラ等既知の病原体のワクチン、新型コロナウイルス次世代ワクチンの開発が促進される。
- ・ 日本企業のプロジェクトも採択されており、日本企業への研究開発支援により、日本への裨益が期待される。

① 施策の目的

- 世界では、今なお結核により年間170万人が亡くなっている等、結核対策は喫緊の課題だが、特に近年は、従来の治療薬が効かない多剤耐性結核が増加している。
- 多剤耐性結核の診断用検査機器や治療薬が十分に普及していない等の理由から対策が進んでいないため、世界抗結核薬基金(GDF)を通じて、感染地域等に高品質の検査機器や治療薬を提供し対策を促進し、我が国への結核流入を防ぐ環境を構築する。

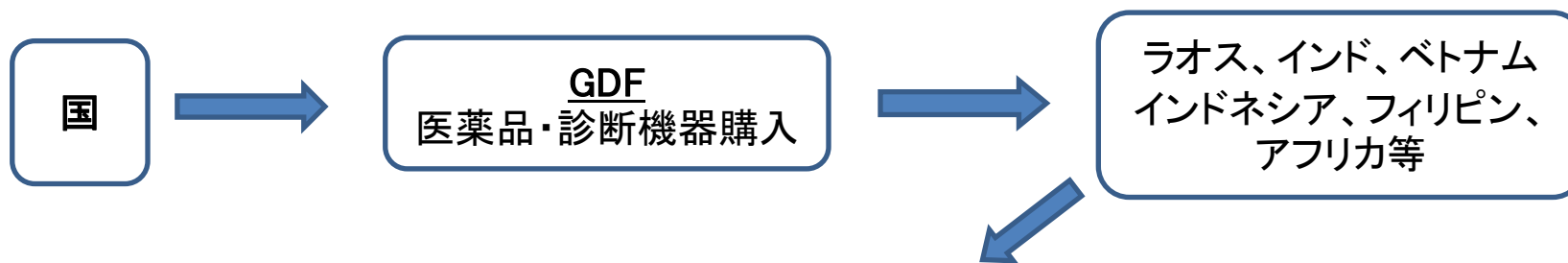
② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
								○	

③ 施策の概要

- 世界抗結核薬基金(GDF)への拠出を通じて、日本製の診断用検査機器や治療薬の購入・提供を行い、世界の結核対策に日本の抗結核技術で貢献する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



アジア中心に結核の脅威が高い地域での流行封じ込め⇒ 世界的流行の終息に寄与

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- 結核流行地域での効果的な結核対策の進展により、我が国への結核の流入が抑制されるとともに、日本製の製品の海外展開の後押しにもつながり、国内産業の活性化も期待できる。

① 施策の目的

世界三大感染症であるエイズ・結核・マラリア対策や将来のパンデミック対応等に備え、グローバルファンドが実施する保健システム強化のプログラムに拠出を行い、各国の保健制度の強化を図っていくことで、我が国への感染症流入を防ぐ環境を構築する。

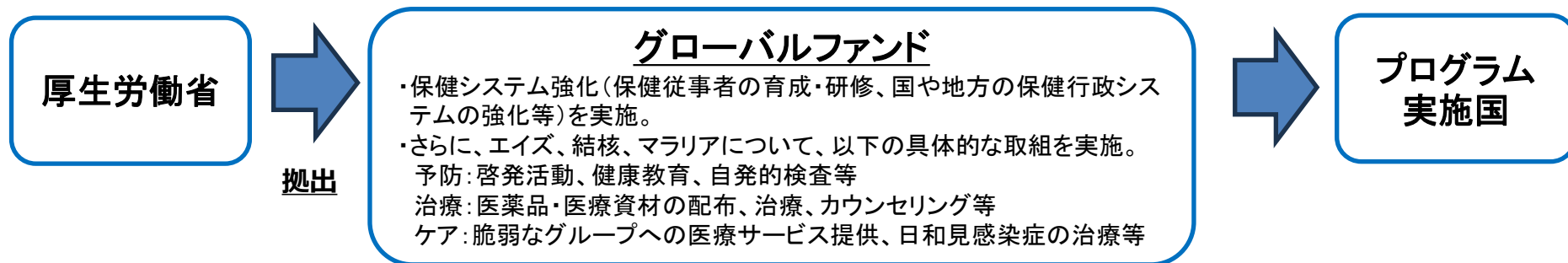
② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
								○	

③ 施策の概要

・グローバルファンド(※)の実施する、途上国における三大感染症対策及び保健システム強化プログラムに対する資金協力をを行い、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)及びSDGs達成に向けた取組に貢献。
 ※感染症対策支援の主要機関の1つであり、三大感染症に係る国際的支援のうち、エイズで28%、結核で76%、マラリアで65%を担う。これら三大感染症への対応として、検査ラボやサーベイランス体制の整備、地域の医療従事者への統合的な研修などを行っており、新型コロナ対策においても保健サービス提供の基盤として寄与した。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

・保健システム強化を通じて海外でのパンデミックや三大感染症の拡大防止を達成することで、我が国への同感染症の侵入リスクの低減に寄与する。これにより、我が国での感染拡大を防ぎ、人流及び社会経済活動を安定的に継続することが可能となる。
 ・日本の優れた医薬品・医療機器等が途上国における保健医療サービスへの公平なアクセスの強化に貢献でき、ひいては日本企業の成長を後押しすることが可能となる。

① 施策の目的

・世界保健機関(WHO)は、世界のすべての人々ができる限り高い水準の健康に到達することを目的として設立された国連の専門機関であり、加盟国は、WHO憲章第56条の規定により、割り当てられた分担金を支払う義務がある(義務的経費)。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
								○	

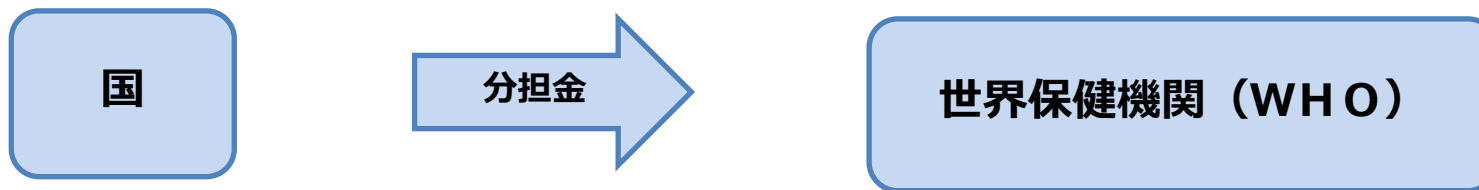
③ 施策の概要

・我が国としては、WHOが、保健をつかさどる国連の専門機関として、その専門性を生かし、科学的知見に基づいて、国際保健分野の諸課題の解決のために活動することを期待しているところ。

・国際保健を取り巻く環境が厳しい中、WHOは来年以降も資金不足が見込まれている。

・エムボックス、ポリオ、エボラ出血熱病などの感染症への緊急オペレーションに多くの資金が投入されている中、健康危機への対応に向けたWHOの取組がリスクにさらされる恐れがあるため、同資金の重要性及び緊要性を踏まえ、我が国の分担額のうち一部を前倒しで支払うもの。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

WHOにおける資金不足を緩和させ、同機関の持つ専門性を生かし、科学的知見に基づいて国際保健分野の諸課題の解決のための活動に資するもの。

① 施策の目的

- 国際保健分野における諸課題への取組を強化することを目的に、G7広島サミットでの成果も踏まえ、世界保健機関(WHO)への拠出を通じて、特に我が国の国益に関係する分野などを中心に、国際協力事業を推進するものである。

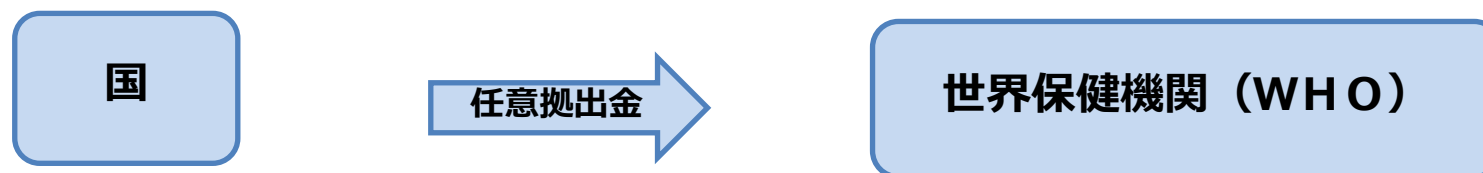
② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
								○	

③ 施策の概要

- 国から世界保健機関(WHO)への拠出を通じて、「UHCナレッジハブ」関係を中心に、緊要性のある事業を前倒しで行うもの。
 - UHC(ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ)※ 達成支援事業
 - 高齢化・認知症対策支援事業
 - その他の事業(顧みられない熱帯病(NTDs)、ポリオなど)
- ※ UHC(ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ) : 全ての人が適切な予防、治療、リハビリ等の保健医療サービスを、支払い可能な費用で受けられる状態

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

世界保健機関(WHO)への拠出を通じて、国際保健分野における諸課題のうち特に我が国の国益に関係する分野を中心に、緊要性のある事業を実施する。

① 施策の目的

・WHOや世界銀行と連携し、開発途上国行政官の保健財政に係る能力構築支援等の拠点「UHC ナレッジハブ」の取組を本年より開始しており、TICAD9横浜宣言や国連ハイレベル会合における政治宣言文、各国・地域との共同声明等においてUHCナレッジハブの取組が明記されたことも踏まえ、特に保健財政に関する知見の管理と提供に係るプラットフォーム化を加速させるもの。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
								○	

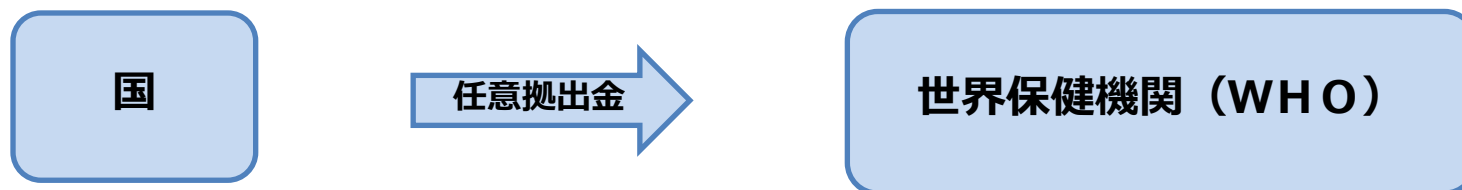
③ 施策の概要

・UHCナレッジハブにおいて、UHCの推進に関するデータ管理システムの構築や各国への技術協力等を実施するもの。

(直近の実例)

- ・ TICAD9横浜宣言(25年8月)
- ・ NCDs政治宣言案(25年9月)
- ・ 今後10年に向けた日印共同ビジョン(25年8月)等

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

UHCナレッジハブにおける技術協力を通じて、アフリカ、アジア等でのUHCの確立を図る。

① 施策の目的

- 令和7年9月25日に第4回 非感染性疾患(NCDs)及びメンタルヘルスに関する国連総会ハイレベル会合が開催。同政治宣言案では、メンタルヘルスやNCDsの主要なリスクファクターへの具体策について記載がなされた。
- 本会合では承認に至らなかったものの、今後、国連総会にて採否に関する議論が行われる予定であり、高齢先進国である日本がイニシアティブを確保し、国際貢献に寄与するもの。
- 非感染症疾患は、我が国においても重要な課題のひとつであり、国内施策への裨益も目的とする。

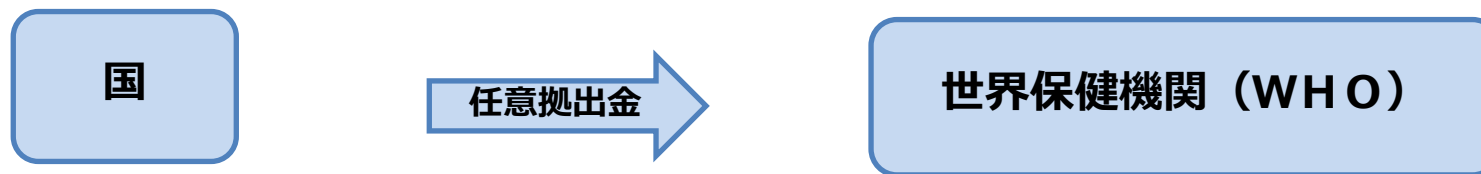
② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
								○	

③ 施策の概要

- WHOへの拠出を通じ、非感染症疾患(NCDs)及びメンタルヘルスの主要なリスクファクター等の現状把握や評価手法の開発を行い、行動計画策定に向けた支援を実施する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- 持続可能な開発目標(SDGs)3. 4の「2030年までに、非感染性疾患(NCDs)による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健や福祉を促進する」達成に資するもの。
- 我が国においても重要な課題のひとつである非感染症疾患について、WHOにおける取組を通じて、国内施策への裨益をもたらすもの。

施策名：認知症基本法に基づく認知症施策推進事業

① 施策の目的

国民一人一人が自分ごととして認知症を理解し、認知症の人が希望を持って自分らしく暮らすことが出来るという考え方（「新しい認知症観」）に基づき施策を推進するために、多くの自治体で、地域住民に対して「新しい認知症観」に関する普及啓発等を実施し、認知症施策推進計画が策定されることを目的とする。

また、計画策定及び認知症施策を推進する上で、認知症の人や家族においては、診断後、今後の生活や認知症に対する不安を抱えている人が多く、日常的に集まり・過ごすことのできる場がないといった課題があり、そうした状況を踏まえ、不安の軽減を図り、円滑な日常生活を過ごせるよう支援し、生きがいや希望を持って暮らしていくことができる環境を整備することを目的とする。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

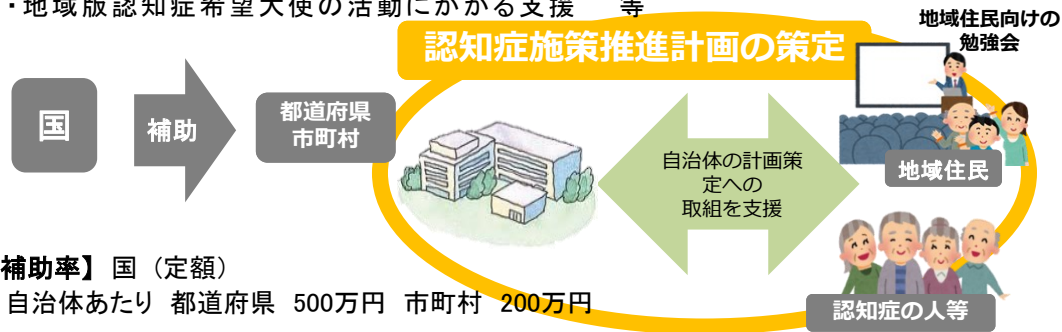
③ 施策の概要

- (1) 共生社会の実現を推進するための認知症基本法に基づく都道府県・市町村の認知症施策推進計画の策定支援事業**
自治体が、地域住民に対して「新しい認知症観」や認知症基本法の普及啓発を図るとともに、認知症の人や家族等の意見を丁寧に聴いた上で「新しい認知症観」に基づき施策を推進するために、認知症施策推進計画を策定する際の準備に係る経費を補助する。
- (2) 認知症の人やその家族の視点に立った多様な居場所づくり支援事業**
自治体において、ピアサポート活動などの活動拠点や、認知症の人とそれ以外の人（子ども、障害者等を含めた地域住民）との交流の場等の立ち上げを支援し、認知症の人や家族等の地域の居場所づくりに係る経費を補助する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

(1) 対象事業例

- ・認知症の人や家族等の意見を丁寧に聴く場の設置
- ・地域版認知症希望大使の活動にかかる支援 等



【補助率】 国 (定額)
1自治体あたり 都道府県 500万円 市町村 200万円

(2) 対象事業例

- ・ピアサポート活動、本人ミーティングなどの事業の活動拠点
- ・認知症の人とそれ以外の人（子ども、障害者等を含めた地域住民）との交流、相互理解、普及啓発の場 等



【補助率】 国 (定額)
1カ所あたり 300万円

⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

「新しい認知症観」や認知症基本法の理念に基づき、国・地方が一体となって認知症施策を推進することで、認知症になっても地域で安心して自分らしく暮らすことができ、誰も取り残さない社会の実現に向けた一助となる。

【○生活困窮者等に対する自立支援の機能強化】

施策名:就労準備支援事業・家計改善支援事業・子どもの学習・生活支援事業の未実施自治体への導入支援事業

① 施策の目的

就労準備支援事業、家計改善支援事業、子どもの学習・生活支援事業の全国的な実施に向けて、現在事業を実施していない市等の生活困窮者に対して、都道府県が主体となって各事業を時限的に実施することで、事業の空白区をなくし、全国的な事業実施を目指す。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③ 施策の概要

就労準備支援事業、家計改善支援事業、子どもの学習・生活支援事業が未実施の市等の生活困窮者に対して、都道府県が実施主体となって広域的な支援を実施する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

都道府県による未実施自治体での就労準備支援事業、家計改善支援事業、子どもの学習・生活支援事業の広域的実施

- 就労準備支援事業、家計改善支援事業、子どもの学習・生活支援事業が未実施の市等の生活困窮者に対して、都道府県が実施主体となって広域的な支援を実施する。

(取組内容)

- ・都道府県による広域的な就労準備支援事業、家計改善支援事業、子どもの学習・生活支援事業として、専門の支援員を配置し、事業未実施の市等の支援対象者への訪問支援や、企業等とのマッチング支援、合同相談会の開催、周知・広報等の支援を実施する。

→本事業で支援を受けた未実施自治体は、原則翌年度には、当該事業を自身で実施する。

- ・自治体コンサルティング事業を合わせて活用することで、本事業の効果を高める。

- 実施主体等 (補助率10/10)



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

未実施自治体を実施することにより、全国で支援が行われることとなり、生活困窮者の早期の経済的自立や社会生活自立が図られる。

【○生活困窮者等に対する自立支援の機能強化】

施策名：生活困窮者自立支援の機能強化事業

① 施策の目的

生活困窮者の増加に伴う対応や、特例貸付の借受人へのフォローアップ支援の強化のため、自治体とNPO等の民間団体との連携の推進等により生活困窮者自立支援の機能強化を図る。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③ 施策の概要

各自治体の生活困窮者自立支援機関等において、NPO法人等との連携の強化、緊急小口資金等の特例貸付の借受人へのフォローアップ支援の強化等を行う。

1. NPO法人等と連携した緊急対応の強化

- ① 支援策の多様化を目的としたNPO法人や社会福祉法人等との連携強化
- ② 利用者及び活動経費が増加する地域のNPO法人等に対する支援

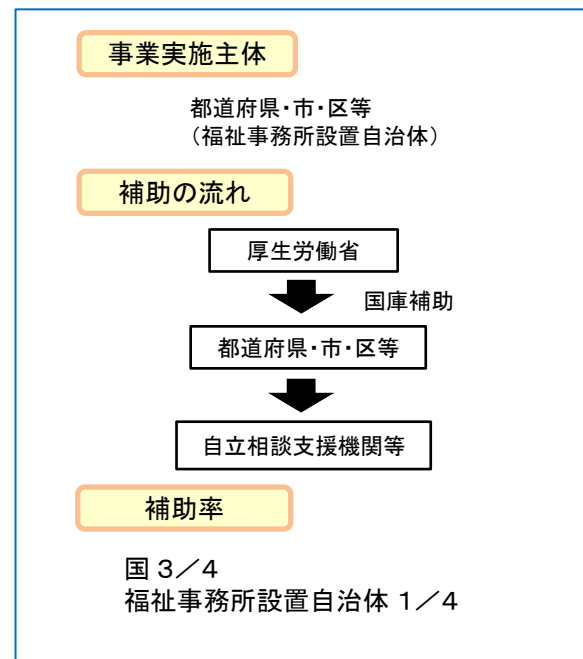
2. 特例貸付借受人へのフォローアップ支援体制の強化

- ① 特例貸付の借受人等への生活再建に向けた相談支援体制の強化
(自立相談支援員や家計改善支援員の加配など)
- ② 関係機関と連携した債務整理支援の強化
- ③ 相談支援員等が支援に注力できる環境整備を目的とした事務職員の雇用などによる事務処理体制の強化

3. 家計改善支援の質の向上に関する取組

4. その他自治体の創意工夫による自立相談支援等の強化に資する取組

④ 施策のスキーム図、実施要件
(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

生活に困窮する者等に対する自立支援を促進する。

令和7年度補正予算案 55百万円

施策名: 就職氷河期世代等に向けた認定就労訓練の普及促進事業

① 施策の目的

生活困窮者自立支援制度の「認定就労訓練事業」(いわゆる「中間的就労」)の普及・促進に取り組み、事業を活性化させることで、就職氷河期世代等のうち、特に就労に向けて手厚い支援を必要とする方への支援を強化する。

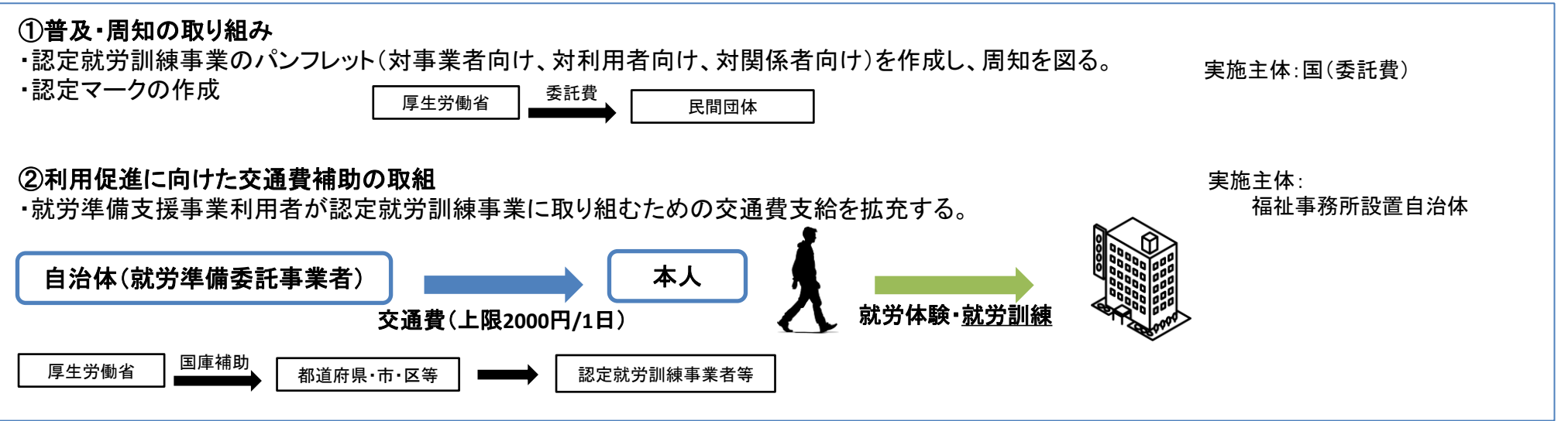
② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③ 施策の概要

認定就労訓練事業のパンフレットを作成し、事業関係者(対事業者向け、対利用者向け、対関係者向け)に対して周知する。また、就労準備支援事業利用者が引き続き認定就労訓練事業を利用できるように利用者に対する交通費を補助する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

就職氷河期世代等の就労準備支援事業利用者が、より多く一般就労に移行することができる。

【○生活困窮者等に対する自立支援の機能強化】

施策名: 子どもの学習・生活支援の緊急強化事業

① 施策の目的

物価高騰等の影響が依然として続き、困窮世帯の子どもの体験格差や進学格差の問題がより深刻化する中で、それらを解消するための取組を喫緊に実施する。
このため、困窮世帯の子どもの支援する取組をモデル的に実施する。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③ 施策の概要

子どもの体験格差を解消する等のために、子どもの学習・生活支援事業の内容を拡充するとともに、事業の全国的な実施に向けた環境整備として、未実施自治体の立ち上げを支援する。
また、家庭の状況や住んでいる地域にかかわらず、困窮世帯の子どもが大学等の高等教育機関に進学する機会を得ることができるよう、市町村の取組が弱い高校生世代に対する学習支援(進路に関する相談や情報提供を含む)を都道府県が実施するとともに、国から民間団体へ委託して支援を重層化する。

④ 施策のスキーム図、実施要件
(対象、補助率等)等

【施策の内容】

I 子どもの学習・生活支援事業の拡充

- 体験活動に関する加算の創設 ○軽食の提供に関する補助
- 事業の立ち上げ支援(事業実施初年度の補助率を2/3に引き上げる)

II 高校生世代に対する学習支援の充実

【実施主体】

- I 都道府県・市・区等(福祉事務所設置自治体)補助率:国 1/2 都道府県・市・区等 1/2
- II 都道府県(補助率:国1/2、都道府県1/2)、国(民間団体へ委託)

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

子どもの貧困の連鎖を防止する。

① 施策の目的

- ひきこもり支援における共同生活等による支援(合宿型支援)については、民間独自の取組として、ひきこもりも含む困難を抱えた方々に対して、共同生活をしながら伴走支援により社会への繋がりを促している民間事業者がある一方で、ご家族の依頼をもとに本人の同意なく強引に連れ出して満足な支援を行わず、法外な料金を取る、いわゆる「引き出し屋」と呼ばれる悪質事業者も散見されている。
- 現在、合宿型支援を効果的に実施する民間事業者を対象に、都道府県においてその実践事例及び効果データを収集するためのモデル事業を実施し、得られたデータを通じて、各民間施設の事業運営に対する自治体の関与や透明性の確保など、その活動を総合的に評価できる事項を示したガイドラインの作成につなげていく。

② 対策の柱との関係

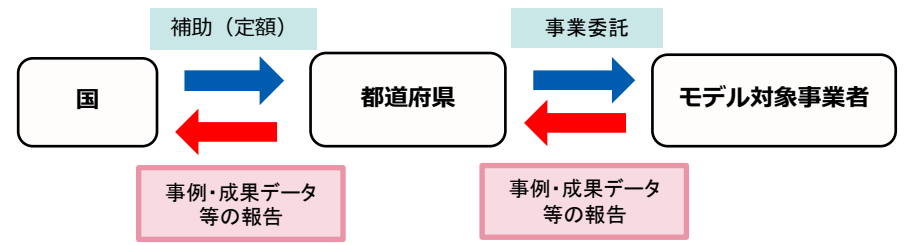
I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③ 施策の概要

- 都道府県において、合宿型支援を効果的に取り組む民間事業者に委託し、支援事例及び成果等のデータ収集を実施する。また、収集したデータ等をガイドライン作成のために国へ報告する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

都道府県において、合宿型支援を効果的に取り組む民間事業者に委託し、支援事例及び成果等のデータ収集を実施する。また、収集したデータ等をガイドライン作成のために国へ報告する。



【実施主体】 都道府県(施設が所在する都道府県)
 【補助率】 定額補助

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- ひきこもり支援を必要とする本人や家族と悪質事業者とのトラブルを未然に防ぎ、適切な支援を受けられるようにするなど、ひきこもり支援の環境整備を加速化する。

施策名：共同生活型自立支援における実践に関する研究事業

① 施策の目的

- ひきこもり支援における共同生活等による支援(合宿型支援)については、民間独自の取組として、ひきこもりも含む困難を抱えた方々に対して、共同生活をしながら伴走支援により社会への繋がりを促している民間事業者がある一方で、ご家族の依頼をもとに本人の同意なく強引に連れ出して満足な支援を行わず、法外な料金を取る、いわゆる「引き出し屋」と呼ばれる悪質事業者も散見されている。
- このため、効果的に合宿型支援を実施する民間事業者の取組について、実践事例の効果を収集・検証し、民間施設で合宿型支援を受ける際に本人とその家族が留意すべき点のほか、各民間施設の事業運営に対する自治体の関与や透明性の確保など、その活動を総合的に評価できる事項を示したガイドラインを整理する。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

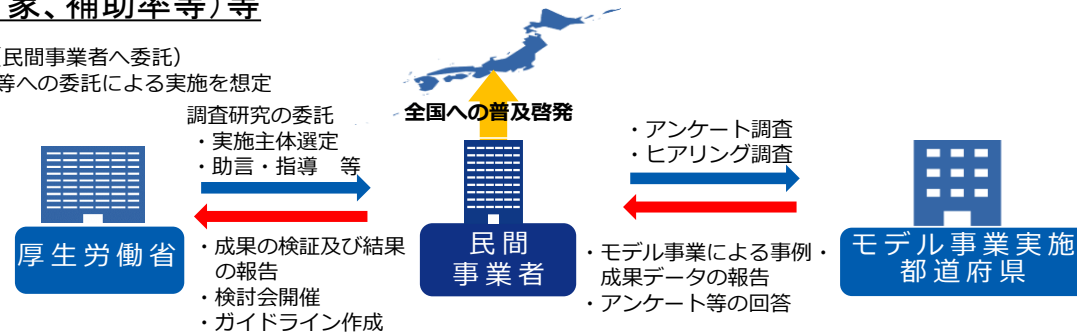
③ 施策の概要

- 自治体、合宿型を行う民間事業者、合宿型を行う民間事業者の利用者を対象として、アンケート調査やヒアリング調査を実施し、ひきこもり支援への効果の検証や事例や課題を把握。
- 民間施設で合宿型支援を受ける際に本人とその家族や自治体が留意しておくべき点を目安として示すためのガイドラインの作成。
- ガイドラインを作成するために、ひきこもり支援に知見のある学識経験者、実践者、自治体、当事者・家族等からなる有識者で構成する検討委員会の設置。
- セミナー開催を通じ、当事者・家族・自治体等に事例や成果の普及啓発を実施。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

◆ 実施主体：国（民間事業者へ委託）

※シンクタンク等への委託による実施を想定



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- ひきこもり支援を必要とする本人や家族と悪質事業者とのトラブルを未然に防ぎ、適切な支援を受けられるようにするなど、ひきこもり支援の環境整備を加速化する。

施策名：寄り添い型相談支援緊急強化事業

① 施策の目的

- ・生きにくさ、暮らしにくさを抱える人々の一般的な生活上の悩みをはじめ、生活困窮者、DV被害者などの社会的な繋がりが希薄な方々の課題解決を図るための相談先として、24時間365日無料の電話相談窓口を設置して行う電話相談等を本事業において実施している。
- ・近年は、コロナ禍で不安を抱える方が増えたことや、著名人の自殺、LGBTが注目される中、電話相談の繋がりにくさや、多様なニーズを持つ相談者に対応する相談員の人材確保が困難となっている。

② 対策の柱との関係

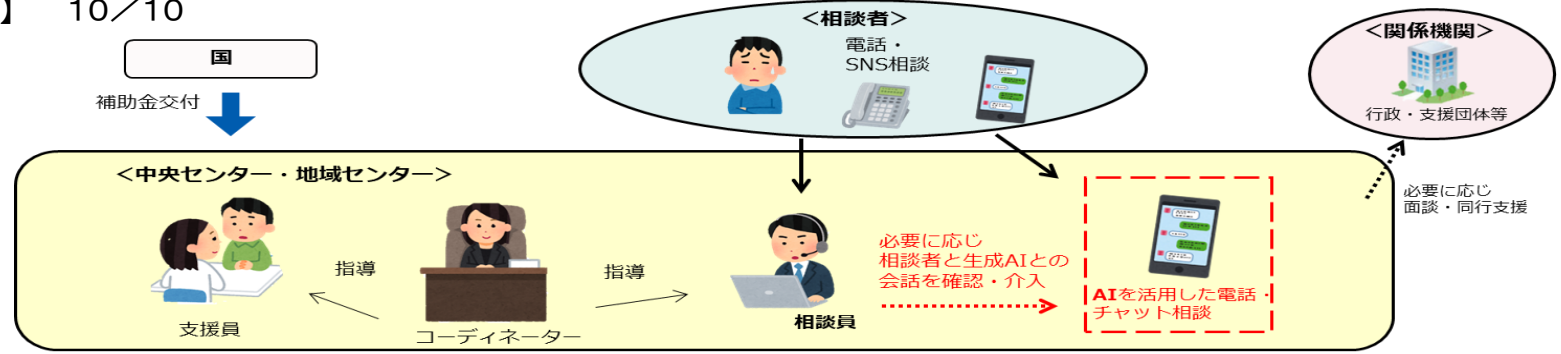
I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③ 施策の概要

- ・多様なニーズを持つ相談者に対する相談体制を充実させるため、新たに、傾聴相談の対応が可能な生成AIを活用した電話・チャット相談を導入する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【実施主体】 民間団体
【補助率】 10/10



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- ・傾聴相談の対応が可能な生成AIを活用した電話・チャット相談等を活用した相談体制の更なる強化等を図ることで、相談対応件数の増加に資する。

施策名: 頻回受診等の未改善者等に対する健康管理支援モデル事業

① 施策の目的

・令和7年4月から施行された都道府県によるデータ分析等を通じた市町村支援の枠組みも踏まえ、被保護者のうち、頻回受診や重複・多剤投与等の課題を抱え、福祉事務所において指導を行ってもなお改善が困難な者等に対する健康管理等に係る支援を強化することを目的とする。

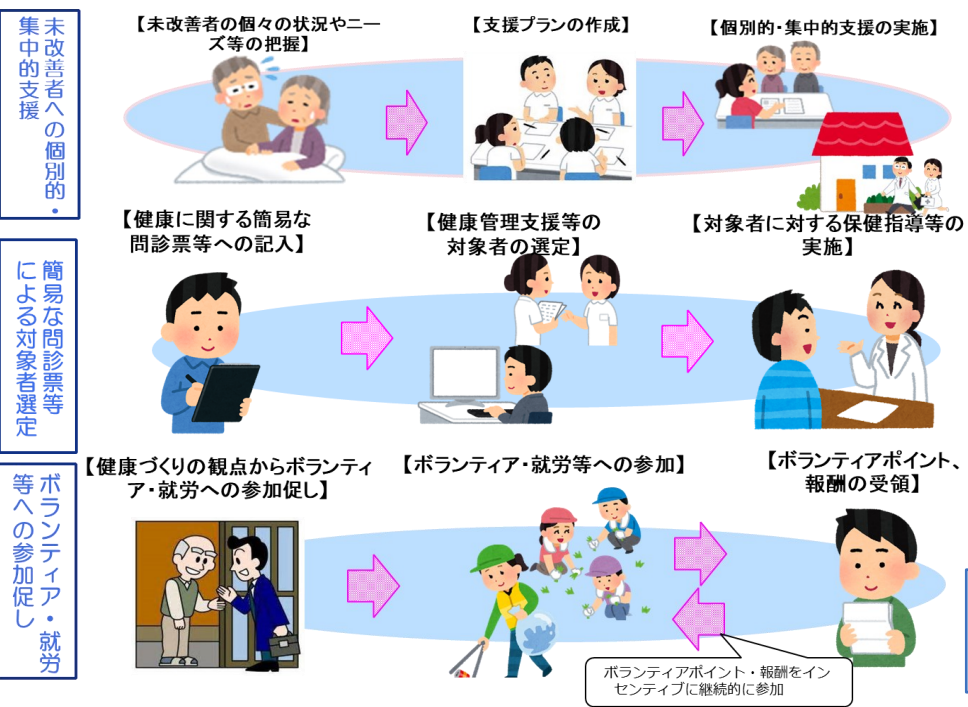
② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
							○		

③ 施策の概要

・被保護者のうち、頻回受診や重複・多剤投与等の課題を抱え、福祉事務所において指導を行ってもなお改善が困難な者等に対する、個々のニーズに応じた個別的・集中的支援を実施する取組に加え、健診より簡易な問診票等を活用して健康管理支援の対象者のスクリーニングを行う取組や、健康づくりの観点から社会参加や就労・ボランティアへの参加を促す取組を支援する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



【実施主体】 都道府県、市、福祉事務所設置町村

【補助率】 3/4

【事業内容】 福祉事務所が行う以下のような健康管理支援に関する新たな事業の取組について補助

※ 都道府県が郡部福祉事務所と管内市町村福祉事務所で一体的に実施することも可能
〈事業実施例〉

- 現状の頻回受診の指導においても未改善の者に対し、多職種連携や支援プランの作成等による個別的・集中的な支援の実施
- 健診よりも簡易な問診票等により保健指導等の健康管理支援の対象者のスクリーニングを行う事業の実施
- 健康づくりの観点から社会参加や就労・ボランティアへの参加を促す事業の実施

⑤ 施策の対象・成果イメージ

(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

・被保護者のうち、頻回受診や重複・多剤投与等の課題を抱える者の状態像の改善 等

施策名:生活保護受給者の多様な働き方推進モデル事業

① 施策の目的

・被保護者の高齢化は国民全体よりも進んでおり、安定就労が困難な高齢者世帯等では受給期間3年以上の割合が7割を超えている。また、その他世帯も増加傾向にある。こうした状況を踏まえ、様々な課題を抱える世帯に対して、個々の状況に応じた社会参加・就労の推進など、多様な働き方による支援体制を構築するもの。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③ 施策の概要

・多様な働き方を実現するために、管内の被保護者の状況を踏まえ、地域の実情に応じたメニューを選択し、試行的に実施する福祉事務所を支援する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

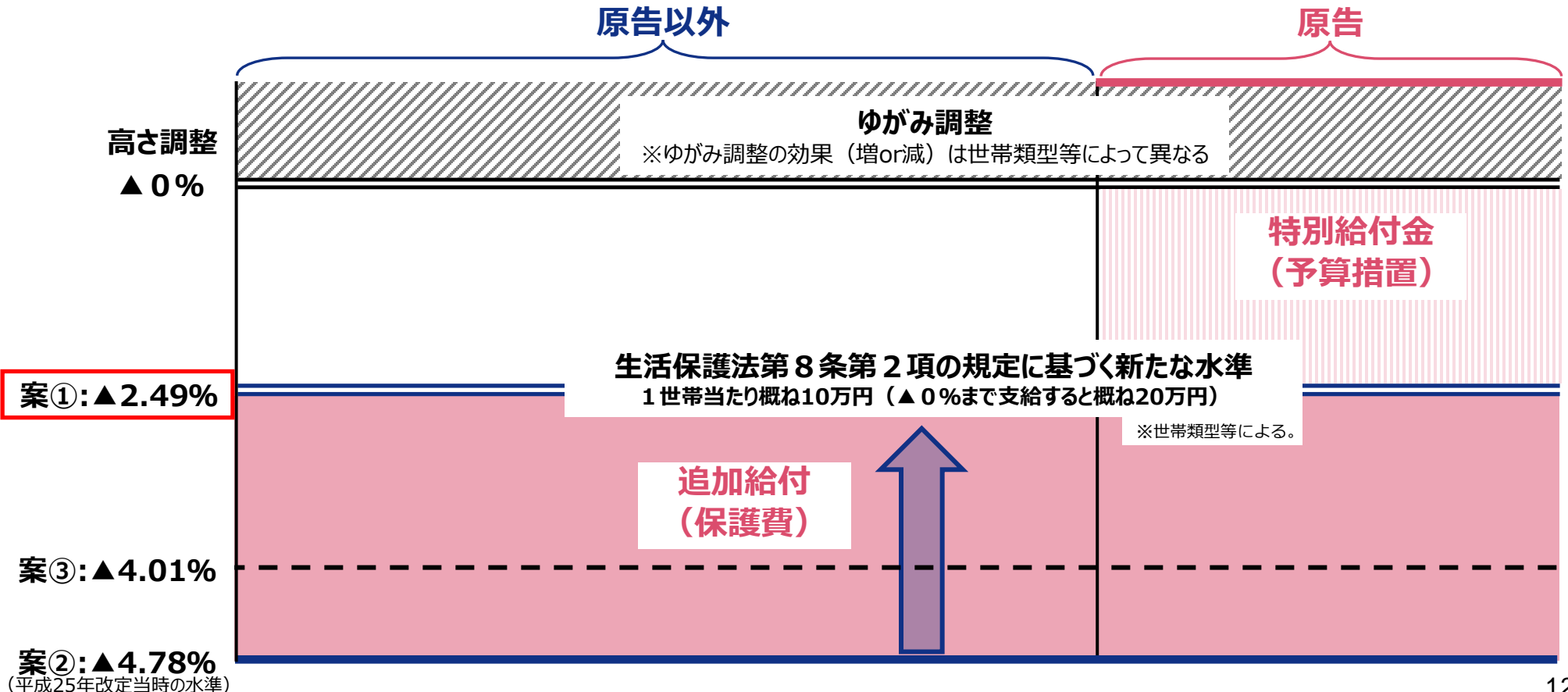
- 福祉事務所が地域の実情に応じて、下記のような支援体制を構築するためのメニューを検討し、実施する場合に補助を行う。【補助率3/4】
 - ・就労準備支援事業等における就労体験や、福祉事務所が策定する自立支援プログラム(生活改善プログラム、就労体験活動等)など「収入が発生しない取組」への参加インセンティブの仕組みを構築
 - ・孤独・孤立やひきこもり、精神面の不調など特に配慮が必要なケースについて、仕事の切り出し・マッチング・就労継続などきめ細かな支援を行う体制を構築
 - ・多様な働き方の機会確保(金銭収入を伴う就労機会の確保など)に向け、障害者施策など他法他施策との連携を強化する体制を構築
 - ・高齢者に対して、就労機会の積極的な案内・勧奨や就労継続に向けたフォローを行う体制を構築
- 等

⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

多様な働き方を実現することで、個々の状況に応じた社会参加・就労等を通じて、自立の助長を図ることができる。

施策名：平成25年から実施した生活扶助基準改定に関する最高裁判決への対応

- **生活保護法に基づく保護費の追加給付について**、生活保護法第8条第2項の規定（※2）や第2条の規定による無差別平等原則（※3）を踏まえ、**原告・原告以外を区別せず、高さ調整▲2.49%の水準で一律に実施**（▲4.78%と▲2.49%の差額分を給付）
 - ※1 ゆがみ調整については、判決で違法とされていないことから、追加給付の対象としない。
 - ※2 第8条第2項 基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した**最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。**
 - ※3 第2条 すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護を**無差別平等に受けることができる。**
- また、**原告については、これまでの争訟の経緯を踏まえた原告との紛争の一次的解決の要請を踏まえ、高さ調整を実施しない水準となるよう、保護費に代えて、これに相当する分を予算措置の特別給付金により支給**（▲0%と▲2.49%の差額を追加給付に上乗せ）
- 令和7年度補正予算案に1,475億円を計上（保護費の追加給付に要する費用：1,055億円、支給事務に係る自治体への補助：401億円、相談センターの設置等：17億円、原告への特別給付に要する費用：2億円）



保護費の追加給付等の実施に係る取扱い

※専門委員会の報告書第4章を踏まえた対応

項目	対応の方向性
各種加算等の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>過去デフレ調整の適用があり、現在まで水準検証・改定が行われていない加算等（障害者加算等）</u>は、平成25年改定後、<u>再度の基準制定時点までを追加給付の対象期間</u>とする。 ● <u>過去デフレ調整の適用があったが、その後水準検証・改定が行われている加算等（母子加算、冬季加算）</u>は、<u>過去デフレ調整の適用があった期間を追加給付の対象期間</u>とする。
基準を適用する者の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>死者の取扱い</u>は、<u>朝日訴訟判決において、生活保護による給付を受ける権利は一身専属的</u>とされていることを踏まえ、<u>遺族等に対する給付は行わない</u>。 ● <u>保護廃止者は追加給付の対象に含める</u>。ただし、<u>実務上の課題を踏まえ、本人による申出等、一定の関与を前提とする仕組みとする</u>。 ● <u>外国人</u>は、平等原則の観点から、<u>行政措置として追加給付の対象</u>とする。
当時の基準改定により保護の対象外となった方等の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>当時の基準改定により保護廃止となった方の取扱いや、申請により却下とされた方の取扱い</u>については、<u>実務上の課題を踏まえ、本人から必要な証明がなされた場合に個別に判断する方法などにより対応</u>する。
生活扶助基準が影響している他制度の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>生活保護と同様の給付を行っている以下の制度は、同様に追加給付を行う</u>。 <ol style="list-style-type: none"> ① 中国残留邦人等に対する支援給付 ② 国立ハンセン病療養所等入所者家族生活援護費 ③ ハンセン病療養所非入所者給与金（援護加算分） ● <u>給付の内容自体が生活保護と連動していない制度</u>は、平成25年当時の経緯や、追加給付を新たな基準に基づく給付として行うことを踏まえて、<u>関係省庁に対し検討を依頼</u>する。
遅延損害金等	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>原告・原告以外のいずれについても、追加給付を新たな基準に基づく給付として行うことから、遅延損害金は発生していない</u>。 ● <u>原告</u>については、<u>平成25年の保護変更決定以降、10年以上という長きに渡って訴訟が継続されてきたことに留意し、行政裁量により、当時の法定利率（年5%）に基づく金利相当分を特別給付金の計算上上乘せ</u>する。

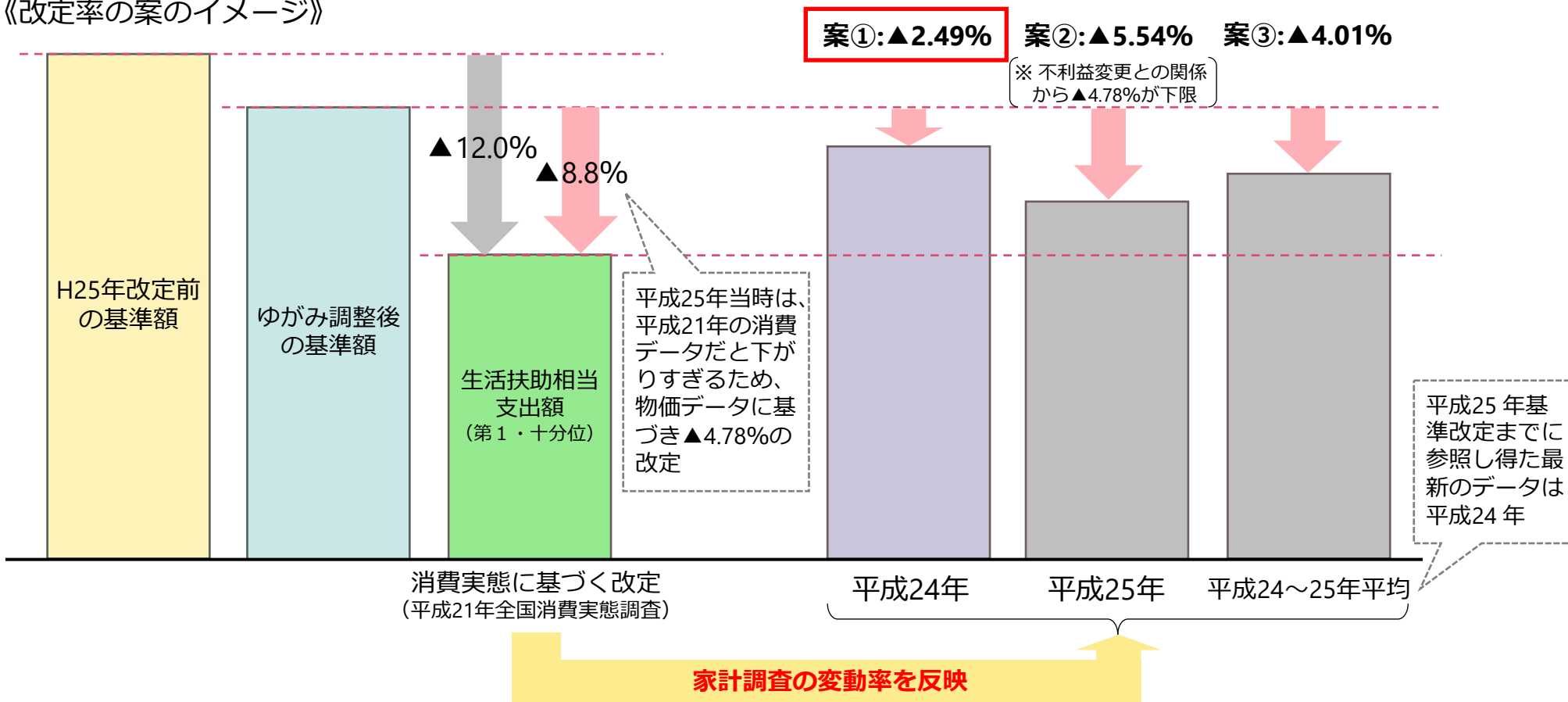
(参考資料) 消費実態に基づく高さ調整の考え方

○ 平成20年から平成23年にかけての消費水準は、リーマンショックの影響等により全体的に大きく低下し、とりわけ一般低所得世帯の落ち込みが大きかった。このため、**リーマンショックの影響といった特殊要因を考慮することが必要**。

○ 専門委員会の報告書では、平時に近い消費水準を基準とする観点から、**リーマンショックの影響から一定程度回復した後の水準に補正**する方法が示され、ゆがみ調整(1/2 処理)反映後の基準額に対する改定率として3つの案が示された。このうち、**平成25年基準改定までに参照し得た最新のデータは平成24年のデータであることから、平成24年までの変動率に基づく▲2.49%を採用**。

※ 報告書では、平成25年のデータは平成25年基準改定時点では利用できなかったものであるため、慎重に検討すべきと整理された。

《改定率の案のイメージ》



施策名: ケースワーカーの業務負担軽減の推進

① 施策の目的

・生活保護現業員(ケースワーカー)は、多岐にわたる事務負担がある一方で、要保護者が抱える課題等の複雑化により業務負担の増加が課題となっている。このため、ケースワーカーの業務負担軽減を図り、ケースワーカーが個々の被保護者の状況に合った「自立」に向けたきめ細かな支援を可能にする体制を整備する。

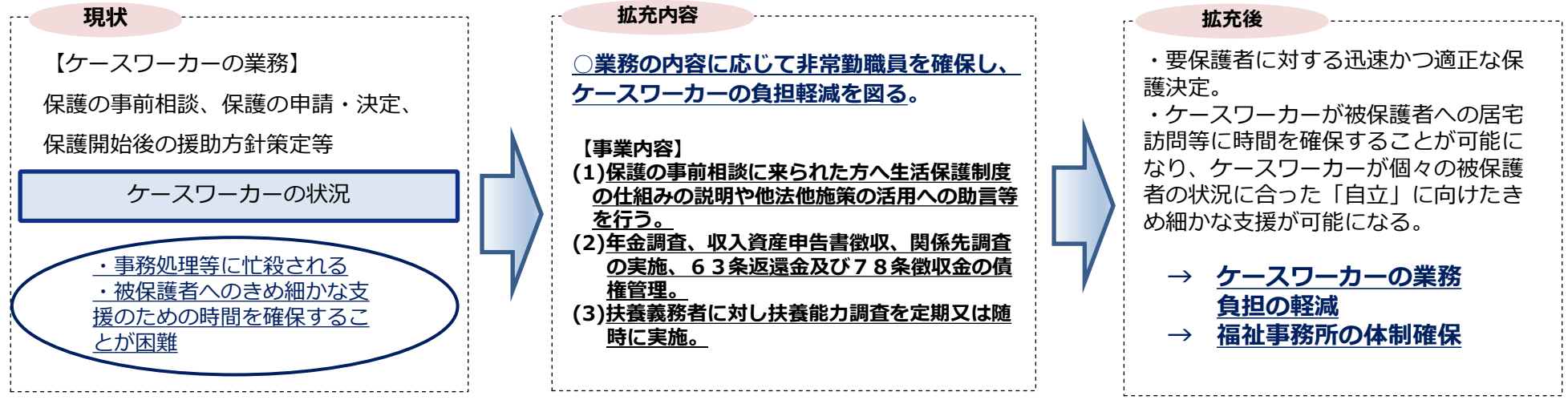
② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③ 施策の概要

・面接相談業務の一部、要保護者の収入や資産報告書徴収及び関係先調査等を実施する人員を確保する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



【実施主体: 福祉事務所設置自治体 補助率: 3/4】

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

・要保護者に対する迅速かつ適正な保護の決定がなされ、また、ケースワーカーが被保護者への居宅訪問等に時間を確保することが可能となり、ケースワーカーが個々の被保護者の状況に合った「自立」に向けたきめ細かな支援が可能となる。

施策名：生活保護業務デジタル化推進事業

① 施策の目的

- 生活保護のケースワーカーは、被保護世帯の自立を支援するため、居宅訪問等による状況把握やきめ細かな相談や支援が必要であるが、預貯金調査や収入申告の届出、ケース記録の記載など各種事務処理のため、被保護世帯に対して十分な支援が難しい状況がある。
- このため、実務を担うケースワーカーが、個々の被保護者の状況に応じたきめ細かな支援を重点的に行うことができる環境の整備を図る。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
							○		

③ 施策の概要

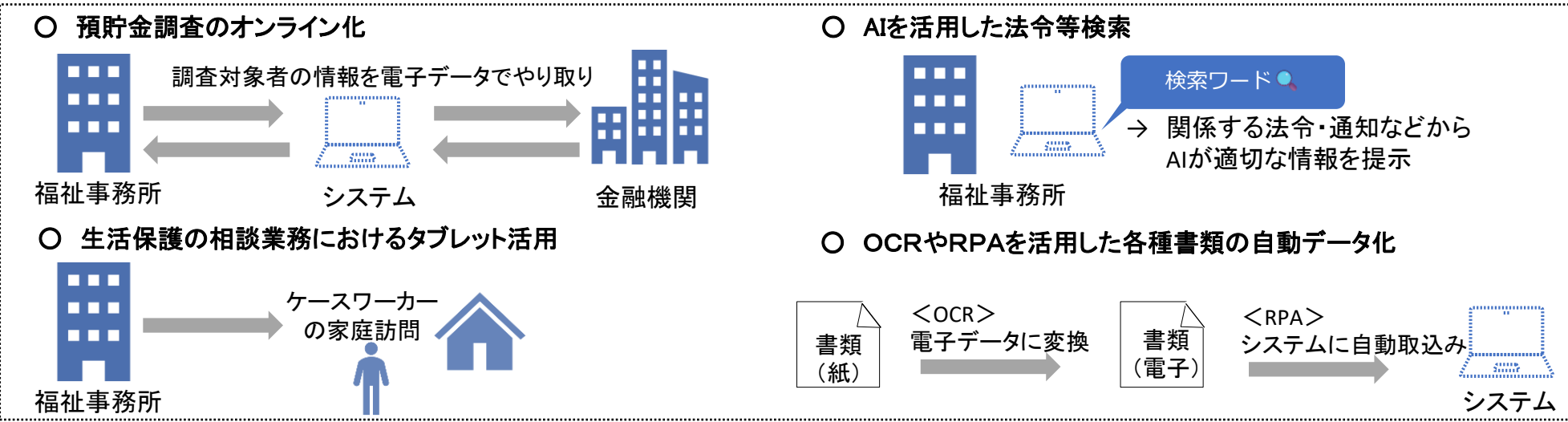
- デジタル技術を活用した業務の負担軽減や効率化を推進するため、初度経費の補助を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【補助対象】 生活保護業務における、デジタル技術活用に必要な初度経費を補助(補助率3/4)。

【実施主体】 都道府県、市、福祉事務所設置自治体

【事業活用の例】



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

生活保護業務における各種調査・処理等について、デジタル技術を活用することにより、ケースワーカーの業務削減や効率化に寄与する。

【〇成年後見制度と権利擁護支援等の連携強化】

施策名：成年後見制度利用促進体制整備推進事業

令和7年度補正予算案 2.4億円

社会・援護局地域福祉課
成年後見制度利用促進室
(内線2228)

① 施策の目的

- ・全ての都道府県において、司法専門職や家庭裁判所等と定例的な協議の場を設けるなど市町村支援機能の強化を図る。
- ・全ての市町村において中核機関の整備を進め、中核機関のコーディネート機能の更なる強化を図る。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③ 施策の概要

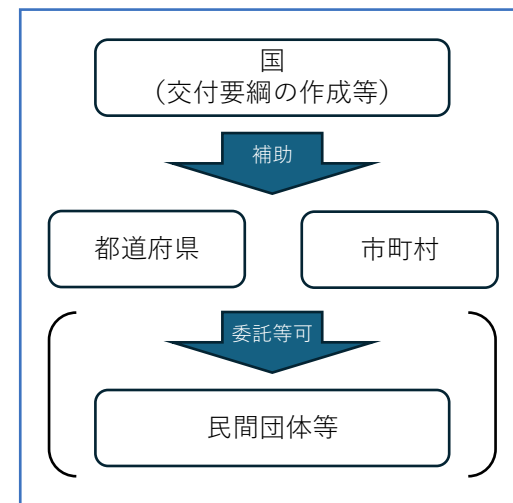
- ・市町村において、中核機関の整備の立ち上げに向けた検討会の実施や、中核機関のコーディネート機能のための調整体制の強化、受任者調整の仕組み化、対応困難事案の支援円滑化、意思決定支援の確保を図る取組を行う。
- ・都道府県において、専門職後見人や一般的な法人後見が支援困難な事案に対応できるよう、警察や精神保健福祉に関するアドバイザーを含むネットワークの整備を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【実施主体】1. 2. …市町村(委託可)、3. …都道府県(委託可)

【取組内容】

1. 中核機関立ち上げ支援事業
中核機関の立ち上げに向けた検討会の実施。
2. 中核機関コーディネート機能強化事業
中核機関の調整機能や受任者調整等のほか、対応困難事案の支援円滑化を図るための関係機関間の連携強化を行うなど既設の中核機関の機能強化を行う。
また、意思決定サポーターと利用者本人とのマッチングや、その支援活動をフォローする等の取組を実施する。
3. 虐待等の支援困難な事案について公的な関与による法人後見実施のための連携体制強化の取組
支援困難事案へ適切に対応できるよう、警察や精神保健福祉に関するアドバイザーを含む都道府県単位のネットワークにおいて、検討会議やケース会議を行う等の連携体制を整備する。



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

全国全ての地域において中核機関の設置と機能強化を図り、地域における権利擁護支援ネットワークを強化することにより、判断能力が不十分な高齢者等でも地域で自分らしく生活できる環境を整えることができ、ひいては現役世代の家族の負担軽減にもつながる。

施策名：成年後見制度と権利擁護支援策等の連携強化事業

① 施策の目的

判断能力が不十分な者の状況に応じた効果的な支援を進めるため、成年後見制度と日常生活自立支援事業、生活保護制度など関連諸制度との連携を強化する。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③ 施策の概要

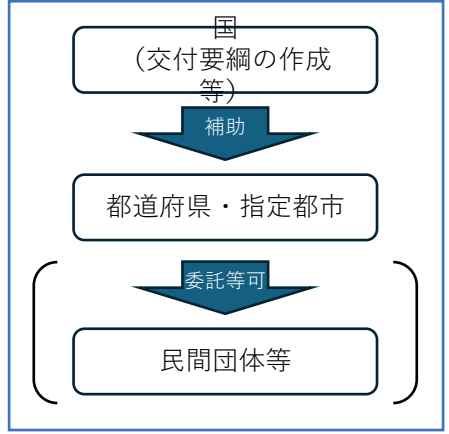
都道府県・指定都市において、判断能力が不十分な本人の置かれた状況に応じた適切な支援を受けられるよう、日常生活自立支援事業から成年後見制度等への適切な移行を進める取組など、成年後見制度と既存の権利擁護支援策や自立に向けた他の支援策等との連携強化を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【実施主体】 都道府県、指定都市（委託可）

【取組内容】

- 成年後見制度と関連事業、関連諸制度間の移行の調整を行う連携コーディネーターの配置
- 市区町村長申立所管部署や生活困窮者自立支援制度、生活保護制度の所管部署との事例検討やケース会議への関与
- 法律専門職等の関係団体や医療機関の関与による支援プラン等の外部点検
- その他、成年後見制度と関連事業、関連諸制度間の連携を強化するために必要と認められる取組



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

関係機関によるネットワークを形成するとともに、適切な制度への繋ぎを行うコーディネーターを配置することにより、判断能力が不十分な方について、その判断能力の変化に応じて適時適切な支援につなぐことができるようにすることで、地域において安心して生活を継続できる環境を整備する。

施策名: 身寄りのない高齢者等の課題に対応するための試行的事業

① 施策の目的

身寄りのない高齢者等への支援策として、関係審議会等で現行の日常生活自立支援事業を拡充・発展する形で実施する方向性が示されており、意欲ある社協における試行的な取組を実施し、社協の体制整備にあたっての課題を早急に整理する。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

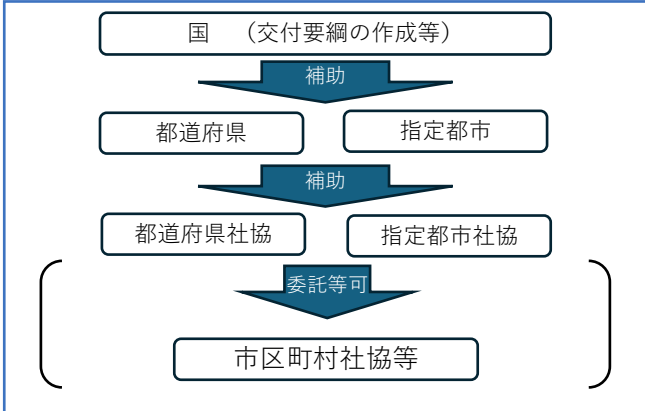
③ 施策の概要

都道府県社協・指定都市社協が実施する日常生活自立支援事業の枠組みの中で、身寄りがいないなど、頼れる家族がいない高齢者等に対して、安否確認等のための定期的な見守りを行うとともに、入院・入所等の手続支援や死後事務の支援を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【実施主体】 都道府県社会福祉協議会又は指定都市社会福祉協議会
(事業の一部を委託可)

【取組内容】
日常生活自立支援事業の枠組みの中で、身寄りがいないなど、頼れる家族がいない高齢者等に対して、安否確認等のための定期的な見守りを行うとともに、以下の①②のいずれか又は両方の支援を行う。
①入院・入所等の円滑な手続等支援… 円滑に入退院・入退所をするために必要と考えられる支援
②死後事務の支援… 死亡した後に必要と考えられる、葬儀・火葬の手続等の事務支援



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

身寄りのない高齢者等の生活上の課題に対応した支援が行われることにより、高齢期においても地域で安心して暮らせるようになる。

施策名：地域における互助機能強化のための地域との連携・協働モデル事業

① 施策の目的

- 地域における包括的支援体制の整備を推進するため、互助機能強化のための地域住民等との連携・協働モデルを構築する。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③ 施策の概要

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

- 包括的な支援体制の整備にあたり、地域住民による地域活動の中で生活課題が福祉的に解決されている事例や、地域住民主体の組織等との連携体制の構築、住民の身近な環境で相談等を行うことができる体制整備の事例や調査研究の結果などを参考にしつつ、地域との連携・協働の在り方を検証するための下記取組を行うモデル事業を実施する市町村に対し、これに要する費用の補助を行う。

① 地域生活課題 ／既存制度等の把握

- 地域住民等が地域で生活する中で、現状起きている／中長期的な課題を把握。
- 住民の地域での生活を支える制度・資源(労働者協同組合、RMO、自治会・町内会、公民館等)や、地域住民の興味・関心から始まる地域活動等を把握。

② 地域住民等との協議・実践

- 住民と対話しながら、住民発意を最大限尊重する中で、具体的な実践内容やその実施体制等を協議し、検討する。
- 協議の結果を踏まえ、実践する。

③ 検証・見直し

- 実践状況を検証。
- 住民主体の活動の継続性を担保するための方策や、そのための行政としての支援の在り方等を検証し、必要に応じて見直し。

- 実施主体：市町村



⑤ 施策の対象・成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

- 地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(地域生活課題)の解決が図られるほか、地域の互助機能が強化されることで、地域社会の持続的な発展にも寄与する。

施策名：地域における互助機能強化のための地域との連携・協働モデル構築支援事業

① 施策の目的

- 地域における互助機能強化のために地域住民等との連携・協働モデルの構築に取り組む市町村への支援等を行う。

② 対策の柱との関係

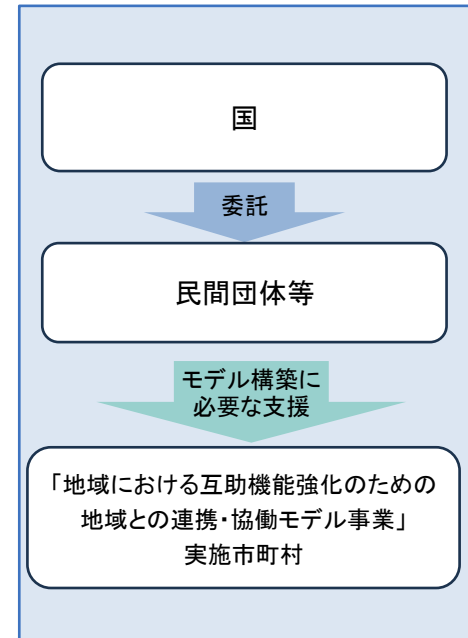
I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③ 施策の概要 ④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

- 「地域における互助機能強化のための地域との連携・協働モデル事業」の実施市町村において行われる、
 - ・ 地域生活課題／既存制度等の把握
 - ・ 地域住民等との協議・実践
 - ・ 住民主体の活動の継続性を担保するための方策や、そのための行政としての支援の在り方の検証等の取組について、有識者等とともに現地を訪問し、各取組が円滑に行われるよう必要な助言等を行い、行政として地域に根ざした地域づくりを行うために必要なアプローチ等に係るモデルを構築する。

【参考】モデル事業における実施市町村の取組

① 地域生活課題／既存制度等の把握	② 地域住民等との協議・実践	③ 検証・見直し
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域住民等が地域で生活する中で、現状起きている／中長期的な課題を把握。 ○ 住民の地域での生活を支える制度・資源(労働者協同組合、RMO、自治会・町内会、公民館等)や、地域住民の興味・関心から始まる地域活動等を把握。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民と対話しながら、住民発意を最大限尊重する中で具体的な実践内容やその実施体制等を協議し、検討する。 ○ 協議の結果を踏まえ、実践する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実践状況を検証。 ○ 住民主体の活動の継続性を担保するための方策や、そのための行政としての支援の在り方等を検証し、必要に応じて見直し。



⑤ 施策の対象・成果イメージ (経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- 地域との連携・協働モデルが構築されることにより、多くの市町村において、地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(地域生活課題)の解決が図られるほか、地域の互助機能が強化されることで、地域社会の持続的な発展にも寄与する。

施策名:シルバー人材センター活性化推進事業

① 施策の目的

② 対策の柱との関係

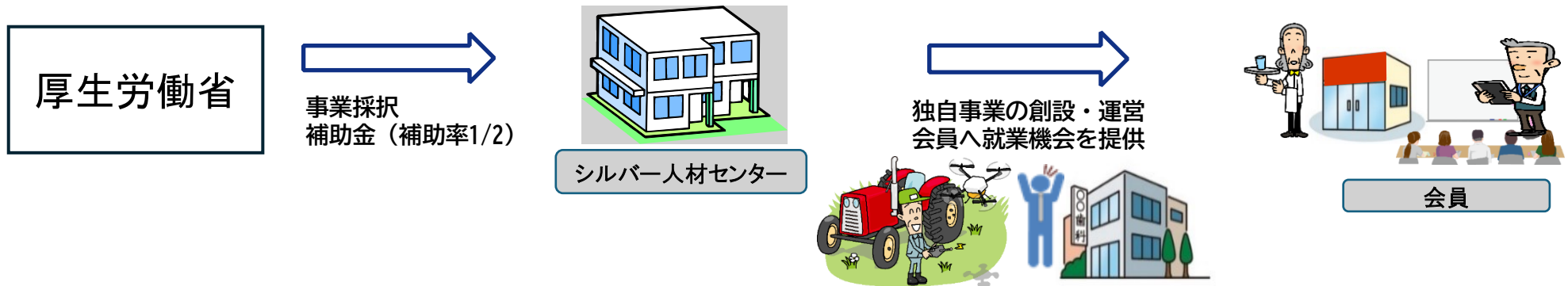
I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

高齢人口が増加する中で、多様なニーズに応じた就業機会を提供するシルバー人材センターの活性化を図り、高齢者がより長く活躍できるようにすることは、高齢者の生きがいの充実や健康の維持増進、地域の活性化等の効果が期待できるとともに、高齢者の生活や所得の安定に繋がる。

③ 施策の概要

物価高騰等の影響を受ける高齢者の生活・所得の安定を図りつつ、高齢者が生きがいや役割を持てる包括的な地域共生社会を実現するためには、高齢期のニーズに応じた多様な就業機会の提供を官民連携して早期に推進する必要がある。そのため、シルバー人材センターが会員の就業ニーズを踏まえつつ、会員が健康状態に合わせて活躍できる社会参加の場や地域貢献等にも繋がる独自事業を創意工夫により生み出すための体制整備等に要する経費の一部を補助する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

創設する独自事業において会員に就業機会を提供し、会員の就労による社会参加等を促進することで、高齢者の生活・所得の安定を図るとともに、シルバー人材センター及び会員の更なる活性化を図る。

令和7年度補正予算案 21億円

施策名：地域における自殺対策の強化

① 施策の目的

- 令和6年の自殺者総数は過去2番目に少ない20,320人となったが、自殺者総数は依然として高い水準で推移している。また、令和6年の小中高生の自殺者数は過去最多の529人となっており、コロナ禍で上昇した20歳代の自殺死亡率は横ばいとなっている。
- このような深刻な状況の中で、孤独・孤立等の影響による自殺リスクの高まりが懸念されており、電話やSNS等を活用した相談事業における総呼数(かかってきたコール数)の高止まりや接続完了率(つながったコール数の比率)の低さが課題となっている。
- 自殺総合対策大綱に定める数値目標(自殺者総数を令和8年に約16,000人以下とする)を達成するためにも、相談体制の更なる強化等が必要である。

② 対策の柱との関係

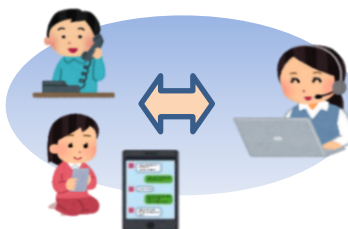
I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③ 施策の概要

I 地域における電話やSNS等を活用した自殺に関する悩みに対する相談体制の強化等の支援

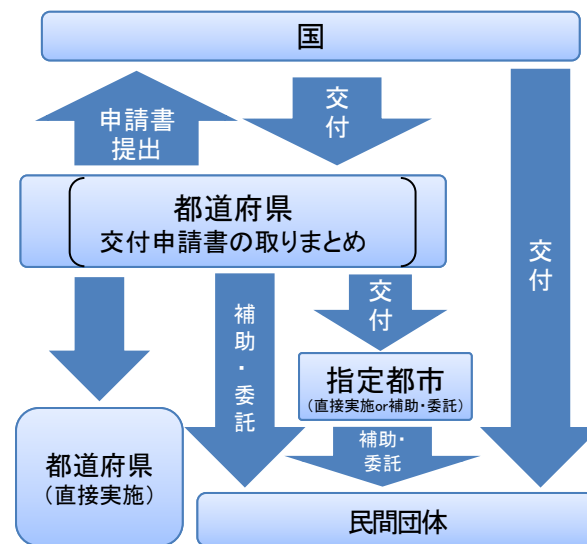
- 都道府県・指定都市が行う電話・SNS等を活用した相談体制の強化
- 地域の支援機関へのつなぎ支援の実施
- 自殺念慮者やハイリスク者に対するアウトリーチや一次保護の実施、居場所の提供
- 相談員のなり手不足の解消、資質の向上又は定着、相談支援の環境整備等への支援

II 社会的に孤立したり、孤独を抱えたりしている人に対する電話やSNS等を活用した自殺防止等に係る民間団体の取組支援



④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

- 実施主体：都道府県・指定都市、民間団体
- 交付率：1/2(都道府県・指定都市)、10/10(民間団体)



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- 電話やSNS等を活用した相談体制の更なる強化等を図り、地域における具体的な支援につなげることで、自殺者数の減少に資する。

施策名：一時保護所・女性自立支援施設受入促進モデル事業

① 施策の目的

○ DV被害や性被害等、様々な困難を抱える女性が、個々の状況に応じた支援を受けられる体制を整備することにより、より多くの対象者に対して入所による地域移行支援・自立支援を促進する。

② 対策の柱との関係

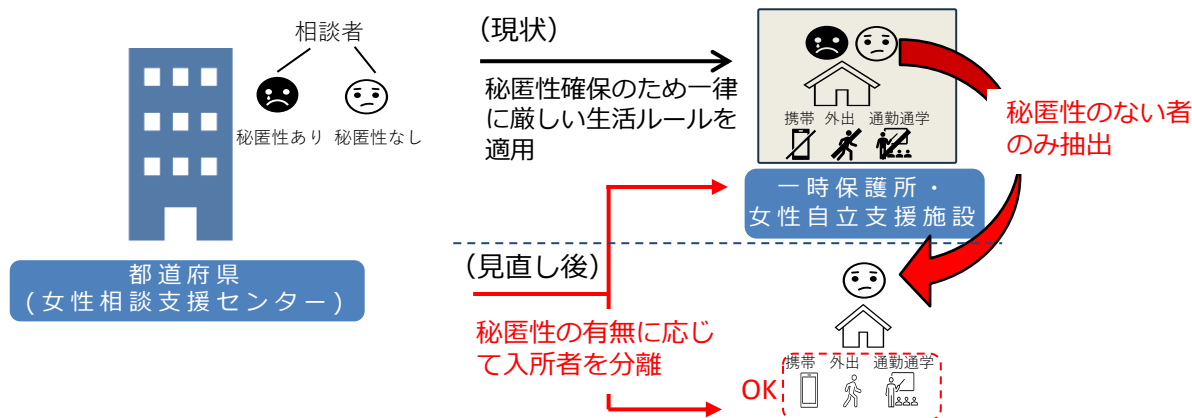
I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③ 施策の概要

○ 秘匿性のない入所者向けに、生活制限を大幅緩和したサテライト型の一時的保護所・施設を確保する事業をモデル的に実施する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【事業概要】



【補助実施主体】都道府県

【補助率】国 3/4、都道府県 1/4

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

○ 生活制限を緩和したサテライト型を設置することにより、入所支援を受けられる対象者が増加する。
○ 地域・一般社会により近い形での自立支援を行うことにより、退所後の生活再建や地域移行に向けた支援の円滑化が図られる。

施策名：女性相談支援センター等地域連携推進モデル事業

① 施策の目的

○ 他施策との連携や地域の関係者との関係構築等を進めることにより、困難な問題を抱える女性が地域生活に円滑に移行できる体制の整備を促進する。

② 対策の柱との関係

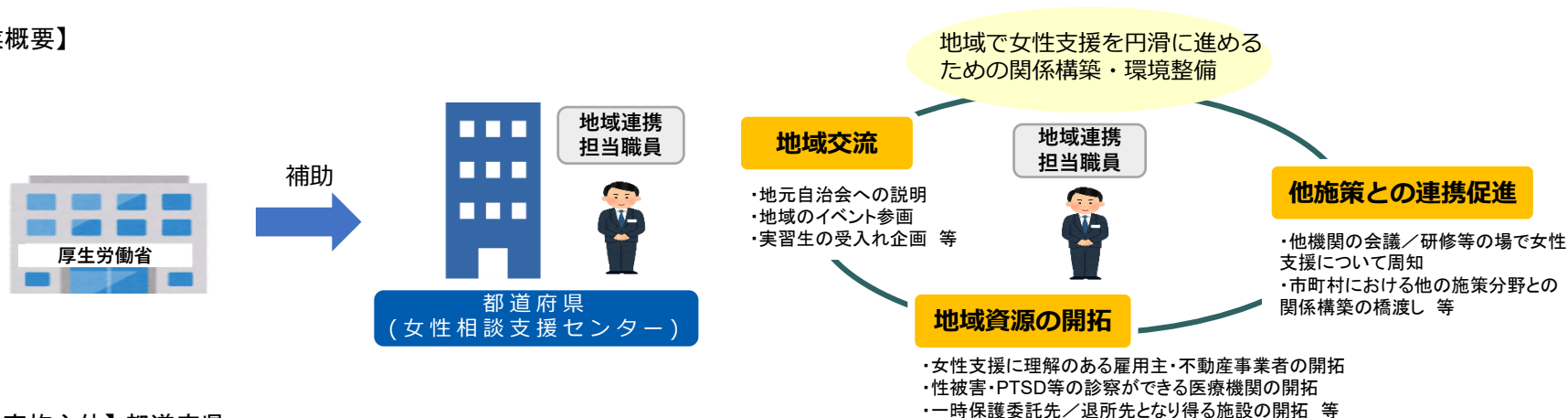
I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③ 施策の概要

○ 女性支援に関わる地域資源の開拓や退所者の地域定着を念頭に置いた地域交流等のコーディネートを行うことにより、地域生活移行に向けた環境整備を行う事業をモデル的に実施する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【事業概要】



【補助実施主体】都道府県

【補助率】国 3/4、都道府県 1/4

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

○ 女性支援ニーズや連携の重要性について地域における理解が進み、より円滑な地域移行に向けた地域資源の開拓や連携強化等の支援体制の充実が図られる。

施策名:地域における戦没者の慰霊・戦争体験者の記憶継承推進事業

① 施策の目的

戦後80年が経過し、先の大戦や戦没者を直接知る者が減少していく中で、戦没者の慰霊と次世代への戦争体験者の記憶の継承を着実に継続していくことが必要。そのため、関係者の参画を得つつ、地域における戦没者の慰霊と戦争体験者の記憶の継承を持続的に行う仕組みの構築等を支援する。

② 対策の柱との関係

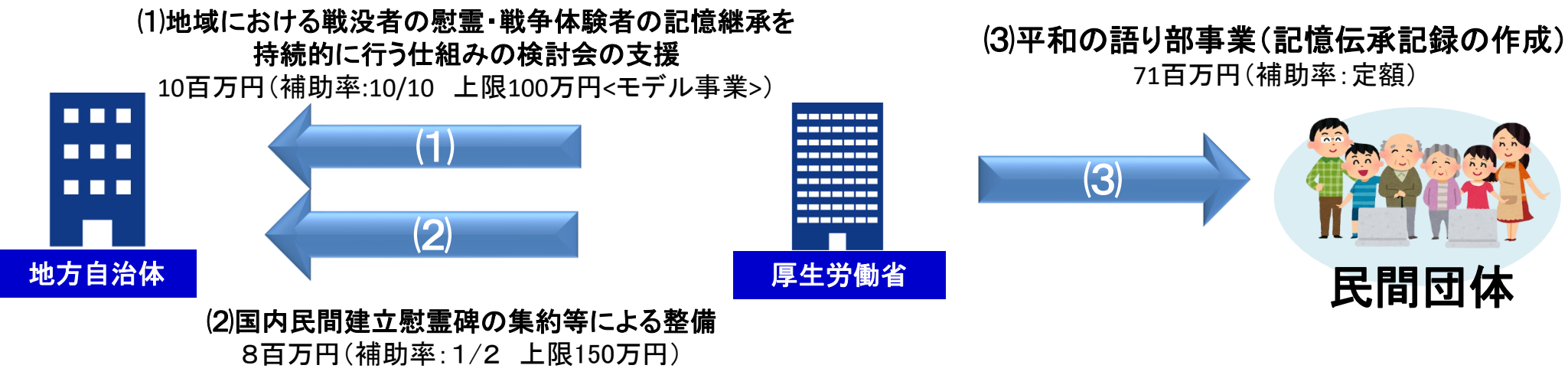
I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③ 施策の概要

地域における着実な戦没者の慰霊や次世代への戦争体験者の記憶の継承を図るため、**地域における戦没者の慰霊・戦争体験者の記憶継承を持続的に行う仕組みの検討、国内民間建立慰霊碑の集約等による整備及び戦没者遺児等による記憶伝承記録の作成**に対する補助を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

実施主体:地方自治体 民間団体
補助率:地方自治体(10/10、1/2) 民間団体(定額)



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

地域における戦没者の慰霊と戦争体験者の記憶の継承を推進する。

施策名：能登半島地震において住宅に被害を被った被災者世帯への支援（地域福祉推進支援臨時特例交付金）

① 施策の目的

能登半島地震において住宅に被害を被った被災者世帯の復旧・復興を支援する。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
						○			

③ 施策の概要

高齢化や、半島という地理的制約など、地域コミュニティの再生に向けた大きな課題を抱える能登地域の実情・特徴等を踏まえ、令和6年3月に創設した地域福祉推進支援臨時特例交付金により、被災世帯の家財等・住宅再建に対する支援のための給付と、地域の実情にあわせた福祉ニーズの高い被災者の支援を進める。

④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

➤ 被災世帯の家財等・住宅再建に対する支援のための給付

【支援対象】能登地域6市町において、①家財等（自家用車含む）の滅失、②住宅半壊以上の被災をした、

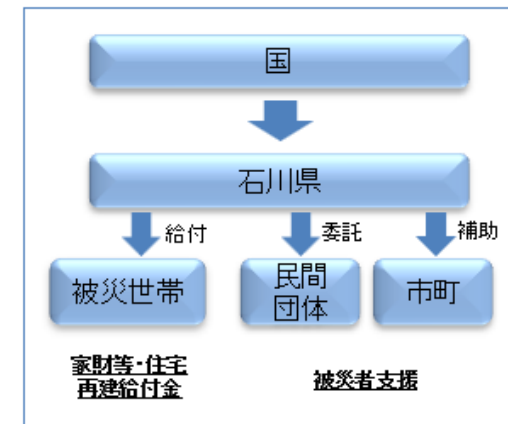
- ・ 高齢者・障害者のいる世帯
- ・ 資金の借入や返済が容易でないと見込まれる世帯（以下の類型に該当する世帯）

i 住民税非課税世帯・住民税均等割のみ課税世帯（含む災害減免により住民税が全額免除になる者がいる世帯）、ii 能登半島地震の影響を受けて家計が急変し i の世帯と同様の事情にあると認められる世帯（家計急変世帯）、iii 児童扶養手当の受給世帯、iv 能登半島地震の影響を受けて離職・廃業した者がいる世帯、v 一定のローン残高がある世帯、vi その他の類似の事情があると認められた世帯

➤ 地域の実情にあわせた福祉ニーズの高い被災者の支援

※ 被災者の生活再建に向けた訪問・個別継続的な伴走支援など

【実施主体】石川県 （補助率）4／5



⑤ 施策の対象・成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

能登半島地震において住宅に被害を被った被災者世帯への支援を進める。

施策名:被災者見守り・相談支援等緊急事業

① 施策の目的

被災者は災害救助法に基づく応急仮設住宅に入居するなど、被災前とは大きく異なった環境に置かれることとなる。このような被災者が、それぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、本事業により、孤立防止等のための見守り支援や、日常生活上の相談を行ったうえで被災者を各専門相談機関へつなぐ等の支援を行っている。特に、令和6年能登半島地震・豪雨における被災者は、依然として、多くの被災者が応急仮設住宅へ入居するなど、被災前とは大きく異なる環境に置かれていることから、被災地の見守り・相談支援体制の強化を図ることにより、被災者への伴走支援を充実させる。

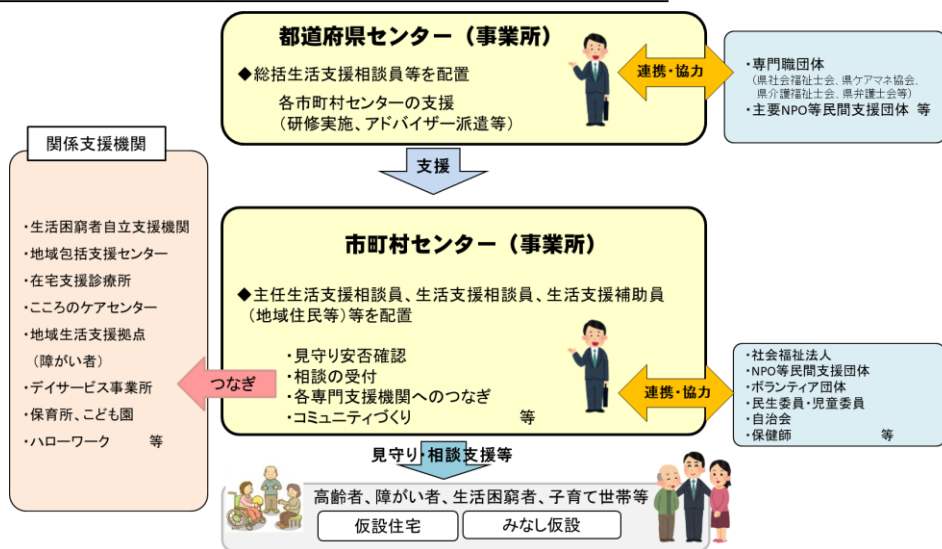
② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
						○			

③ 施策の概要

令和6年能登半島地震・豪雨における被災者について、被災前とは大きく異なった環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、被災した自治体が孤立防止等のための見守り支援や、日常生活上の相談を行ったうえで各専門相談機関へつなぐ等の支援を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



【事業実施要件】

本事業は、災害救助法に基づく応急仮設住宅が供与されていること又は供与される見込みであることを実施の要件とする。

【実施主体】

都道府県及び市区町村
(令和6年能登半島地震・豪雨で被災した自治体に限る。)

【補助率】

10/10

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

被災者が被災前とは異なった環境で安心した日常生活を営むことができるようになる。

① 施策の目的

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」、「生活保護法」等の規定に基づく施設等の整備に要する費用の一部を補助することにより、計画的な施設等の整備、入所者等の福祉の向上を図る。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③ 施策の概要

障害者の社会参加支援及び地域移行支援をさらに推進するため、地域移行の受け皿としてグループホーム等の整備を促進するなど、自治体の整備計画にもとづく整備を推進する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

補助率

国 1 / 2、都道府県・指定都市・中核市 1 / 4、設置者 1 / 4

実施主体

都道府県、指定都市、中核市



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

自治体の整備計画に基づくグループホーム等の整備を推進することで、障害者の社会参加や地域移行を推進し、障害者の福祉の向上が図られる。

【○災害からの復旧・復興に対する支援、医療施設等の耐災害性強化】

施策名：医療施設、社会福祉施設等への災害復旧支援(施設整備)

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
						○			

① 施策の目的

災害により被害を受けた各施設について、早期の復旧を推進する。

③ 施策の概要

災害により被害を受けた各施設の速やかな復旧を図るため、各施設における災害復旧事業に要する事業費の一部について、財政支援を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

対象施設		医療施設	社会福祉施設等	
		<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関(公的医療機関、政策医療実施機関) ・医療関係者養成施設 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者支援施設 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム、養護老人ホーム 等
補助率等	原則	1/2	①直接補助 国 1/2、都道府県等 1/2 ②間接補助 国 1/2、都道府県等 1/4、設置者 1/4	特別養護老人ホーム・養護老人ホーム等の場合： 国 1/2、都道府県・政令指定都市・中核市 1/4、事業者 1/4
	激甚災害として指定された場合等	<ul style="list-style-type: none"> ・公的医療機関 2/3に引き上げ ・政策医療実施機関 交付対象施設の基準額の上限撤廃 	国の補助率 1/2 + α	特別養護老人ホーム・養護老人ホームの国庫補助率を国・都道府県等 5/6、事業者 1/6に引き上げ

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

災害により被害を受けた各施設を早期に復旧するための財政支援を行うことにより、被災地の復旧・復興を加速させ、国民生活の安全・安心に貢献する。

① 施策の目的

災害により被害を受けた社会福祉施設等について、早期の復旧を推進する。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
						○			

③ 施策の概要

災害により被害を受けた社会福祉施設等の速やかな復旧を図るため、社会福祉施設等における災害復旧事業に要する費用の一部について財政支援を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

	障害者支援施設等	介護サービス事業者等
実施主体	都道府県、政令指定都市、 中核市	都道府県、政令指定都市、 中核市
補助率	定額	定額
補助対象	激甚災害に指定された災害 （※）により被災した障害者施設等の備品購入費	激甚災害に指定された災害（※） により被災した介護施設等の備品購入費

※令和7年8月5日から9月21日までの間の豪雨及び暴風雨による災害



⑤ 成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

災害により被害を受けた社会福祉施設等を早期に復旧するための財政支援を行うことにより、施設利用者等に対する安全・安心なサービス提供の継続を確保する。

施策名：医療施設等の耐災害性強化

① 施策の目的

「第1次国土強靱化実施中期計画」(令和7年6月6日閣議決定)等を踏まえ、災害時において適切な医療提供体制を維持するため、防災・減災対策に関する施設整備等を行う。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
						○			

③ 施策の概要

医療施設等の防災・減災対策推進に向け、耐震化等の改修等、非常用自家発電設備や給水設備の整備、水害対策に伴う改修等、倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修等のほか、災害拠点精神科病院に必要な診療設備等の整備等の対策を講じる。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

	医療施設等耐震整備事業	医療施設非常用自家発電装置施設整備事業	医療施設給水設備強化等促進事業	医療施設浸水対策事業	医療施設ブロック塀改修等施設整備事業	災害拠点精神科病院施設整備事業	災害拠点精神科病院等設備等整備事業
実施主体	民間等の病院(災害拠点病院や救命救急センター等の救急医療を担っている病院及び耐震性が特に低い建物(Is値0.3未満)を有する病院)	①公立、公的病院・診療所、②救命救急センター、災害拠点病院、災害拠点精神科病院、周産期母子医療センター、へき地医療拠点病院、へき地診療所、地域医療支援病院、特定機能病院、ほか政策医療実施機関 ※「医療施設浸水対策事業」の対象は、ハザードマップ等による洪水・雨水出水・高潮の浸水想定区域や津波被害警戒区域に所在している医療機関に限る。			倒壊の危険性のあるブロック塀を保有する病院	災害拠点精神科病院	災害拠点精神科病院、日本DPATを有する病院

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

医療施設等の耐震化整備等を支援し、防災・減災、国土強靱化を推進する。

【〇災害からの復旧・復興に対する支援、医療施設等の耐災害性強化】

施策名: 第1次国土強靱化実施中期計画に基づく耐震化等(医療施設等、社会福祉施設等)

① 施策の目的

「第1次国土強靱化実施中期計画」(令和7年6月6日閣議決定)等を踏まえ、災害時において適切な医療提供体制を維持するとともに、社会福祉施設等の利用者等の安全を守るため、防災・減災対策に関する施設整備等を行う。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
						○			

③ 施策の概要

医療施設等、社会福祉施設等の防災・減災対策を推進するため、耐震化にともなう改修・大規模修繕等のほか、非常用自家発電設備や給水設備の整備、水害対策に伴う改修等、倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修等及び医療コンテナの活用促進の対策を講じる。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

	医療施設等	障害者支援施設等	高齢者施設等	隣保館	心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関
実施主体	病院等	都道府県 政令指定都市 中核市	都道府県 市区町村	市町村	独立行政法人国立病院機構
補助率	国1/2、事業者1/2 国1/3、事業者2/3	国1/2、都道府県・政令指定都市・中核市1/4、設置者1/4	定額 又は 国1/2、自治体1/4、事業者1/4	国1/2、政令指定都市・中核市1/2 又は 国1/2、府県1/4、市町村1/4	国 10/10
補助対象となる事業	①耐震化整備 ②非常用自家発電設備整備 ③給水設備整備 ④医療コンテナ活用促進	①耐震化整備 ②ブロック塀等改修整備 ③水害対策強化 ④非常用自家発電設備整備	①耐震化整備 ②ブロック塀等改修整備 ③水害対策強化(※) ④非常用自家発電設備整備	①耐震化整備 ②ブロック塀等改修整備	①耐震化整備

※老朽化したエレベーターの更新等含む。

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

医療施設等、社会福祉施設等の耐震化整備等を支援し、防災・減災、国土強靱化を推進する。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
						○			

① 施策の目的

能登半島地震の教訓等を踏まえ、令和7年7月に、災害救助法の救助の種類に「福祉サービスの提供」を追加する改正法が施行され、DWATの活動範囲についても在宅・車中泊避難者等へ拡大していることから、DWATの養成の更なる促進を図るとともに、地域共生社会の実現に向けて平時から災害時の支援体制の構築・強化を図る。

③ 施策の概要

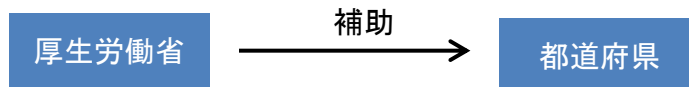
- ・災害時に初動から対応可能なDWATの養成や、DWATが被災地で要配慮者からの理解を得て円滑に活動するため、地域住民や教育機関、社会福祉施設等に対する普及・啓発等を重点的に実施する。
- ・要配慮者に対し必要な支援を円滑に届けるとともに、保健医療活動チームとの連携強化のための合同研修等を実施する。
- ・都道府県間の連携により、被災県だけでなくより広域的な支援を円滑に実施可能となるよう、都道府県ブロックでの訓練の実施する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【実施主体】 都道府県

【補助率】 定額

【補助金の流れ】



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

初動対応可能なDWATの養成や、DWATの普及・啓発、保健医療活動チームとの合同研修等を通じて、要配慮者に対する災害時の福祉支援体制の強化を図る。

① 施策の目的

災害時に避難所や在宅等で要配慮者に対し支援を行う災害派遣福祉チーム(DWAT)のチーム員について、全国的な登録管理や派遣調整を可能とするシステムを構築する。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
						○			

③ 施策の概要

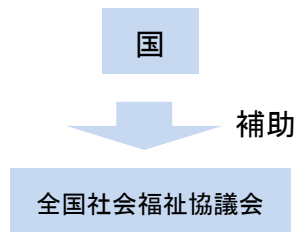
令和7年7月に施行された改正災害救助法の救助の種類に「福祉サービスの提供」が追加され、DWATによる支援対象も拡大している。被災地で活動するDWATの増加も見込まれる中、DWATチーム員の登録や情報の更新を行い、また、災害時には登録されたチーム員の派遣調整も行うことが可能となる全国共通のシステムを構築する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【実施主体】 社会福祉法人全国社会福祉協議会

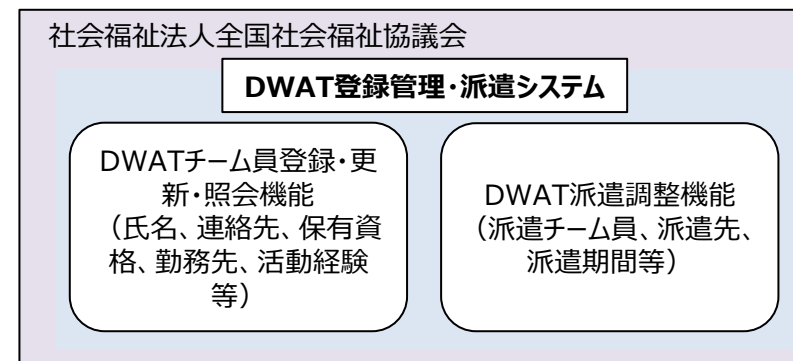
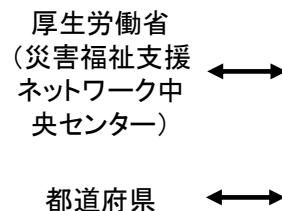
【補助率】 定額

【補助金の流れ】



【システムイメージ】

DWATチーム員所属法人・所属団体、DWATチーム員



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

被災地で活動するDWATの増加が見込まれる中、効率的にDWATの派遣調整を行うことができ、要配慮者にとって必要な支援を速やかに実施することにつながり、災害福祉支援の強化が図られる。

【OB型肝炎訴訟の給付金等の支給】

施策名：特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給業務費交付金

令和7年度補正予算案 1,198億円

① 施策の目的

集団予防接種等の際の注射器の連続使用によりB型肝炎ウイルスに感染した者及びその相続人に対し、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等を支給することにより、この感染被害の迅速かつ全体的な解決を図ることを目的とする。

② 対策の柱との関係

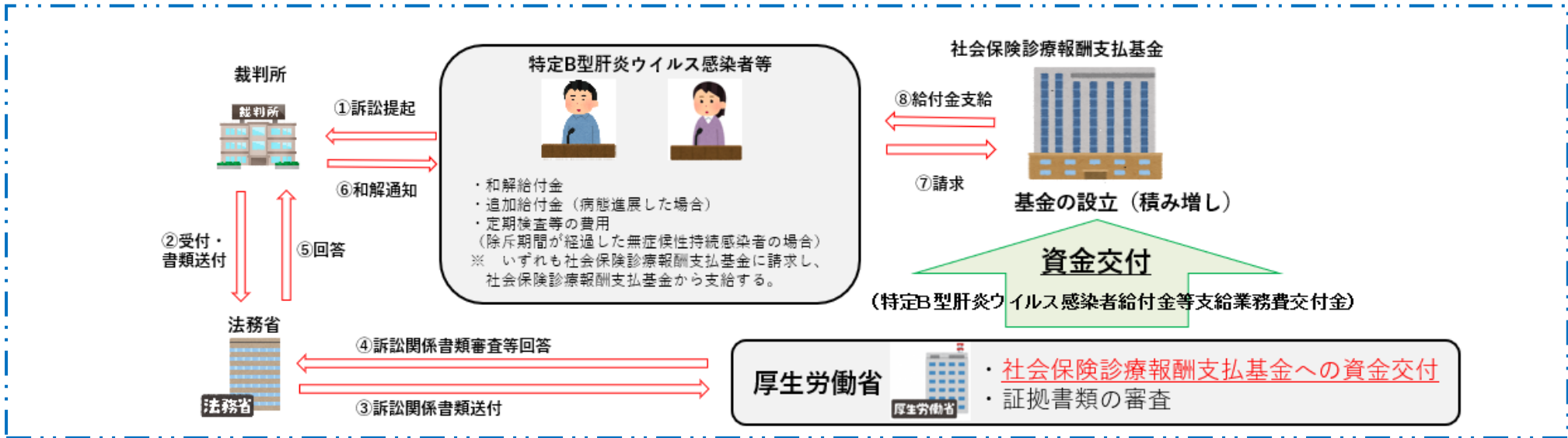
I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③ 施策の概要

「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」に基づき、社会保険診療報酬支払基金に基金を造成し、集団予防接種等の際の注射器の連続使用によってB型肝炎ウイルスの感染被害を受けた者及びその相続人に対し、給付金等の支給を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

■ 「訴訟提起」から「給付金支給」までの実務の流れ



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

B型肝炎ウイルスの感染被害を受けた者及びその相続人に対し、給付金等の支給を行うため必要。

(注1) 「強い経済」を実現する総合経済対策（令和7年11月21日 閣議決定）を、厚生労働省の分野別・施策に組み替えたもの。

(注2) 「②対策の柱との関係」については、以下のとおり。

I. 生活の安全保障・物価高への対応

- 1 足元の物価高への対応
- 2 地方の伸び代の活用と暮らしの安定
- 3 中小企業・小規模事業者をはじめとする賃上げ環境の整備

II. 危機管理投資・成長投資による強い経済の実現

- 1 経済安全保障の強化
- 2 食料安全保障の確立
- 3 エネルギー・資源安全保障の強化
- 4 防災・減災・国土強靱化の推進
- 5 未来に向けた投資の拡大

III. 防衛力と外交力の強化

- 1 外交・安全保障環境の変化への対応
- 2 米国関税への対応